

令和6年6月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和6年6月 4日 開会

令和6年6月17日 閉会

飯 島 町 議 会

令和6年6月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年6月4日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集挨拶

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 第1号議案 令和6年度飯島町一般会計補正予算（第2号）

日程第5 第2号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第6 第3号議案 飯島町道路線の認定について

○出席議員（12名）

1 番	伊藤 秀明	2 番	坂井 活広
3 番	折山 誠	4 番	坂本 紀子
5 番	宮脇 寛行	6 番	浜田 稔
7 番	三浦寿美子	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸	10 番	片桐 剛
11 番	吉川 順平	12 番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 唐澤 隆</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>松村 和夫</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>林 潤</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松澤 京子</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	松村 和夫	健康福祉課長	林 潤	産業振興課長	堀越 康寛	建設水道課長	片桐 雅之	地域創造課長	久保田浩克	会計管理者	松澤 京子
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	大島 朋子																		
企画政策課長	座光寺満輝																		
住民税務課長	松村 和夫																		
健康福祉課長	林 潤																		
産業振興課長	堀越 康寛																		
建設水道課長	片桐 雅之																		
地域創造課長	久保田浩克																		
会計管理者	松澤 京子																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 齊藤 鈴彦</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	那須野一郎
議会事務局書記	松下 知冬

本会議開会

開 会	令和6年6月4日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦勞さまでございます。 これから令和6年6月飯島町議会定例会を開会いたします。 議員各位におかれましては、会期中、本会議及び委員会審査を通じ慎重かつ精力的に 御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願いいたしま す。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。 開会に当たり町長から御挨拶いただきます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 令和6年6月議会定例会の招集に当たりまして御挨拶を申し上げます。 令和6年5月10日付、飯島町告示第32号をもって令和6年6月飯島町議会定例会を 招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様 の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。 6月となり、野山の緑も一層濃くなる季節へと移ってまいりました。多くの水田で水 をたたえ、緑を増した稲が初夏の風を受けて揺れ、アルプスの山々の麓に映える飯島町 らしい田園風景が広がってきております。 気象庁の向こう3か月の天候の見通しでは、気温は全国的に高い見込み、降水量は平 年並みか多い見込みとされているところでございます。 また、梅雨の入りは全国的に平年より遅いと予想されていますが、これから一月余り、 水害や土砂災害に備え、緊張感を持って臨んでまいりたいと思っているところでござい ます。 さて、最近の地域経済の状況を見てもみますと、1月から3月期のGDP速報値は前期 比0.5%、年率2.0%の減で、2・四半期ぶりのマイナス成長となっているところでござ います。自動車メーカーが認証取得をめぐる不正で車の生産や出荷を停止した影響など、 個人消費や輸出が落ち込んだとのことでございます。 また、内閣府の5月の月例経済報告によりますと、全国の景気動向では「足踏みもみ られるが、緩やかに回復している。」ということで、「先行きについては、雇用・所得環 境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」 としていますが、今朝ほど新聞でも報道がありましたように、また新たに自動車メーカー

各社の認証不正が発覚しておりまして、今後こうした景気への影響が長引くものと思われるところでございます。

一方で、長野県の経済に目を向けますと、2月から3月の動向では「持ち直しの動きに弱さがみられる」とされています。生産動向、個人消費は減少しているものの、公共投資、住宅投資は前年を上回る状況となっております。

そのような中で、雇用状況はというと、4月の伊那管内の有効求人倍率は1.18で、前年同月を1.12下回っております。雇用情勢は堅調に推移しているとされておりますけれども、物価上昇等が雇用に与える影響を注視する必要があるとされているところでございます。

いずれにしましても、経済状況や雇用状況については今後の動きに注視してまいりたいと思っております。

令和6年度も2か月が経過いたしました。本年度の予算は「こども元気・豊かな暮らし」「脱炭素・環境共生の推進」「デジタル化の推進」の3点を重点ポイントとしております。それぞれの施策について適切な時期に適切な方法で実施してまいる所存でございます。

また、第6次総合計画の実施4年目を迎え、8つの分野別基本施策の実現に向けて、今月から各自治会等、個別懇談会を開催しながら住民の皆さんの御意見をお聞きし、町長以下、職員一丸となって各事業に取り組んでまいる所存でございます。

さて、本定例会に御提案申し上げます案件は、一般会計及び特別会計補正予算2件、一般案件1件の計3件でございます。いずれも重要な案件でございますので、何とぞ、慎重な御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます、招集の御挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

[唐澤町長降壇]

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により4番 坂本紀子議員、5番 宮脇寛行議員を指名いたします。

議 長 日程第2 会期に決定についてを議題といたします。
本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議いただいております、議会運営委員長より会期は本日から6月17日までの14日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおりといたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月17日までの14日間とするこ

事務局長	<p>とに決定いたしました。</p> <p>会期の日程は事務局長から申し上げます。</p> <p>会期日程説明</p>
議長	<p>日程第3 諸般の報告を行います。</p> <p>議長から申し上げます。</p> <p>初めに請願、陳情等の受理について報告いたします。</p> <p>受理した請願、陳情はお手元の請願・陳情文書表のとおりであり、会期規則第89条第1項及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託いたします。</p> <p>次に例月出納検査について報告いたします。</p> <p>5月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。</p> <p>次に議会閉会中の議員派遣に関する報告につきましてはお手元に配付のとおりでございます。研修等、大変御苦労さまでございました。</p> <p>次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりでございます。</p> <p>次に町当局からの報告を求めます。</p> <p>[唐澤町長登壇]</p>
町長	<p>それでは、私から2件について御報告を申し上げます。</p> <p>はじめに令和5年度飯島町土地開発公社決算について御報告申し上げます。</p> <p>令和5年度飯島町土地開発公社決算につきましては、去る5月21日開催の公社理事会におきまして審議をお願いし、御議決いただきましたので、その概要を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして報告申し上げます。</p> <p>令和5年度の土地開発公社の事業としましては、工業団地関連事業及び分譲住宅地売却事業に取り組んでまいりました。</p> <p>工業団地関連事業では、開発中であった久根平工業団地の造成工事が完了し、新田工業団地とともにそれぞれ売却をいたしました。このことによりまして公社が保有する工業団地は全て完売となりました。</p> <p>分譲住宅地売却事業では、残り3件となりましたが、不動産業者やハウスメーカーへの情報提供を行ってまいりました。しかしながら、売却には至りませんでした。今後も引き続き保有する住宅分譲地の早期売却に向け取り組んでまいります。</p> <p>次に主な収益の内容ですが、土地造成事業収益で1億9,260万円、附帯等事業収益がおよそ9万円で、事業収益はおよそ1億9,269万円となりました。これに事業外収益等を加えた収益合計はおよそ1億9,346万円となりました。</p> <p>これに対する費用につきましては、取得原価およそ1億7,648万円に一般管理費及び事業外費用等を加えた費用合計はおよそ1億7,826万円となり、差引きおよそ1,520万円の利益となっております。</p> <p>前期繰越準備金につきましてはおよそ1,970万円で、当期純利益を合わせた準備金合計はおよそ3,490万円となりました。</p> <p>以上、公社の決算概要について申し上げます。</p>

決算の詳細はお手元の決算報告書のとおりでございますので、後刻御覧ください。

次に株式会社エコーシティー・駒ヶ岳第33期決算について御報告申し上げます。

株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の第33期——令和5年4月1日～令和6年3月31日までの間でございますが、この決算につきましては、去る5月27日開催の定時株主総会におきまして承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、その経営状況について御報告申し上げます。

ケーブルテレビは地域の重要なインフラとして楽しみや感動を伝えるとともに、安心・安全、快適を提供する総合的なインフラでございます。地域に密着した活動で地域づくりに貢献してきているところでございます。

ケーブルテレビ業界は、コロナ禍で広まったインターネットを活用したリモートワークや動画視聴等の需要に応えるため、インターネットサービスの10ギガ化等の高速サービスへの対応が進みつつあります。

また、1月1日に発生した能登半島地震は、被災地のケーブルテレビ局のみならずケーブルテレビ業界全体にも大きな影響を及ぼし、現在、業界全体で災害対策への議論がさらに深まり、行政と連携した防災・減災事業等への試験的な取組が広がりつつあります。

このような状況の中、CEKでは、KDDやNTTドコモとの提携による固定モバイルセット販売の推進、インターネットサービスの10ギガ対応等を進め、加入者サービスの向上に努めてまいりました。

加入状況は、各種キャンペーンの実施、光サービスのPR等に努めた結果、インターネットサービスと電話サービスの加入が増加となりました。

しかし、人口減少の影響もあり、テレビサービス等総接続世帯数は減少となったところでございます。

今期決算につきましては、計画では4,100万円ほどの黒字を見込んでまいりましたが、先ほど申しましたようにインターネットサービスや電話サービスの加入増加によりまして計画を上回る8,900万円あまりの当期純利益を確保することができました。

今年度もケーブルテレビ業界を取り巻く環境は厳しさが予想されますけれども、引き続き光トリプルサービスを展開するとともに、新たにデータ放送に取り組み、みなこいチャンネルの一層の充実を図り、地域の公共メディアとしての使命を果たしてまいります。

以上、決算の概要を申し上げます。

詳細につきましてはお手元の資料のとおりですので、後刻御覧いただきたいと思っております。

以上2件について御報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

[唐澤町長降壇]

議 長

以上で諸般の報告を終わります。

議 長

日程第4 第1号議案 令和6年度飯島町一般会計補正予算（第2号）

日程第5 第2号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

以上2議案を一括議題といたします。

それでは、本2議案につきまして提案理由の説明を求めます。

〔唐澤町長登壇〕

町長

第1号議案 令和6年度飯島町一般会計補正予算（第2号）及び第2号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の2議案につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、第1号議案 令和6年度飯島町一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,981万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ58億2,981万4,000円とするものでございます。

主な歳入の内容としましては、国庫支出金では物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金がおよそ2,970万円、リニア中央新幹線関連事業交付金が880万円、公営住宅建設事業債が780万円のほか、歳出に係る財源不足に対応するため財政調整基金から8,900万円を繰り入れる歳入予算を計上いたしました。

主な歳出の内容としましては、定額減税調整給付金におよそ6,070万円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金におよそ4,620万円、本郷島河原地区の圃場整備事業物件調査業務に880万円、町営住宅除却工事の増額分としておよそ600万円を計上いたしました。

そのほか、新年度となり間もない時期でございますので、緊急性のある当面の事業執行に必要な補正を計上したところでございます。

続きまして第2号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ166万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億3,600万6,000円とするものでございます。

今回の補正は飯島町国民健康保険加入者に対する出産育児一時金に関する経費を補正するものでございます。

歳入では繰入金を166万7,000円増額するもので、歳出では保険給付費を250万円増額し、予備費で調整するものでございます。

その他細部につきまして、第1号議案につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第2号議案については御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

〔唐澤町長降壇〕

企画政策課長	補足説明
総務課長	補足説明
住民税務課長	補足説明
健康福祉課長	補足説明
産業振興課長	補足説明

建設水道課長	補足説明
地域創造課長	補足説明
教育次長	補足説明
議 長	<p>提案理由の説明がありました。</p> <p>これから本2議案につき一括して質疑を行います。</p> <p>なお、議事運営上、ここでは総括的な事項につき質疑されるようお願いいたします。</p> <p>質疑はありませんか。——よろしいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>ここで質疑を終わります。</p> <p>ここでお諮らいたします。</p> <p>第1号議案及び第2号議案は、審査に時間を要するため6月17日の定例会最終日にこれを採決したいと思いますが、御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、本2議案につきましては6月17日——本定例会最終日に採決することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>日程第6 第3号議案 飯島町道路線の認定について</p> <p>を議題といたします。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p> <p>〔宮下副町長登壇〕</p>
副 町 長	<p>第3号議案 飯島町道路線の認定について提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>本件につきましては、町道認定の申請があったもので、申請に基づき調査したところ、当該道路沿線には新たに宅地が造成されることなど生活道路として公共性が高いと認められるため、道路法第8条第2項の規定により町道横丁支1号線1路線の認定をお願いするものでございます。</p> <p>細部につきましては御質問により担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。</p> <p>〔宮下副町長降壇〕</p>
議 長	<p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
6 番	
浜田議員	<p>生活道路ということなんですけども、認定調書では42メートルってなっていますけれども、附属の位置図の長さとはとても42メートルには見えないんですけれども、このあたりの説明をお願い足します。</p>
建設水道課長	<p>若干位置図がずれている部分はございますけども、図面等をいただく中で、現道の町道から接道する先まで42メートルということで確認をしておりますので、よろしく御願いいたします。</p>

6 番

浜田議員
建設水道課長

これは直線で 42 メートルなんですか、それとも途中で曲がっているんですか。
ほぼ直線の道路になります。

議 長

よろしいですか。

6 番

浜田議員
議 長

はい。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

最初に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第 3 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。したがって、第 3 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じ、これで散会といたします。

御苦労さまでございました。

事務局長

御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

散 会

午前 9 時 5 8 分

令和6年6月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

令和6年6月6日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
片 桐 剛	危機管理体制を問う 1 防災訓練に対しての考え方を問う。 2 有事（大規模地震発生時）の際における関係各所との連携体制とライフラインの復旧見通しは。 3 平時に考える有事（初動）の想定は。
宮 脇 寛 行	1 基幹産業の農業支援について 2 飯島流ワーケーション事業について
伊 藤 秀 明	1 地元説明会について 2 高齢者の現状と対策について 3 図書館前のツリーハウスについて 4 保育園について
吉 川 順 平	1 町長の具体的な公約について 2 人口戦略会議が試算した町の将来人口について 3 水田を担う集落営農担い手法人組織と新たな「飯島方式」について 4 「食料・農業・農村基本法見直し」について
星 野 晃 伸	1 七久保診療所医師募集の本気度を問う。 2 社協の新たな取り組み元気アップ講座は住民ニーズに合っているか。 3 長野県市町村対抗駅伝選手支援を問う。 4 企業版ふるさと納税の積極的な取り組みを。
三 浦 寿 美 子	1 パートナーシップ制度の導入を 2 学校給食費の無償化について 3 高齢者補聴器購入補助の補助額引き上げを

○出席議員（12名）

1 番	伊藤 秀明	2 番	坂井 活広
3 番	折山 誠	4 番	坂本 紀子
5 番	宮脇 寛行	6 番	浜田 稔
7 番	三浦寿美子	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸	10 番	片桐 剛
11 番	吉川 順平	12 番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 唐澤 隆</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>松村 和夫</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>林 潤</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松澤 京子</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	松村 和夫	健康福祉課長	林 潤	産業振興課長	堀越 康寛	建設水道課長	片桐 雅之	地域創造課長	久保田浩克	会計管理者	松澤 京子
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	大島 朋子																		
企画政策課長	座光寺満輝																		
住民税務課長	松村 和夫																		
健康福祉課長	林 潤																		
産業振興課長	堀越 康寛																		
建設水道課長	片桐 雅之																		
地域創造課長	久保田浩克																		
会計管理者	松澤 京子																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 齊藤 鈴彦</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	那須野一郎
議会事務局書記	松下 知冬

本会議再開

開 議	令和6年6月6日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) これから本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願い いたします。 10番 片桐剛議員。 〔片桐議員質問席へ移動〕
10番 片桐議員	それでは通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。 今回の内容ですけれども、前回——3月の一般質問に引き続きまして町の危機管理体制 についてお伺いをしていきたいというふうに思います。 今回は、こちらの3点についてお伺いをいたします。1つ目、防災訓練に対するの考 え方、2つ目、有事——大規模地震発生時における関係各所との連携体制とライフ ラインの復旧見通しについて、3つ目、平時に考える有事初動の想定はという形であり ますので、お願いいたします。 1つ目、防災訓練に対するの考え方についてお伺いをいたします。 1番目は町で実施されている防災訓練の実態についてになります。 ここ数年はコロナ禍で通常予定していた訓練にはならなかった期間もあろうかと思 います。通常の訓練の流れ、誰が関わり、どのような形で動くか、詳細について説明をお 願いいたします。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 防災訓練に対するの考えということで、町で実施されている防災訓練の実態とい うこととでございます。 町では、毎年9月1日——9月1日というのは、大正12年9月1日に関東大震災が発 生しまして、約10万5,000人が亡くなられたりしたということで、昭和35年にそれを 基に防災の日と定められまして65年を経過するところでもあります。コロナ禍の中で防災 訓練ができなかった時期もありますけれども、この日の前後の日曜日を中心に、町とし

ては一斉に地震総合防災訓練を実施してきているところでございます。

近年の全国各地で発生している自然災害を踏まえ、また懸念されている東海地震などを想定して、住民の皆さんとともに防災意識を高め、各自主防災会と協力して災害発生時において冷静で迅速かつ円滑な行動が取れるよう実施しているものでございます。

実態としましては、昨年の訓練ではほぼ全ての自治会から2,666世帯、総勢3,006人に参加いただいたところでございます。

訓練の内容につきましては、災害発生時に自分の身を守る訓練、家族の安否確認などから始まり、避難所等への避難、独り暮らし世帯等への声かけ、また隣近所の助け合いによる自治会長への安否確認訓練、避難所の開設訓練、情報伝達訓練などが行われたところでございます。そのほか、各自治会におけます独自の計画による初期消火訓練や危険箇所や避難場所の確認などが行われているところでございます。

〔唐澤町長降壇〕

片桐議員 昨年は2,666世帯、3,006人参加というお話がありました。

これまでコロナ禍であっても実施をしているというところかと思えますけれども、それ以前から行われている防災訓練、これまでの間——毎年のことだと思えますけれども——各所からの反省点、改善点等の抽出、またそれを生かした訓練、その辺の実態をお伺いしたいと思います。

総務課長 毎年、自主防災会ということで自治会長さんを中心に、区会も中心に訓練のほうを実施してまいっております。

防災訓練の後には、自治会長さん、それから区長さん方にお集まりいただきまして、反省点などを出していただきながら、次の年の訓練のほうに生かしていきたいというところで毎年やっております。

片桐議員 訓練実施後に会を設けているという話でありました。

大きな流れは変わらず実施をされているのかなと思えますけれども、実際にどのような反省が出されてどう改善をされているのか、その例をお聞かせいただければと思いますが、お願いします。

総務課長 去年の反省点は、例えば——去年のところは、ちょっと数年ぶりの訓練で、通信の仕方——使い方とかがちょっと分かりにくかったとか、声かけですとか要配慮者等の移動等、避難に多くの時間を要したっていうような御意見もいただいております。ちょっと幾つかほかにも出ておりますけれども、こういった意見をまた参考にしながら次の訓練のほうへ生かしていければというふうに思っております。

片桐議員 コロナ禍であり、通常の訓練ができなかったというところも1つの訓練かと思えますので、しっかり反省点、改善点を次の防災訓練に生かしていただきたいのと、大きくは年1回の訓練になろうかと思えますので、今のような通信の在り方ですとか声かけっていうところは忘れてしまう部分等もあろうかと思えますので、日頃からの取組、その辺が重要かと思えますが、その辺はいかがでしょうか。

副町長 今、総務課長が申しましたように、やるたびに反省点は出させていただいておるんですが、区長さん方にお伺いしますと、9月1日の訓練は夏の訓練というよ

うな格好になります。それで、冬の訓練ですとか夜の訓練ですとか、それから、あとは災害が起こった場合の復旧に対する訓練、例えば町で協定を結んでおります建設水道防災協会との実際に重機を使ってやってみる訓練だとか、そういうものも必要じゃないかっていうようなことも言われておりますので、そういうのも——これはコロナ禍が明けてというか、前からちょっと一応計画しながらできなかった部分もございますので、そういうものも含めてこれからは取り組む必要があるのかなというふうに思っております。

それと、あわせて、まず自主防災会に我々がいつもお願いしているのは、要配慮者の関係もございませうけども、まず身を守る、夜であれば動かない、うちを出ないで1階から2階に水害のときには上るとか、そういう意識づけですとか、そういうことも必要だろうというふうに反省の中ではたしかあったような気がしますので、そういうものを生かしてこれからは訓練をする必要があるのかなというふうに思っております。

片桐議員 災害は待ってくれませんので、ぜひ一刻も早い実施をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、今の訓練等に関係する部分ですけれども、飯島町の第6次総合計画実施計画内に記載があります、「住民主体の防災力アップ」という項目が掲げられております。

施策の細目として、1つ目「自主防災会等における防災・減災活動の推進」、2つ目「自主防災組織の担い手づくり・防災士資格取得の推進」、3つ目「地区防災マップや地区防災計画等の整備」という項目が挙げられております。これらの実施状況について現状をお伺いします。

総務課長 自主防災会議における防災活動の推進ということにおきましては、今言った訓練等、それから会議等で推進を行っています。広報等でも行っているところでございます。

それから、防災士の資格取得の推進については、補助金制度を町でも実施しております。現在のところ、町では20人余の防災士が補助制度を使って資格を取得していただいているところでございます。

それから、地区の防災マップ、地区防災計画等の整備につきましては、計画に沿って——今、計画は、次は令和7年頃をめどに防災計画の見直しを予定しておりますけれども、計画に沿った形で進めているというところでございます。

片桐議員 この項目の中で、画面の下の資料になりますけれども、自主防災会での防災講座回数、R4年度の実績値が10、これに対してR7年度は目標値50ということで掲げられています。こちらの進捗はいかがでしょうか。

総務課長 令和7年度は50の目標となっておりますけれども、毎年幾つかの自主防災会のほうから御依頼があつて講習、研修とかをしているところですが、ちょっとコロナ禍で計画していたんですけれどもできなかったというような状況もございました。去年は思ったほどできなかったかというふうに——ちょっと数ははっきりしませんが——記憶をしております。

また今後、そういったところも活用しながら進めてまいりたいというふうに思っておりますが、コロナ禍で進捗状況はちょっと足踏みをしているといったような状況になっ

ております。

片桐議員 地区から要望があればというような話がありましたけれども、ぜひ受け身ではなく能動的に発信をしていただいて、目標値に達するようにお願いをしたいというふうに思います。

続いて、同じ総合計画の防災の部分であります。R6年からR8年まで事業費の計上がされておりまして、同額で同内容の記載というふうになっております。これは、内容も変わりなく実施というように受け取れるわけなんですけれども、そのような形でのよいのでしょうか。

総務課長 基本路線は変わらず計画をしているところでございます。

片桐議員 先ほどの問いにもありましたけれども、反省点等は上がってきているはずでありまして、刻一刻と災害の状況も変わってくる中で、同じというところはどうかかなというふうに感じます。計画ベースでありますので3か年のところでの計画かと思えますけれども、この辺は修正をしながら実態に合った訓練を実施するべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

副町長 おっしゃるとおりだというふうに思います。能登半島の地震もございましたので、そういう教訓も踏まえて、できるだけ——我々がやってこなかったことも中にはあるなっというふうに思いますので、その反省点を踏まえて、いろいろな訓練を今年度から——また7月には全体の自主防災会議もございまして、提案をさせていただきながらやってまいりたいというふうに思います。

片桐議員 繰り返しになりますけれども、いち早く呼びかけていただいて、一日も早い実施をお願いしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

1—2番、職員の庁舎内における防災訓練の実態についてお伺いをしたいと思います。

実際にいちよう有事の際は、職員の皆さんは最前線で現場対応ということが想定されます。ふだんからの訓練ですとか意識づけが非常に大切かなというふうに感じているところがあります。

また、一方では自らの安全を確保するという側面もあろうかと思えます。

訓練の実態についてお聞きします。

総務課長 事業所として地震による火災を想定した複合的な避難訓練をまず行っております。

内容としましては、姿勢を低くし頭を守る行動を取るシェイクアウト訓練、その後に実災害に使用します携帯防災無線を活用しまして本部と迅速な情報連携や確実な安否確認を行います避難訓練を実施しているところでございます。その後、毎年異なっているんですが、心肺蘇生法の訓練ですとかAEDの操作訓練、また消防設備操作訓練等の災害時に必要な技術訓練を併せて行っているところでございます。

また、町の総合防災訓練のときには、まず身を守って家族の安全を確認してから役場のほうに出てくるというような訓練から始まりまして、災害対策本部の設置訓練、また避難所開設訓練、それから事案想定訓練を実施して、実災害に対応できるような訓練を実施しております。

片桐議員 地域の訓練の形が変われば対応も変わることが想定されますので、その辺も連動しながら柔軟な対応ができるよう、今後もお願いをしたいというふうに思います。

続いて3つ目、1—3のほうに移ります。

災害というところでは、自然災害のみならず、様々な脅威が考えられる中で、防災訓練の在り方を見直す必要があるかという問いであります。

自然災害一つを取っても、豪雨ですとか地震、高温、温暖化など、様々な災害が起こり得る現実があります。また、ほかにも、国民保護情報、いわゆるミサイル発射情報などが考えられております。これだけ多種多様化する災害に対応するためには、過去に行ってきた形での防災訓練から、新しい仕組み、また内容の訓練が必要であるというふうに考えますが、この点はいかがでしょうか。

総務課長 議員がおっしゃられたように、近年は、自然災害だけではなくて、テロ、それから新型コロナウイルス感染症、ミサイルなど、様々な脅威が考えられると思います。そのため、町における防災訓練を見直すことというのは重要だというふうに認識しております。

一方で、従来の訓練を重ねることも住民の皆さんの防災意識を高めていざというときに適切な行動が取れるようにするためには有効な手段だということも思っております。

町としましては、新たな視点と従来の訓練の重要性を両立させながら、住民の皆さんに過度な負担にはならないように有効な訓練を実施していきたいというふうに思っているところでございます。

片桐議員 様々な脅威な認識されているというお話でありました。それであれば、具体的に検討されている内容についてお伺いをしたいのと、いつ頃改訂、改正をするのか、その辺について回答をお願いします。

副町長 先ほど申しましたように、災害の9月1日の訓練に合わせては、どこかの区か消防団と併せまして、先ほど総務課長が少し申しましたけれども、想定訓練みたいなことを一緒にやってみたいというのは、今年の中でもちょっとできるかなというふうに思っております。

それから、あとは、訓練というか、学習活動がまずは必要だろうなというふうに思っています。シェイクアウト訓練にいたしましても、地震の際には、我々、役場では行っておりますけれども、家庭でも地震が起こったときにはそういうのが必要だろうなというふうに思いますので、その辺の啓発活動ですとか、そういうのを学習活動としてやる必要があるんだろうなというふうに思っております。

それから、能登半島のように、ああいうふうな被災を受けますと、どうしても、一朝有事、正月だったということもあると思いますけれども、その辺の気の緩みとか、そういうのもございますので、そういうところで突然の訓練をやってみるとか、そういうことも必要になってくるんだろうなというふうに考えております。そこら辺は、また各区、各自治会と話をしながら進める必要があるかなというふうに考えるところでございます。

それから、令和6年度7年度にかけまして、実施計画の見直し、要するに総合計画の見直しを考えておりますので、その中でも検討して、令和8年あたりには違うものができるんじゃないかというふうに思っておりますので、訓練にはいろんな要素を入れなが

らまた改訂をしていくという格好にしたいというふうに思っております。

片桐議員

検討されているという話で、令和8年というような話が出ましたが、ぜひ今年度から手をつけていただいて、来年には実施できるようお願いをしたいというふうに思います。

それと、あとは、先ほど課長答弁の中で負担にならないというような話がありました。これは非常にバランスを取るところでは重要なことかと思えますけれども、殊、災害訓練というところに関係しますと、命に関わる部分でありますので、負担になるからとやらなかったがために被害が大きくなってしまいうことだと本末転倒になりますので、その辺も、しっかり情報収集しながら、ぜひ実施をしていっていただきたいというふうに思います。

続いて1—4のほうに移ります。

防災という言葉があります。防災と考えるか減災と考えるかというところで、災害に対する姿勢についてという話であります。

減災という言葉があります。自然災害、これに対して人間の力は微力であるというふうに思います。それを防ぐということは難しいのかなというふうに私は考えております。むしろ、減災、災害時において発生し得る被害を最小限にとどめるという取組であります。

防災は災害を防ぐという字を当てておりますけれども、被害を出さないことを目指す印象を与えるのに対して、減災とはある程度の被害が発生する想定の上で被害を軽減させるというものであります。前段の質問でもありましたけれども、多様化する災害に対する危機意識を持ち、違ったアプローチという考え方、これは非常に大切なというふうに思いますが、減災についての考えをお伺いいたします。

総務課長

今、議員のおっしゃられたように防災と減災という言葉がございます。

減災については、今おっしゃられたように、災害が発生する前に被害を減らすための対策ということで、具体的には、家具やブロック塀の転倒防止ですとか耐震化事業の実施、また災害リスク情報の提供ですとか食料の備蓄などが挙げられるというふうに思っております。

町では、防災訓練の実施ですとか避難所の整備など防災の部分と耐震化事業の実施や備蓄など減災の部分の両方の取組をしているところでございます。

町の姿勢については、防災と減災の両方に取り組みながら地域住民の安全を守って災害に強い地域づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

片桐議員

新しい考え方もしっかり取り入れながら構築をお願いしたいというふうに思います。

ちょっと字が小さくて申し訳ないんですけども、NPO法人減災教育普及協会というところが今提示をしている内容になります。

「避難訓練と聞いて、何をイメージしますか。」と、ここには地震避難訓練の例が出ております。

たぶん、机の下に潜り込む、あるいはダンゴムシのように丸くなる、整列して学校の校庭に逃げ出す。そんな光景を思い出すのではないのでしょうか。

良くも悪くも世代をまたいで共有できるイメージです。それだけ、避難訓練が変わっ

ていないということなのかもしれません。大勢で共有できるから良い、というわけではありません。耐震構造も、被害想定も、時の流れとともに変わっているのに、避難訓練は同じままです。

地域ごとに異なる街の特性、地形、地盤など様々な要因があるのに、同じままで良いのでしょうか。

本当にそれで自分たちの身を守れるのでしょうか。マニュアルにない災害には対応できないかもしれません。そんな危機感から「避難訓練 2.0」は生まれました。ということで、今は様々な団体から新しい避難訓練の形というものが提唱されております。

ぜひこの地域に合った避難訓練に今後も改善ということで要望したいというふうに思います。

ぜひ能動的に改革をしていただきまして、この町から——当町から防災訓練に関しても変革を起こしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

町 長

まさにそのとおりだと思います。

やっぱり地域によって様々な状況が違います。地産地防ということで、やはり各地域に合った防災、減災の考え方をきちんと作りながら、町民の皆さんがそれぞれを理解しながら防災、減災に当たっていただくということが非常に重要なと思います。

特に各地域では自治会ごとに防災計画を立てられていると思います。

また、今は「信州防災」というアプリの中で自分の避難計画を立てる、そういったアプリもありまして、いざ災害に遭ったときにはどのように避難したり減災をしていったりするのかっていうのを自分で計画を立てて自分で実施していくというものもあります。

「みんなの防災ガイドマップ」というパンフレットが配られているかと思いますが、その中には具体的にいろいろなことが書かれております。

特に、今、若い皆さんはなかなかこういった避難訓練に参加しにくいケースもありますので、遊び心を持った防災運動会というのも提案されておまして、そういったいろいろなことを通じながら防災について考えていっていただくということが常日頃から必要だと思いますので、そういうことも踏まえまして、今後の訓練に当たってはそれぞれの皆さんの御意見を聞きながら充実した訓練にしていきたいと考えております。

片桐議員

防災訓練の形を変えていく、地域に合ったものにしていく、それがひとつ大切なことかと思えますし、今言われたように意識の向上に向けた情報発信という側面、これも非常に大切なことかと思えますので、様々な媒体を使いまして皆さんに引き続きお知らせをお願いしたいというふうに思います。

質問事項 2 に移ります。

有事の際における関係各所との連携体制、ライフラインの復旧見通しはという部分であります。

南海トラフ巨大地震の震度分布図、これは気象庁のホームページで公開をされている内容であります。全国的に地震が発生しまして、色が赤くなればなるほど震度が強いところ、一番赤いところは震度 7 が想定されている地域という発表がなされてお

ます。

また、防災対策推進地域、震度6以上のおそれということで、この中には当町も含まれるという地域で、これも内閣府のホームページのほうで発表がなされているデータであります。

3月のときにもお聞きしましたが、改めて大規模地震が発生した際の当町における被害の状況、ライフラインを中心に電気、ガス、水道等についての被害状況の想定をお伺いしたいと思います。

町長 大規模地震発生後のライフライン復旧にかかる日数でございますけれども、地震の規模や被害状況によって大きく異なってきます。

国土交通省の資料によりますと、2016年の熊本地震では電気で全域復旧までに約2週間、ガスは全域で復旧までに約1か月、水道で約2か月を要したと載っております。

また、1月1日に発生しました能登半島地震でございますけれども、いまだに水道が復旧していない御家庭がかなりの数あるということで、既に5月末で多くの支援をしていた東京都の水道局ですとかいったところは撤退したわけですが、その後もまだ復旧していないところがあるということで、地域によって非常に被害状況が大きく異なってくることが予想されます。

その中で、大規模地震発生時などは関係各所との連携が不可欠となってきますので、町としても復旧作業が迅速に進められるよう、民間企業や国、県との連携体制を強化してまいりたいと考えているところであります。

なお、水道事業における連携・復旧体制につきましては建設水道課長より御説明申し上げます。

建設水道課長 水道事業におけます有事の際の関係各所との連携体制につきましては飯島町上水道危機管理マニュアルで示されておまして、県環境部や水道協議会等、関係各所との連携体制を整えているところでございます。

有事の際の水道復旧にかかる日数想定につきましては、大規模な地震の場合、一般的には、上水道管路の配水管や給水管を中心に被害を受け、町内の配水管約149キロのうち継ぎ手箇所や管体と弁栓類の破損などが多数発生し、給水区域内では断水、水圧の低下が発生することが想定されております。

これらの復旧の日数は通常1～2週間ぐらいを考えておりましたが、このたびの能登半島地震の水道復旧の長期化を見ますと、仮復旧はできても本復旧するまでには時間が相当かかることが想定されます。

また、復旧までの間の給水につきましては、給水施設災害等相互応援に基づいた給水活動の要請を行う対応を考えております。

片桐議員 水道についての説明をいただきました。

そのほか、電力またはガスといったようなものがライフラインでは考えられるのかなというふうに思いますが、それらの業者との連携、情報共有等はされているのでしょうか。

副町長 電力の関係につきましては、災害が起きた際には中部電力等々が連携体制を取って動

くようになっております。通常の災害と言っていいのかはちょっと分かりませんが、3日間で大体復旧をするというふうに、電気は来ると。ただ、それは仮復旧でございますので、それから本復旧に入ることになってまいります。

震度7とかということになりますと、能登半島を見ておられますとちょっと厳しいかなという——あそこは液状化が起こって、いまだに道路も波打ったような状態のところ結構あるというふうに聞いておりますので、そういうのがなければ、多分、通常の電気は3日で通って、あとの復旧は一、二か月というふうに考えております。

ガスは、先ほど熊本地震の話がございましたが、あれは多分都市ガスかなというふうに考えておられて、道が復旧すればプロパン関係のものは入ってこられるというふうに考えておりますけども、1週間～2週間程度は当然かかるんだろうなというふうに思っております。

以上でございます。

片桐議員 先ほど水道の説明でもありましたけれども、県の危機管理部署とも連携をするという話がありました。

我々——飯島町は、両隣の市町村とは橋梁で結ばれておられて、耐震構造にはなっているという話ではありましたけれども、巨大地震発生の際は橋が崩落するというおそれもあるかと思えます。

というところで、この地域が被害を受けた場合は、近隣の市町村はもちろん、県下が災害地になるというふうに考えます。そういう意味では遠隔地とのふだんからの防災訓練または連携協定等が必要かなというふうに考えますが、その点はいかがでしょうか。

副町長 確かに、南海トラフのような、この絵を見るような格好になりますとお互いに被災ということが出てくるのかなというふうに思えます。

今うちが防災協定を結んでいるのは、奈良県の斑鳩町と、それから三重県の鳥羽市でございます。去年は鳥羽市のほうでも9月の訓練に職員を派遣されて、こちらの訓練を見に来られておられて、そういうことがこれからも必要になるんだろうなというふうに思っております。

実際に、阪神・淡路大震災のときには、物資を持って、たしか奈良県斑鳩町を經由して芦谷ですとかへ行ったというふうに記憶をしております。そういうことも必要になってくるというふうに、お互いにやる必要があるというふうに思えますので、これからもその辺のところを——今に合ったように見直しをかけていかなければならないということもあると思えますけども——やっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

片桐議員 先ほど来の答弁で防災訓練のバージョンアップを行っていく必要性をお聞きしました。ぜひ、関係各所または電力会社等の供給元とも連携をして、防災訓練に関わっていただきながら実態に合った訓練をつくり上げていただきたいと思いますというふうに要望いたします。

質問事項2—2に移ります。

地震に対する上水道設備の堅牢性、供給可能日数についての話であります。

これは飯島町第2期水道ビジョンで発表されている内容、資料であります。

浄水施設ということで樽ヶ沢浄水場の説明が書かれております。この中では、建設年度は昭和47年で、建設から49年が経過しているということであり、これが策定されたのがR4年3月ですので、既にもう50年経過をしているという形になろうかというふうに思います。

また、町内配水池系統図というものも発表されておまして、各所へ管を通じて配水されているという内容も公開されております。

かなり老朽化が進んでいることが想定される設備でありますけれども、改めて上水道設備の堅牢性、供給可能日数についてお伺いをいたします。

建設水道課長

地震に対します上水道設備の堅牢性についてでございます。

初めに樽ヶ沢浄水場でございますが、平成30年に浄水場の耐震診断を行っております。結果としては、現在の耐震基準を満たしていない結果となっております。いわゆる旧耐震基準で建てている建物でございますので、一般的には震度5強ぐらいにまでには耐え得るという建物でございます。

なお、新しい基準は1ランク上の震度6強に耐え得る基準が新基準と言われております。

今後の更新に向けた検討を進めている段階でございますので、耐震性のある建物に更新となるよう検討を進めてまいります。

一方、配水池になります。浄水場から出た水は一旦配水池にためられて、そこから分配されるわけですが、配水池の耐震化率は40%となっております。今後は計画的に耐震化を進めていく予定でございます。

また、管路につきましては、下水道整備と一緒に耐震管へ布設替え工事を進めてきたところでございますが、その結果、耐震化率は現在79.6%となっております。これにつきましても引き続き管路の更新工事を進めてまいります。

供給可能日数でございますが、例えば浄水場が何らかの原因で止まってしまった場合の供給日数でございますけれども、一応、国の基準では12時間分保有せよということでございますが、当町では現在28時間分を保有しているところでございます。

片桐議員

28時間分という話がありました。

能登の話も出ておりますけれども、復旧、復興にはかなりの日数が必要かと思っております。その間の供給体制、その辺についてお伺いしたいと思っております。

建設水道課長

先ほど説明しました28時間分については、通常の日常生活を送っていただくくらいのそれぞれで使う量を想定した時間でございます。

一たび地震等が発生した場合には、配水池等で流出の量を調整し、かなり量を絞った状態にさせていただきまして、28時間分が数日持つような、そういう水量に調整をさせていただきます。その間に給水車等の応援要請を行い、協定に基づいた配水を行っていただくよう、そういう体制を整えているところでございます。

先ほどの話もありましたけれども、水道の全国的な組織が整備されておまして、こちらでは名古屋市の水道局が幹事社となっております。ですので、県外からの応援

片桐議員

を要請して、この地域へ配水車等の配備をお願いしていく予定でございます。

災害に合わせて水の調整を行うというお話でありました。

実際には有事の際でないとそのような形は体験しないのかなというように受け止めました。

先ほどの訓練のバージョンアップに合わせて、当日の水の調整なんかも含めた実際に即した訓練、そんなことも組み込めるといいのではないかと思いましたが、ぜひ御検討をお願いしたいというふうに思います。

3つ目の質問に移ります。

平時に考える有事の際の想定はというところであります。

元旦に発生をしました能登半島地震は、つい数日前にも余震と見られる地震が発生し、この地域でも緊急地震速報が鳴り響きました。

被災地では普及、復興の遅れが目立ち、4月9日時点で3,351人が1次避難所での生活をされているという報道がありました。

遅れの中でも器材不足、オペレーター不足が要因とも言われております。

その中で、町内には個人、法人を問わず多くの重機があり、またはオペレーションでできる方がいらっしゃるのではないかとこのように考えます。

ちょっと時間ありませんので、3—1と2、両方をまとめたいと思いますけれども、町内の事業者が保有する資機材の現状把握と協力体制についての現状をお伺いしたいと思います。

総務課長

町の事業者との協力体制ということでございますが、平成24年から飯島町建設水道防災協会と災害時等における応急措置に関する協定を結んでおります。

また、飯島町営水道指定協会と災害時における復旧協力に関する協定を結んでおります。

町内の事業者の皆様と大規模災害時の応急対策に必要な建設機械や資材、また労力の確保について連携をいただける体制を整えているところでございます。

また、事業者さんのほうで保有している資機材の現状については、飯島町建設水道防災協会を通じまして情報の共有をいただいているところでございます。保有機材等では、ダンプトラック11トン8台をはじめとして、バックホーや土のう袋など31種目が業者ごとに分けられて情報の共有をいただいているところでございます。

協力体制につきましては、有事の際に町から協力を要請するとともに、協会からは特別の理由がない限り速やかに協力する旨の確認をいただいております。

今後も事業者との連携を充実させながら災害に強い地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

片桐議員

情報は取得されているという話であります。これも毎年更新をされることとしますので、最新の情報をストックしていただいて、重機、今ではドローンなども各企業に入っているかと思っておりますので、そういった新しい機材の把握も進めていただき、今後の防災訓練に生かしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議長 [片桐議員復席]
5番 宮脇寛行議員。
[宮脇議員質問席へ移動]

5番 宮脇議員 それでは通告に従って一般質問を行います。
初めに基幹産業である農業支援について確認をいたします。
1—1として、地域複合営農への取組の状況と成果についてどのように捉えているかを確認します。
地域複合営農とは、町営農センターを核として、専業農家も兼業農家も、また自給的農家もそれぞれの向きに合った農業が続けられる体制づくりと、様々な担い手を育成して地域ぐるみで農業と農村の活性化を進め、農業の担い手を育成し農業を振興していくというふうにしております。また、現状と課題を分析し、もうかる農業と豊かな食生活、人と自然が共生する美しいまちづくり、幸せに暮らせる地域づくりを目指すとしております。
このことについて具体的にどのような取組を行っているか、またその取組をどう評価しているのか、また今後どのように推進していくかについて確認をします。一つずつ確認をしておきますので、お答えください。
最初に兼業農家や新規就農者への指導はどのように行っているのかを確認します。
私の場合ですけれども、私は兼業農家でありました。8年ほど前に退職して専業農家というふうになったわけですけれども、私の場合は、農業が続けられると判断されたのではないかなと思いますけれども、指導を受けたことを記憶しておりません。
そんな中で、今の質問についてお答えいただきたいと思います。

町長 [唐澤町長登壇]
基幹産業の農業の支援ということで、私は指導を受けていないということでした。
飯島町の営農センター、これは昭和61年9月に設立されまして、今日まで38年間、40年前という中で、農業が非常に厳しい状況の中で、様々なそういった課題に対処しながら営農センターを中心とした地域複合営農を推進してきたところであります。
これは飯島方式と言われておりますけれども、地区の営農組合と担い手法人の連携による2階建て方式ということでもあります。
もう一つ対比されるのが宮田方式というもので、宮田方式というのは一村一農場による地域営農に取り組んできたところでありますけれども、40年前から飯島方式と宮田方式は対比されながら地域の農業がどのように守られてきているかっていうのをそれぞれいろいろな方が関わり合いながら検証してきたところであります。
飯島方式につきましては、今はなかなか、2階建てになっておりますけれども、担い手不足の中で今後どのようにしていくかということが非常に課題になっているところであります。
一方、宮田方式につきましては、これは本当に多様な担い手に関わっていただきまし

て、非農家も含めながら関わっているということで、非常に参考になるのかなということを考えているところでもあります。

御質問の兼業農家、新規就農者への指導ということでもありますけれども、こういった地域複合営農への道は一定の成果を上げているところでもあります。

こうした中で、兼業農家や新規就農者への指導につきましては、JAの営農指導員や県の農業農村支援センターの担当職員をはじめ町の地域マネージャー等が連携しまして、営農センターにおけます専門部会やその部会での指導会、あるいは巡回個別指導などを通じて対応して、困ったときにはいつでも相談できるような体制を整えてきているということで認識しております。

〔唐澤町長降壇〕

宮脇議員

私は指導を受けていないということを言いましたけれども、そういう意味では、ある程度地元の兼業農家という立場で関わってきた、こういうことで、それなりの対応ができるのかなとやっぱり理解をして、特に宮脇には指導しなんでもいいぞと、こういう判断をされたというふうに理解してよろしいでしょうか。

産業振興課長

そういった判断もあろうかと思えますけれども、少し全般的なことでお答えさせていただきますと、退職に伴う就農につきましては、就農状況を全て把握するっていうことが困難であるため、対象者様からの問合せや相談により対応せざるを得ないのが実態であります。

経営指導や技術指導など、内容は多岐にわたりますが、ぜひお気軽に御相談いただきたいと思えます。

また、農業者の仲間や先輩の指導を仰ぐのも有効かと考えます。

それと、町だけの支援でなく、例えばJA出荷でありますと部会というのがありますし、技術指導会というのがあります。こういったところに参加する方法もありますし、手を挙げれば個別に指導いただけるという話も聞いております。いろいろな機会を通じまして、また支援なりを受けていただければよろしいかと思えます。

宮脇議員

分かりました。行政側から動くのではなくて、就農者のほうから具体的に動くと、こういうのが今の実態だということは理解をできました。分かりました。

2つ目でありますけれども、全農家が参加するというふうになっております。

ただ、農地を貸してしまえば農家ではないという考え方が大勢ではないかというふうに私は考えておりますけれども、このことについてどのように捉えて、また対応をしているかについて確認いたします。

産業振興課長

営農センターへの全農家参加につきましては、町の農業農村活性化計画地域複合営農への道パートVにも掲げられているとおりでございます。全農家参加による体制整備や基盤強化を目指した取組が進められているところでもあります。

一部に農地を貸してしまえば農家ではないという考えも散見されますが、仮に農地を貸したとしても地主であることは変わりなく、農地の維持管理や農業振興には全く関係ないという立場にはなりません。地主が畦畔管理を行う共益制度のような関わりが今後必要であると考えております。

なお、この間、町営農センターではその時々合った地代や共益制度の見直しを行ってまいりました。小作料を下げ、共益制度への協力度を上げることで農地維持に過度な負担がかからないように配慮しております。

現在各地区で進められている地域計画の策定におきましても、農業振興と併せて地域全体の協力により優良農地を維持、保全していくという基本的な考え方を持って策定することとしております。

宮脇議員

地主の畦畔管理の必要性だとか、そういうことについては、私くらいの年齢の人間だと、おやじがやってきたんで、やっぱり同じだなんていう感覚でいるのかなっていうのは理解できるわけですけども、なかなか、今の40代また50代の方がそんなふうにかけて行動していけるのかっていうのは、私は地元の声からしてどうも薄いんじゃないかなって感じがするわけですね。

それで、そういう意味では、やはり行政も主体性を持ってこのことに積極的に取り組んでもらって、地元の衆と一緒にやってそこを何とか活性化させていく、それが農地を維持していく、そういう形になるんじゃないかなと思いますので、ぜひそんな取組も積極的に進めていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは3つ目であります。

やはり前段で申し上げたとおり、それぞれの向き合った農業を続けられる体制づくりとありますけれども、先ほどもちょっとありましたが、後継者不足で、実際には、もう何年もたっている果樹園の木を伐採するとか、または高齢で耕作面積がとても管理できないんでちょっと縮小していきたいっていうようなのが実態として散見されるわけですけども、このような課題の中でどのように農業を継承という形で進めていくのかを確認したいと思います。

産業振興課長

それぞれの向き合った農業を続けられる体制につきましては、後継者不在や高齢化等を理由に経営規模を縮小、廃止するようなケースにあっては農地流動化による新たな担い手への集積を進めるほか、事業継承が可能な場合には、次世代への農業継承ニーズを把握し、経営診断等を行いながら円滑な事業継承を行うことで営農センターを中心に地域全体で農業、農村を守っていきたくと考えております。

また、今果樹の話がありましたが、果樹につきましては、議員の御指摘のとおり、自宅周りの園地や山つきの急傾斜地など、事業継承しにくい事案も散見されます。そのため、今後は営農センターにおける振興作物の検討や各地区の地域計画策定の過程において果樹園の団地化についても検討してまいりたいと考えております。

宮脇議員

農地の流動化っていうことを今おっしゃられたわけですけども、これはもう手に負えなくなって人が手を挙げて相談に上がらないとこのものってつながっていかないっていうことなのか、情報を集める中でそういうふうな話があるけどどうなのかなっていうふうな歩みをするのかによって随分動きが違うんじゃないかなと思っているわけですね。

それで、私もある方に聞いたんですけども、長年育ててきた木を切ってしまったと、

やい、もったいないなど、法人というような形でそのところを管理しているところがあるんで、できればそういうところと一緒にできないのかって言ったら、もう手いっぱい無理だっというふうな回答で切るに至ったというふうな話も聞いております。

ぜひ行政側は、やはりそういう情報をしっかり集めてもらって何とか流動化につながっていくような体制をつくっていただければいいのかなと、そんなふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは1—2に移りますけども、やはり農業支援の関係でございます。

5月の臨時議会では令和5年度の一般会計補正予算の議案がありました。その中では農林水産業費が4,600万円ほど減少という報告があつて、臨時議会では承認されたわけですけれども、当初の予算としては4億9,890万円という大きな金額でありまして、9.2%ほどが使われなんだということでもあります。

それで、このことは、失礼かもしれませんが、行政側の取組としては積極性に少し欠けているんじゃないのかなと、すみません、そんなふうに危惧しておるわけですが、このことについて確認をします。

1つ目として、機構集積協力費っていうのが未使用になっておりました。この未使用の原因ということの確認と、令和6年度は予算が増額で計上されております。それで、具体的な取組があつての増額なのか、このことについて確認したいと思います。

産業振興課長

御質問の補正予算は過日開催された5月17日における令和6年第2回議会臨時会において報告しました補正予算（第10号専決）に関わるものであると思いますが、本補正では4,600万円余の減額となっております。その大きな要因としては県営農村地域防災減災事業地区での2,600万円の減額がございます。

この事業は中央道に架かる水路橋の修繕工事事業ですが、令和5年度分につきましては対象となった複数の水路橋が近接していたため——近い箇所であったため、工事の際に一括して工事規制することができ、規制回数に減に伴い工事費も大幅に減額となったものでございます。

一方、予定されていた事業量については予定どおり完了しております。

なお、年度末に行う専決補正は事業費の確定に伴い余剰額を減額補正したものであること、また年度中には多くの事業で当初予算を増額して対応していることから、議員の御指摘の事業の推進が積極性に欠けるとは一概には言えないことを御理解いただきたいと思ひます。

さて、御質問のありました機構集積協力金につきましては、地域集積協力金の交付の要件として交付対象面積に対して新たな担い手に集積される面積の割合が10%以上という条件があります。

また、前年度以前に地域集積協力金の交付を受けており、かつ再度交付申請する場合は、前回交付を受けた区分より高い割合区分でないと申請ができないということになっているため、今回は申請に至らなかったものでございます。

令和6年度の当初予算では、55万円、これは前年同額ではなく、115万円減額した中で、今の制度を見た中で減額して計上させていただきました。農地中間管理機構を通じ

た農地の賃貸借を通じて前述の要件をクリアできる地区がある場合には交付申請を行っていきたくと考えております。

なお、当町ではこの交付金のあるなしに関係なく担い手への農地の利用集積を進めており、令和5年度の流動化率は70.3%でありました。

今後も引き続き推進を図ってまいりたいと考えております。

宮協議員

私の調査が間違っておると指摘されました。

今2,600万円ほどの大きな減額の要因があったということで聞いたわけですがけれども、私が特に気にしているのは、事業っていうものって、予算では大筋でこんなもの考えるよっていうので予算立てをしてくるわけですね。それで、そんな中で、その予算になるような取組っていうことが本当にしっかりやれているのか、それを使うだけの取組を本当に考えて行動しているのかっていうのがすごく心配されるところです。

私の不備、調査不足がありましたけれども、そういうことを懸念してこの質問をしていることを御理解いただいて、次の質問に移りたいと思います。

それでは次の質問ですけれども、民有林整備事業、この未実施の要因、それから令和6年度も同様の金額が予算計上されておりますけれども、これについての具体的な計画っていうのがありましたら確認をしたいと思います。

産業振興課長

町では、林業振興対策事業補助金交付要綱に基づき、林業事業体が行う国、県の補助事業を活用した事業に対して町独自のかさ上げ補助を実施しています。

令和5年度につきましては、林業事業体から事前に相談はあったんですけど、実際の補助申請までは行われず、予算執行まで至らなかったという経過であります。

今年度につきましては、林業事業体と連携を図り民有林整備促進を図ってまいりたいと思います。

質問にありました令和6年度と同額計上ではありますが、これは、通常であれば毎年申請が上がってきているために同額を計上とさせていただきます。

次に今年度の状況でありますけれども、場所規模は未定でありますけれども、複数の団体から話を受けている状況でございます。

以上です。

宮協議員

ありがとうございます。

補助に対する町独自の上乗せっていうもの、これを、先ほどもちょっと触れましたけど、これを何とか使っていただくようにするっていう取組はやっぱり重要じゃないかなと思います。今のお話を聞く中では、少しずつ林業っていうのも整備されていくのかなと、そんなふうに思いますので、ぜひ積極的に働きかけをしていただきたいなと思います。

次です。

スマート農業推進事業補助金ほか、当初予算に対して200万円ほど減少しております。

令和6年度の予算では前年度とほぼ同額の410万円という予算計上になっておりますけれども、具体的な申請が来ているか確認します。これにつきましては、現時点の申請件数だとか、それから設備の内容だとか金額だとか、この辺のところがあればお聞かせ

産業振興課長

いただきたいなと思っております。

以上です。

スマート農業推進事業補助金は、令和5年度に創設したほかの市町村ではあまり例がない町単独の補助金でございます。

昨年度は、当初予算に議員がおっしゃったとおり400万円を計上させていただきました。その後、農家の皆さんからの要望によって800万円を追加補正させていただきました。最終的には1,200万円の予算額となりました。

中には事業内容の精査や相談のみの案件もあり、最終的には14件1,099万4,000円の交付実績となったところであり、専決補正で100万6,000円を減額しております。

令和6年度の申請状況でありますけれど、今現在、正式に申請を受け付けたのは1件であります。内容は直進アシスト機能付田植機でございます。事業規模はおおよそ450万円ほどとなっております。

今の申請相談の状況でありますけれど、そのほかにも野菜・花・栗栽培農家の方から申請をぜひ上げたいという話を3件受けている状況でございます。

以上です。

宮脇議員

昨年度は補正補正で随分しっかりこの辺が使われたなというのが理解できました。

スマート農業っていうと、私はもろ手を挙げて賛成するという位置づけではなくて、私はどうしても小規模農家、兼業農家の支援っていうのに特化してほしいなというのがあって今まで取り組んできましたけれども、そうはいつでも、農業の町飯島としては、これを何としても維持していく、これがどうしても重要な取組じゃないかなと思っておりますので、ぜひ許す限りこの点については進めていってもらいたいなっていう思いを今現在は持っておりますので、よろしくをお願いします。

次に、町有林造林作業っていうのは、やっぱり当初予算に対して400万円ほど減少したのが令和5年度の実績です。

一方、令和6年度の予算としてはほぼ同額の金額が上がっておりますけれども、金額としては737万2,000円と非常に細かい金額で予算計上されております。これにつきましての具体的な内容と、それから区域、それから進捗状況によっては補正で増額っていうようなことも考えられるかどうか、その辺について確認をいたします。

産業振興課長

令和5年度についてまず申し上げます。

令和5年度につきましては平成30年に策定した森林経営計画に基づき実施場所を選定しましたが、現地を精査したところ木の生育状況等がよろしくなかったため、令和5年度の森林経営計画の変更策定に合わせて、材が高価——高く販売が見込まれる林道近くの生育状況がよい場所と事業箇所を変更いたしました。このことにより、実施面積が減ったこと、また林道に近いことで材の搬出が容易になったことなどにより経費が安く済み、事業費自体は減額することができました。

一方、材の販売価格については例年どおりの額を確保しております。

令和6年度の町有林整備事業についてお答えをさせていただきますが、当町は今まで間伐を続けてきておりましたが、本年度は——令和6年度は、もう数十年ぶりとなりま

す主伐、再造林を予定しております。これは、ある一定範囲の立木を全て伐採し、新しく苗木を植栽して若い森林を育てていく事業であります。事業の実施場所ではありますが、与田切川右岸の白山権現神社東側付近の町有林約2ヘクタールを予定しております。

本事業に際しては、モデル事業として町民の皆様へ施工見学会や実施状況報告など積極的に情報発信していく予定でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

宮協議員

分かりました。

ぜひ、モデル事業ということでもありますけれども、ほかに候補がありましたら、また補正でそういうところをやっていただくっていうのが——何十年ぶりかの事業ということですので、山がすごく多いわけですね、そんな中でぜひ進めていてもらいたいなっていうのがあります。

それと、もう一つ、今朝も放送で流しておりましたけれども、熊の出没っていうのが非常に心配をされています。それで、そういう伐採をしてまた植林をしていくっていうところについては、そこに植える木についてもぜひ検討をしていただいて、そういう災害から逃れる手段っていうようなものを考えながら植林をしていただきたいなと、そんなふうな思いがありますので、ぜひそんな方向で検討していただければと思います。

今度は1—3に移ります。

これは、前回の一般質問で女性の就農環境改善対策事業費の補助条件の軽減ということを要求しました。その折には勤務日数の軽減を検討するという回答をいただきました。勤務日数は何日に減らしていただいたのかっていうことと、飯島町民の方はこのことを本当にみんな知っているのかなっていうのが心配されるわけですが、条件の軽減についてどのような形で住民に知らせたかについて確認をします。

産業振興課長

女性の就農環境改善対策事業補助金は令和5年度に創設した町単独の補助金で、農業振興総合対策事業補助金の一つでございます。

本補助金に係る女性の雇用条件につきましては、昨年度は1か月当たりの勤務日数を30日以上、延べ3名以上の雇用としましたが、令和6年4月1日から勤務日数を14日以上、延べ3名以上の雇用に変更することとして基準の引下げを行いました。

また、補助金の基準改正の周知につきましては、町ホームページをはじめ営農センターの公式LINEアカウントにより周知を行っているほか、事業の性質上補助対象が限定的であることやマッチングが必要であることを踏まえ、昨年に引き続き農業経営者会議など雇用が見込まれる経営体が集まる会議などを通じて直接的に周知を図ってまいりましたが、今後は、町広報紙等、他の媒体を通じて広く周知に努めてまいりたいと考えております。

宮協議員

今お答えいただきましたけれども、今までは、やっぱり人を常に採用して農業を続けていると、こういうところが主体っていうことだと思いますけれども、これが14日以上、延べ3人っていうふうになると、やっぱり範囲が広がるのかなと思いますね。

私のような小規模農家でも何とか対応できるのかなと、そうすることによって仕事をしてもらう人が特にあちこち気を遣うことなくいろいろできるのかなということがありますので、今ほかの媒体も使った周知ということでありましたので、ぜひそんな方向

で進んでいただければと、そんなふうに思っております。

それから、1—4に移ります。

こちらが私が何度も要望してきた内容ですけれども、小規模農家への応援事業ということではありますが、これにつきましては本年度予算化されたということで、大変大きく評価しております。

一方で、農業機械の購入に対する補助では修理費用は対象外というふうになっております。このことは、私としてはどうしても理解できないことでもあります。

小規模農家っていうのは、高額な農機具、これについてはまず修理をするっていうことを考えますよね。それで修理をして使うっていうことを考えたわけです。そして、次にどうにもならんだったら買換えにやかなど、こういうふうになるかと思うわけです。

また、町長も、3Rの取組——リデュース、リユース、リサイクル、これは大変重要な取組だというようなことをおっしゃっておいでになります。

そういう意味からも機械修理も補助対象とするよう再度要請いたしますが、行政の考えを確認させていただきたいと思えます。

産業振興課長

小規模農家応援事業補助金につきましては、令和6年度——今年度に創設した町単独の補助金で、農業振興総合対策事業補助金の一つでございます。

御質問のありました農業機械の修繕に対する費用への補助につきましては、状況によっては完全に修繕に至らず早い段階で再度修繕が必要となってしまうケースも見受けられるほか、農機具の修繕費用については確定申告で経費として計上して税額控除を受けることも可能であります。

農機具を大事に扱い長期にわたって安定的に使用していただくことは大切なこととございますが、今申し上げた理由から、本補助事業において修繕を補助対象とする考えはございません。

以上です。

宮協議員

考えは分かりました。

今後、またこれについては詰めていきたいと私は思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思えます。

次に1—5のほうに移ります。

農作物の災害対策事業費について確認をいたします。

農作物の有害鳥獣による被害額は、令和4年度は700万円を超えているということを聞いております。

また、防護柵も、平成23年あたりかな、そんな頃から設置されてきておまして、劣化が進んで、壊れた場合には近隣の住民の方をお願いして修理をしておるといようなことを聞いております。

それで、そんな中で令和5年度の有害鳥獣による被害額はどうか確認をします。

また、防護柵の改善も必要な時期ということになっておりますが、その中で対策事業費197万円っていうのは妥当なのかなという、そんな考えがありますけれども、その辺

の行政側の考えについて確認をします。

産業振興課長

農作物の有害鳥獣による被害調査につきましては、各農家や猟友会を通じての報告のほか、毎年11月に全農家を対象に被害状況調査を実施し、町全体の被害状況の把握に努めております。

令和5年度における有害鳥獣による被害状況は、水稻——稲、ソバ、果樹、野菜、芋類など、被害額は660万2,000円となっております。これは前年度に比べておよそ100万円減少しております。これについては日頃の有害鳥獣駆除推進協議会や関係します皆様の取組によるものと、改めて感謝申し上げますところでございます。

続いて、農作物災害対策事業費につきましては、今年度は有害鳥獣駆除推進協議会への負担金として197万円を計上しておりますが、同協議会へは防護柵の維持管理について各地区の中山間直接支払交付金から別途出資しているほか、防護柵の修繕費につきましても協議会の予算の中で対応をしております。

そのほか、協議会の決算状況を確認しましたが、修繕費への対応は予算の範囲内で実施されておりますので、農産物災害対策費における有害鳥獣駆除推進協議会への負担金の額はおおむね適当であると考えております。

宮協議員

町の考え方は分かりました。

ただ、予算を執行する側としては、どうしてもこの次にはこんなことが考えられると
いうことがあるわけですね。

それで、実は過日この組織の理事会に行ってまいりました。

その中では、今までは自分たちまたは近くの住民と一緒にしているいろいろ対策をしてきたけど、とてもやり切れんという話がありました。前年度に対して、令和6年度はこの対策費に高額を充てて何とか改修をしていく方向で検討しようというのがありましたので、その組織の側からこういうことを考えているんで何とかこのくらい盛ってほしい、予算化してほしい、こういう要請があれば検討する余地があるというふうに考えてよろしいでしょうか。

産業振興課長

議員のおっしゃるとおりで、話の中にもあったように、柵も年数がたってくれば劣化します。いずれ駄目になる可能性もございます。こういうケースや、あるいは、地域の方々に管理していただいておりますけど、大雪のような場合は、場合によっては大きな損害を被ることもあるんじゃないかと思えます。やはりそういった特殊な事情については、やはり協議しながら、また予算額についても十分検討していかなければいけないかと、そういう場面になったときには考えていきたいというふうに思えます。

宮協議員

前向きな回答で、ありがとうございます。そんな形をお願いをしていくような形になるかと思えますので、組織としてもまた進めていきたいと、そんなふうに思っています。

次に1—6のほうに行きます。

米の町飯島ということで、米の消費拡大っていうことで、以前に同僚議員からも米粉の活用についての考え方が確認をされました。

一方、地元のコシヒカリの米粉を使ったロールケーキの販売というのが上伊那地域でありまして、長野日報に掲載されておりました。

私は、学校給食用のパン、これに活用されると大量に消費されていくということでありますので、それが具体化されれば全国に広がっていった米の活用というのが進むのかなというふうに考えております。

そんな中で、近隣の市町村や関係機関と協力することでこれについての考えを進めていくというような形を行政としては考えていないかどうか確認をします。

産業振興課長

米の消費拡大につきましては、昨年度、町では学校給食での利用継続をはじめ、道の駅における町のブランド米越百黄金の販売促進支援、ふるさと納税における取扱い推進、斑鳩町産業まつりや東京飯島会などのイベントにおける販売促進を進めてまいりました。

また、今年度は新たに出産祝い越百黄金贈呈事業も開始し、お誕生日のお祝いと併せて米の消費拡大を進めてきているほか、直近の報道では、物価高騰に伴い全国的に価格が安定しているお米の需要が高まり、一部の銘柄で品薄となっている状況下にあります。

御質問のありました上伊那地域における学校給食用のパンへの米粉の活用につきましては、加工・製造側、また学校給食側をはじめ、管内市町村において関係機関の意向確認などが必要でありますので、この件については今後検討してまいりたいと考えております。

宮協議員

米単体での販売、これについては非常に努力しているなというのは理解できます。

ただ、全国的にやっぱりパンっていうのは結構大きく使用されていますので、そちらへの米粉っていうことについての販売につきましては、ぜひ検討を進めていただければなど、そんなふうに思っております。

時間が来ておりますので、ちょっと飛ばしながらいきますので、ちょっと御理解をいただけますでしょうか。よろしいですかね。

議長

はい。

宮協議員

それでは飯島流ワーケーション事業について確認をしますけれども、このことについては、特に議会だより第106号のモニターの御意見として「トレーラーハウスは今後も様々な方法で活用すると良い。」と、また「ネットで宿泊予約ができると利用しやすい。」だとか「トレーラーハウスが移動できないのであれば、活用する方法を考えて。」というような御意見をいただいております。また、議会に対しても「見通し無くやった事業に対して、議会も責任がある。」と、こういうことでお叱りをいただいております。

このことを踏まえてひとつ質問をしていきます。

2-1でございますけれども、以前の一般質問では平日稼働率向上策として実績があった企業研修を受けながら宿泊稼働率を上げるというふうにしておりましたけれども、企業研修が行われたかということ、それから現状の様子で宿泊だとかの日数を確認できればと思いますけれども、その辺をお願いします。

町長

企業研修を受け入れながら宿泊稼働率を上げるということでの御質問でございますけれども、令和6年1月から3月まで一般社団法人ALIVEが運営するALIVEプロジェクトの受入れを行いました。

また、いろんな活用をということでもありますけれども、今度7月に官民連携ビジネス

ピッチというのがありまして、企業が東京に集結しまして、そこでいろいろな地域課題を企業がプレゼンテーションしていくという催しがございまして、私も参加しながら——全国から67名の首長が参加する予定ですけれども——参加しまして、その中で企業との連携を模索してまいりたいと考えております。

また、今現在2名の地域おこし協力隊員が従事していただいておりますけれども、地域おこし協力隊につきましても新たな展開を考えております。その中でトレーラーハウスの活用、ワーケーション事業の展開についても考えてまいりたいと思っているところであります。

具体的な状況、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくお願ひします。

地域創造課長

それでは宿泊状況についてお答えだけさせていただきたいと思ひます。

令和6年5月末現在の実績と予約状況について月別に申し上げますと、実績としましては、4月は宿泊者数が6泊で21名、5月は24泊で87名、6月以降の予約状況につきましては、6月は11泊の38名、7月は16泊の65名、8月は57泊の203名、9月以降は3泊の10名となっております。これらの実績と予約を合計いたしますと117泊の424名となります。今年度の年間宿泊目標値250泊に対して比較いたしますと進捗率は47%となっている現状でございます。

議 長

時間です。

宮協議員

はい。以上で終わります。

[宮協議員復席]

議 長

ここで休憩といたします。再開時刻を11時10分といたします。休憩。

休 憩

午前10時54分

再 開

午前11時10分

議 長

会議を再開します。

一般質問を続けます。

質問の前ですが、伊藤議員より事前に質問の順番を変えたいとの申出がありましたので、これを許可いたします。

伊藤議員、最初に説明してから進めるようお願いをいたします。

1番 伊藤秀明議員。

[伊藤議員質問席へ移動]

1番

伊藤議員

それでは、令和6年6月6日、6が続いております。私も本郷第6というところにおります。(笑声) 高校のときの出席番号も6番でした。どういうわけか今日は6がそろいました、これは余談ですが。

質問のほうに入ってまいります。

ただいま議長からも言われたとおり、議長の許可が下りましたので、説明の順序を変

えて質問をします。1—2になっていたのを1—1、これを最初に質問させていただき
ます。それで、1—3になっていた項目を1—2として2番目に質問します。それで、
1—1を1—3として質問しますので、よろしくお願いいたします。

それでは「地元説明会について」の質問をいたします。

地元説明会——住民説明会ですが、これは義務にはなっていないんですよね。民法、
建築基準法、建築業法による規定はありません。ですから、これは自由なんです。です
が、都道府県、市町村によっては説明を条例で義務づけてあるところもあります。

さて、1—1の質問に入ります、1—2ですけどね。もともとは1—2です。

過去に町内に進出予定であった企業が町外に移転した事例があった。この企業は事前
に地元説明会を開催していたのかどうかをお聞きします。

〔唐澤町長登壇〕

町 長 企業進出に当たり地元説明会を開催したかというような御質問でございますけれども、
この事案につきましては私も非常に思い入れがありまして、古くから付き合いがあった
企業でございましたので非常に残念に思っております。

経過は別としまして、この企業の進出に当たっては、候補地が決定した段階で隣接者
及び地元自治会への地元説明会を開催し、同意をいただいております、また自治会か
らの要望等に対する対応も協議してきていたところでございます。

また、用地取得後の工場建設に関しましては、近隣、隣接者にお集まりいただき、企
業、建設施工者、役場担当者からの説明及び協議を行っておるところでございます。

〔唐澤町長降壇〕

伊藤議員 地元説明をしたということで認識しますけれども、またこれは後のほうで細かい話を
させていただきますが、そういう経過が事実であったということ、それじゃあ確認し
ました。

1—2に移ります、1—3ですけど。

地元自治会では町外の企業が事業を行う前に地元説明会が行われなかった事例がある。
ほかの自治会でもそのようなケースはあるのか。

これは、私の住んでいる本郷第6の自治会においてソーラー発電が2か所、地元説明
会がなく、黙って——黙ってという表現は悪いですが、施工しております。こうい
うことってほかの自治会でもあるのかどうかを質問します。

住民税務課長 今御質問いただきましたのは太陽光発電の関係だと思えます。

件数を把握しているかっていうことについてまずお答えをさせていただくこと
でよろしいでしょうか。

まず、経過——経過というか、一部補足説明をしますけれども、町の自然エネルギー
活用発電施設設置手続に関する規則というのがございますけれども、それが設置をされ
ました年度——平成26年以前のケースで考えますと、町で把握している件数の詳細は不
明ですけども、自分のほうでちょっと把握している件数としては全体で7件ほどござ
います。

伊藤議員 ソーラーシステムの太陽光発電、これは地元にとっても重要な問題なので、町では10

の事業について説明しなさいという条例はありますが、それに関係なく町で商店でも建物でも事業でもやる場合には——これは次の質問にも関連してきますが——説明会がなくやるということは住民にとってもあんまりいい気分がしないし、私はそう思います。

それで、1—3のほうに移っていきますが、1—3の質問をなぜするかということですが、地元説明会に関連することでこのような事例がありましたので紹介します。

弊社は、町が企業誘致をしている土地を幾つか見て場所を決定、その後、建築会社を決めて契約、契約金を支払い、発注しました。しかし、その段階で異議が生じたのです。我々としては、役場のほうで地元説明会をして地元住民の了解を当然得ていると思っていました、町が企業誘致を進めた土地です。

異議が生じたことで建設は保留になりました。町、住民、弊社の代表を交えた会議も行われましたが、結果的にそれぞれの妥協点が見つからず、このままでは計画を進められないと延期を決めました。結果的には他市町村に移ったわけですが。

なぜこういう問題が発生したかということ、お互いの地元説明に関する考え方の違いかなど私は思います。企業は誘致しているんだから町が当然説明すべきだろうと思っていたと思います、私は。それで、町にしてみれば企業が会社を設置するんだから企業が説明すべきだ。もうここで最初の食い違いがあったと私は理解するんです。

ですが、最初の質問では地元説明会を企業では最初にやったということで、そのときに地元の反対があったかどうかは、そこら辺もちょっと微妙なことになってきますが…

…。

最終的には隣地——地元説明会といっても一番大事なのは隣地ですよね。隣地の住民の反対があればストップという、現実にそういう事例があったんですが。

そのために、1—3を読みますが、地元説明会に関する規定はあるのか。さっき言った10項目の特定の建設物にはあります、たしか。条例としてね。でも、それ以外のものは何もありません。

なければ、トラブル防止のために規則で、地元説明会開催がない場合は許可しない、これはきつい表現ですが。それで、あと、届出が必ずあるわけですよ、町に。どこの部署になるか分かりませんが。届出のあったところで地元住民に説明会を開いて納得してくださいよということを書いて、必ずもう地元説明会に対するトラブルがないような規制ですか、規則ですか、をつくれればこういうような問題が発生しないかと私は思うんですが、その点について町の考えをお聞きします。

副町長

今、地元説明会の規定をということでございましたけども、今、議員さんがおっしゃったようなケースについても、規則のあるなしに関わらず、ボタンの掛け違い、解釈の違い、理解の不足、そういうものは必ずあるというふうに理解しております、それは、規則によって規制しても、必ず説明すればそれがうまくいくということではないというふうに思っております。

私もそのケースは多分あのケースだろうなということは想定をいたしますけども、その場合にも当事者でございましたので、規則があろうがなかろうが、理解不足の点、それから地元要望の受入れ、それから企業側の立地時間する条件、それから運営状況、全

部総合的に判断をして、全ていいというわけには必ずしもいかないというのが実態でございますので、お互いに説明をして理解するということをしない限りは、規則で規制したとしても企業誘致はできないというふうに理解をしております。

当事者間の隣地というふうにおっしゃいましたが、まさにその点で駄目になったケースだなというふうに私は理解をしておりますけども、そういう受入れ態勢をお互いに責任逃れのないようということ、規則の中ではとてもできないというふうに思いますので、そこは、企業側、町側、それから地元という中で、お互いに理解をしながら進むしかないというふうに考えております。

今、規則という話がありましたけども、うちにはさわやか環境保全条例とか、そういうのがございまして、太陽光発電も10キロワット以上は説明会をするようになっておりますし、規定ではほかにも必要なものは説明をすることになっております。

ただ、民間事業の中で、ある程度の面積にならないものでもいろいろなのが入ってくる場合もございまして、全てを把握するというようなことはちょっと厳しいかなというふうに思っております。

重要な場合は必ず、大きな場合ですとか、道路改良とか、そういうものを含めて町も関わる部分がうんとございまして、そこは必ず説明をしてまいります。説明をするという姿勢は必ず持っておりますけども、必ずしも規則でその全部が理解を得られて企業誘致が成功するというわけではないというふうに考えておりますので、ケース・バイ・ケースで考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

伊藤議員

規則は必要なんです。規則があるとないとでは全然違います、考え方が。

私も建設関係の仕事に携わっていますが、それは、当然、地元住民には町と企業と住民で説明会をして合意を得ております。

民間もやっぱり意思の疎通が大事で、お互いに理解し合って納得しないと、当然その話はうまくいきません。ですから、説明する段階で町、企業と住民の3者が納得して――この前一般質問で言いましたが、ある会社の社長が私は住民に説明するんじゃない、納得してもらおうんだということを訴えていました。それが一番地元説明会では必要なのかなという気がします。

私としてはある程度の地元説明についての決まり事があるほうがよいと思いますが、これは私の意見として参考にしてください。

それでは2の質問に入ってまいります。

高齢者問題に移りますが、今回の一般質問では私を含め4人の議員からの通告があります。このようなことは過去にはなかったと思います。それだけ高齢者問題は社会問題となっております。

今後増え続ける高齢者の問題は、住民、行政がお互いに課題を解決することが重要になると思います。具体的には就業、所得、家庭及び世帯、生活環境、健康、認知症、孤独、孤立、安心・安全など、様々な分野に及びます。

今回は3点に絞って質問します。

それでは2-1に入ってまいります。

町内には独り暮らしの高齢者が現在 635 人おります。その人たちは孤独死に至る可能性があります。予防対策を考えているかどうかをお聞きいたします。

健康福祉課長

高齢者の孤独死は、誰にもみとられず、たった一人で亡くなってしまうことです。超高齢社会となった日本では孤独死が年々増加し、社会問題化していると認識しております。孤独死につながる要因としては、経済的困窮や人とのつながりが希薄になったことなどがございます。

町では、要援護者・高齢者等台帳、独り暮らし高齢者の台帳でございしますが、こちらを整備し、独り暮らしの高齢者の方の把握をしております。

また、健康づくりの教室などを通じての高齢者の方の居場所づくりや郵便局、コープながのさんとの協定による見守りを行っているところでございます。

地域では、民生委員の方や近所の方、見守り・声かけボランティアなどによる見守り活動、またそれぞれの自治会におけますいちいの会などの居場所づくりが行われております。

今後も独り暮らし高齢者は増えていくことが見込まれておりますが、このような町や地域の方の取組を通じまして高齢者自身が人とのつながりや社会参加、健康的な生活を送ること、こちらが予防対策として有効と考えております。

自助、互助、共助、公助のそれぞれが役割を果たし、お互いに連携して予防対策を進めていくことが望ましいと考えます。

伊藤議員

様々な具体的施策をもう急いでつくって実行したりしてもらいたいことを望みます。

それで、対策とかはいいんですが、独り暮らし、孤立した人っていうのは、外にも出ない、閉じ籠っちゃう、外との接触を嫌がる、そういう人にとって非常にこれは深刻な問題になってくると思います。これに対する予防といっても難しいとは思いますが、何らかの対策を考えるべきだと考えております。

2-2に移ります。

飯島町でアパート、入院等の手続き時に保証人がいないため高齢の方が断られるケースはあるのか。これは全国的に見るとあるんですね、実際。保証人がいないとか、病院に入院するとき保証人がいないから駄目だとか、そういう問題が増えてくると思います。飯島では、アパート入居時についての手続きに保証人がいないので駄目ですよとか、そういうことって事例はあるのかどうかお聞きします。

健康福祉課長

御質問のような身元保証人がいないことで入居また入院等を断られたケースというのは、町については、そういった御相談は今までございませんでしたので、実態はちょっと把握はしておりません。

地域包括支援センターにも相談のあった場合には、その方の状況に応じまして、例えばアパートの入居の場合は賃貸保証会社などの民間のサービスや成年後見制度、こちらのほうを御案内させていただいておりますが、そういったケースがございましたら、事前に準備を整えておくことでいろいろな手続きがスムーズに進むかと思っておりますので、心配な方は早めに御相談いただきたいと思います。

伊藤議員

それでは2—3のほうに移ってまいります、認知症に関する質問です。

認知症患者が6年後の2030年には523万人になる見通しがあります。高齢者の14%、7人に1人の割合です。飯島の独り暮らしの高齢者約90人が認知症になる計算です。

それで、認知症で成年後見になっている人が飯島にはいるのか。今後増えることが予想されますが、成年後見に対しての対策、宣伝しているのかとか、成年後見人をぜひつくってくださいとかいう啓蒙ですかね、そういうことをしているのかどうかをお聞きします。

健康福祉課長

成年後見制度は、認知症や障がいなどによって判断能力が不十分になってしまった方が安心してその人らしく暮らしていけるよう法律的に守る制度でございます。

成年後見制度には既に判断能力が低下している方を対象としております法定後見制度と将来判断能力が低下してしまった場合に備える任意後見制度という2種類がございます。

昨年度でございますが、町の地域包括支援センターには7件の相談がございました。

ただ、御自身で手続をされている方もいらっしゃいますので、その全数について町のほうでは把握はしておりません。

今後そういった需要は増えていくことが見込まれておりますが、先ほどの御質問と同様、心配な方は早めに御相談いただきたいと思っております。

伊藤議員

法定後見人と任意後見人の2種類あるということですが、認知症になってから自分で後見人になってくださいってことは不可能だと思いますが、任意後見人の場合はまだ可能性のある方なんで、任意後見人のほうが必要ではないかと思っております。

ぜひ、任意後見人を認知症になる前に——こんな言い方は失礼ですが、誰でも認知症になる可能性はあると思っておりますので、任意後見人の制度を町民の方も関係者もぜひどうですか——それもちょっと変な話ですけど、それはもう認知症を前提に言っていることなんで、非常に聞き方は微妙になるかと思っておりますが、こういうものがありますよってぜひ町民にPRをしてほしいなと思っております。

3—1に移ります。

図書館前のツリーハウス、これは、私は2度目の質問であります、ずっとコロナで利用できなかったことは十分分かりますが、もうコロナは大分、5類になって、マスクも不必要になって——ツリーハウスは関心のある人は非常に関心があって、私でも行きたいなと思って二、三度行っていますが、あの高いところから見るともいいなと思っておりますが、子どもは余計ああいうところへ登ってみたいという気持ちがあると思っております。

これは、いつから利用するようになるか、もう利用できないのか、そこら辺を教えてください。

教育次長

図書館前のツリーハウスでございますが、昨年、部分的な補修があり、一時的に利用できない期間もありました。

それで、現在は利用できる状況でございます。

なお、利用につきましては図書館の開館時間で、朝10時から6時頃まで担っておりま

す。それで、開館日に図書館の職員が鍵の開け閉めをしております。

伊藤議員

私の認識不足で、まだ利用できないのかなと思い込んでおりました。非常に利用できるということはいいことだと思いますが、しかし、しかしですよ、前も言いましたが、天然の木は雨風にさらされると当然腐ります。腐ると壊れて使えなくなります。それに対する対策、防腐剤ね、腐らない処理をすとか。それは当時の中学生が1回しただけですよ、簡単に。それでは年数がたってしまうともう使えない。維持管理はどのようにしているのかを教えてください。

教育次長

維持管理に関する御質問でございます。

ツリーハウスは、今御質問のとおり、図書館を利用される皆さんの憩いの場として平成31年に中学生の皆さんが寄附を集めて建設会社さんに依頼し造ったものです。それ相応に頑丈にできているものだと思います。

その後は、文化館、それから図書館の管理業務の中で教育委員会が管理しております。年月が経過する中で傷んでくるところもありますので、その都度、補修したり補強したり、議員がおっしゃられたように、腐ってくると困りますので、そうならないように防腐塗装なども行い、その都度手を入れ、維持管理をしております。

伊藤議員

防腐剤処理は、もう速やかに明日にでもやってもらいたいぐらいで、緊急措置をぜひお願いしたいと思います。1日置くごとに風化して、もう腐ってしまったら、また新しく造るなんていうことは不可能だと思います。

あれは寄附でできました、一人一人の貴重な寄附で。私も寄附いたしました。ですので、そういう思いを酌み取っていただいて、ぜひ——こころにはああいう建物はないんで、むしろ、あれはもう観光の一つの目玉にしたっていいぐらいに考えますよね。飯島町ってキャンプ場もあるしツリーハウスもあるよって言って、見てくださいよ、キャンプ場へ行ってくださいよ、これもアピールの一つの仕方かなと思います。

それでは4—1のほうに移ってまいります。

これが4—1に関係です。

写真を御覧ください。

これは飯島保育園の未満児の屋外遊び場です。

写真を見れば一目瞭然。すぐ前には駐車場があります。子どもは小さいんで、その柵をこぐって外へ出てしまうケースがあるんです。この安全管理は、町はこれでいいんですか。枝が落っこって木を切っちゃうぐらいの町なんで、ぜひ子どもの安全管理——飛び出したときに車がもし移動していたら、それで子どもは小さいですよ、見えなかった、ひいちゃった、これはね、町の責任において——東部保育園は、もう10センチ四方の金網みたいになっていて、こんなふうではありません。これをどういうふうと考えているかをお聞きします。

教育次長

今見せていただいているのは飯島保育園の未満児の屋外遊び場の柵でございます。

それで、これまでは園児がその隙間から外へ出ていけないようにするために、柵の周りに木製のフェンスを取り付けておりました。最近はその木製のフェンスの一部が外れてしまったり傷んできていたために、一部を取り外した状態となっております。

御存じのとおり、安全にはよくないので、新しいフェンスを取り付けて対策を講じたところでございます。

伊藤議員
教育次長
伊藤議員

議員のおっしゃるとおり、安全には配慮していきたいというふうには考えております。

この柵の改修はいつ頃やる予定があるのでしょうか。

対策については既に済んでおります。

いや、対策はできていません。この状態です、今。これは二、三日前に撮った写真ですけど、網とか、そういうのはなかったですよ。それ以降にやったんならいいですけども。

これは速やかに、東部保育園みたいに人がこぐり抜けることのないように、一日も早くこれは対応をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

教育次長
伊藤議員

分かりました。すぐに現地を確認して、必要があれば対応するようにいたします。

必要があればじゃないんですよ。今日、もし子どもがこぐって行って事故に遭ったらどうするんですかっていう問題ですよ、これね。真剣に真面目に取り組んでいただきたいと思います、子どものも大切に作る町なら。

何度も言いますが、桜の木の枝が折れて頭に落ちたらもう大変だって切っちゃうぐらいの町ですから、子どもの安全管理は必ず優先順位をつけての対応を望みます。

教育長

子どもたちの安全のために対応していくことは本当に私たちも考えておりますし、今、教育次長から話があった修理した箇所っていうのは、今の写真の箇所ではなくて、東側のところで、子どもたちがこぐり抜けているのは東側の箇所だっていうふうに園のほうからお聞きしているの、今の写真の場所ではないというふうに判断しております。

伊藤議員

写真の場所なんです。私は園長に聞いています、未満児の子どもはここであんよするんだって。これが現実ですので、対処をお願いします。

4-2、これが未満児保育の遊び場所です。

非常に狭い、下はコンクリート。東部保育園のほうが広くて、下は土。これは、下はコンクリート。それで、遊び場はちょっとした砂場があるだけです。これはこけたらコンクリートなんでけがをしますよね。せめて人工芝を張るとか、何らかの対応をしないと、それこそ子どもの安全——東部保育園は全部土ですよ。こら辺について拡張するとか、何か対応を考えているのかお聞きします。

教育次長

保育園では「健康で遊べる子ども」を保育目標の一つに掲げております。屋外遊びも大切な保育の一つとなっております。

保育園では現在16名の未満児をお預かりしております。未満児のお子さんにしっかり遊んでもらえるような屋外遊び場を確保することも大切と認識しております。

今後、未満児の屋外遊び場を拡張する検討してまいりたいと思います。

伊藤議員

未満児保育は年々増えているんですよ。今は1歳・2歳児を保育園に預けて働きに出ているお母様が非常に多いということで、対策をぜひ望みます。

4-3に移ってまいります。

2023年度に駒ヶ根市立保育園で昼寝をしなかった園児におやつをあげないなどの不適切保育があった、またお漏らしをした別の園児に臭いなどの暴言を吐いたと保護者が

訴えていました。この問題の調査を行い、4月6日に調査結果の中間報告を発表しました。聞き取りに対し保育士は、おやつは要らないと言われ、あげなかったことはある、自らおやつをあげなかったということはないということでした、調査の結果。

それで、その後、最終報告が5月31日に駒ヶ根市教育委員会からありました。実態調査のため保護者66世帯、保育士23人にアンケート調査をしたところ、保育士1人が園児におやつを与えなかった、園児が嘔吐した際には放置したままにしていたとの回答が寄せられるなど、訴えのあった3件について疑わしい事実があったと指摘しております。

現在この保育士はほかの保育園に勤務しております。

それで、これはまたまた駒ヶ根の事例ですが、飯島町でこういうことはあってはならないことですが、不適切な保育をしないために、保育士さん同士とか園長と保育士さんとか町と保育士さんとか、そういう研修というものをやっているかどうかを聞くのと同時に、今までに不適切な保育はあったのかどうかをお聞きます。

教育長

答えします。

保育園では、子どもを安心してできることができ体制整備を行うことを目的に、毎年、保育の質の向上のための研修として各種研修に参加しております。

昨年度は、よりよい保育のためのチェックリストを用いて保育を行う上で重要な子どもを尊重することや子どもの人権擁護について意識を高め、自らの保育を振り返ることを目的にセルフチェックを実施いたしました。

今年度は、年度当初の職員会議において「職員の心得」の読み合わせを実施し、秋には適切な保育の在り方について職員研修を計画しているところでございます。

なお、過去に不適切な保育はあったかとの御質問であります。当町においてはそのような事例については確認されておらない状況であります。

なお、今回の他市町村における不適切保育に関わる報道等により保育士の皆さんが委縮してしまい、不安を持って保育に向かうことになってしまうのではないかとこのことを大変危惧しております。保育士さんの不安感のある中での保育は、何よりも園児の日々の成長にとっていい結果をもたらすことはないと思っております。

また、このことが現状の保育士不足に拍車をかけることにならないだろうかと不安になるところでもあります。

いずれにしても、保育士の皆さんがやりがいを持ち、笑顔で思う存分子どもたちとの保育に関わっていくことができるよう、教育委員会としてもお支えしていきたいと思っております。

伊藤議員

教育長は教育に携わっているので教育の難しさをひしひしと感じておることと思います。

不適切保育については、保育士が園児に早くしなさい、駄目な子ね、そういう子は嫌だよ、もう言葉だけで選んでも、ちょっと語弊があるかも分かんないですが、一時代前は平気で言っていましたね。今は、それはもう通らない社会になりつつあるんです。これがいいことか悪いことかは別として、子どもの人権を尊重するのならばそういう言葉は差し控えるべきだと思う反面、そういう保育士のプレッシャー、これは言っちゃいか

ん、やっちゃんいかんということで、保育士不足やら保育士になる気持ちもできないという2つの相反することだと思います。

そこら辺を、町の教育というか、町の態度を考え直して——子ども中心社会ですよ、今はこども家庭庁もできました。子どもを中心に考えることを要望しまして、私の一般質問といたします。

〔伊藤議員復席〕

議長　ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

休憩　午前11時53分

再開　午後1時30分

議長　会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

11番　吉川順平議員。

〔吉川議員質問席へ移動〕

11番

吉川議員

それでは通告により始めさせていただきます。

本日は一般質問の午後の部の1番ということでお世話になりますが、よろしくお願ひします。広範囲に4つほどありますので、時間が足りるか分かりませんが、よろしく御協力のほどお願ひします。

町長の具合的な公約、これは12月にやりました。パートツーであります。2つ目「人口戦略会議が試算した町の将来人口について」、3つ目「水田を担う集落営の担い手法人組織と新たな「飯島方式」について」、4つ目、これは国の関係であります、食料・農業・農村基本法見直しの視点から、以上4つを広範囲に質問させていただきます。

質問事項の1「町長の具体的な公約について」。

お手元の配布資料P1～P2、画面でも出ささせていただいておりますけども、皆さんも見た約束チラシでございます。私の気になる施策について各セクションからセレクトして質問したいと思っております。

全て大事な事業でありまして、私は反対するものではありません。住民の皆様と共有しながら、今後一緒に考えていきたいと思っておりますし、町の予算を見たときに、大幅な予算にふくらみによる執行により、なかなか公約が守られない町長の歯がゆさっていいですか、そういうことで理解しますが、今後の方針及び計画が分かれば具体的におっしゃっていただいて、そうでなければ、決まっていないということで、今後検討ということでおっしゃっていただければよろしいかと思ひます。

それではセクションごとに説明いたしますが、セクションごとに一括して質問をいたしますので、お答えをいただきたいと思っております。

1-1、「安心して子育てできるまちづくり」、明日の子どもたちのための保育料の無償化について。通告書には「未満児保育」って書いてありますが、チラシの中では保育

料の無償化という形になっておりますので、保育料の無償化という形の中で、1つ、無償化にするための課題は何なのか、あるいは無償化にする時期はどうでしょうか、お答えください。

〔片桐教育長登壇〕

教育長

保育料の無償化についての御質問であります。

まず無償化のための課題はという御質問ですが、保育料につきましては、現在は3歳未満児のみ徴収しております。

今年度4月からであります、県の保育料軽減事業に対する補助事業を拡充いたします。

保育料を無償化するための課題につきましては、12月議会でも述べましたが、無償化にすることで子育て中の保護者の負担軽減になるという反面、未満児の入園希望が今以上に増えることも想定され、保育士不足の現状の中、受入れができるのかどうか、財源の確保ができるのかどうか等の課題が考えられます。

また、4月1日時点の未満児の入園率は2歳児が71%、1歳児が38%、ゼロ歳児は入園していない状況であります。入園されていないお子さんの保護者の方々は在宅で育児をしており、在宅で育児をされている方も同じように経済的負担があると考えられます。保育料を無償化することで在宅育児の世帯との不公平が生じると考えます。無償化を進めていく上では、在宅育児の世帯にも経済的支援として、仮称ではありますが在宅育児支援手当を同時に支給する等の施策も検討しているところでございます。

2点目の無償化にする時期はという御質問ですが、無償化にする時期につきましては、今申し上げました課題等もクリアしながら令和8年度を目途に実現できるよう、現在検討を行っているところでございます。

〔片桐教育長降壇〕

吉川議員

様々な課題、今言われた在宅育児のこともあるということで、そんな課題を共有させていただきました。まあ、そういうこともあるんだなと、やはりいろいろ課題があっとなかなか進まないということでございますが、今言われたように令和8年度を目途にという話がありましたので、ぜひともそれに向かってやっていただきたいというふうに思っております。

次に行きます。

1—2、「いきいき参加のまちづくり」、穏やかにつながる地域を目指してという形があります。この中に自治組織の見直しの研究というものがございます。現在の自治会組織の問題点は何か、またアフターコロナに向けての自治会組織の考え方と自治会組織をどのように見直していくのか、お答えをお願いします。

町長

自治会組織の問題ではなくて、課題だと思います。(吉川議員「あ、すみません」と呼ぶ)

それぞれの課題を抱えながら自治会組織は運営されていると思いますので、その課題につきまして申し上げたいと思います。

自治会組織の課題としましては、少子高齢化、人口減少等の社会状況の変化から来る

様々な事柄が考えられます。具体的には役員の成り手がいないという人材不足、それから作業や行事への出益の負担、また加入金や自治会費などの徴収金など、多岐にわたっているかと思います。

これらのことから、特に小規模の自治会においては、将来、やはり存続が厳しくなることが予想されてきています。関係する皆さんで研究する体制づくりを行いまして検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、アフターコロナ等につきましての詳細につきましては担当課長から申し上げます。

地域創造課長

それでは2番目の御質問に対して私のほうからお答えさせていただきます。

コロナ禍以降での自治組織の変化は、各自治会への聞き取りや自治会長の情報交換会などから、それぞれの自治会において自治会運営に自主的な取組がされてきたというふうに伺っております。

会議等の開催数の削減や総会の書面決議、会議等の参集人数を組長のみにするなどして回覧による報告や伝達事項で周知するなど、創意工夫をさせていただいております。これによりまして自治会内の負担が軽減されたプラス面がある一方で、自治会によっては住民が顔を合わせる機会が減ったことでのマイナス面もあるというようなことも出ております。

町では、自治会内部での見直しを引き続き行っていただきますよう働きかけるとともに、自治会に関与している区、また公民館など、その他の様々な組織の方々も含めた中で総合的な見直しをするために研究を進める必要があると考えているところでございます。

吉川議員

今、町長から話があった内容については分かります。

私も鳥居原へ入っておりますけれども、鳥居原は、今言ったように組長だけにコロナ禍以降はなっております。それで、下在へ行きますと、日曾利もそういうことですが、全員集まる部分もある、石曾根もそういうことがある、各自治会でそれぞれ違うということなんです。

私の考えるのは先ほど言いましたように軽減ということですが、役員は楽かもしませんが——楽でもないんですけども、やっぱり意思の疎通がなくなっちゃった、話し合いができなくなっちゃったということでもあります。人との付き合いがなくなっちゃったという部分は私も感じておりますので、ぜひとも、自治会長を集めて、やはり早急にいろいろと研究をしていただきたいなど、そうはいつでもそれぞれの地域の実態がありますので、そこら辺も調査してもらってお願いをしたいと思っております。

1-3、「多様な学びを支えるまちづくり」、保育園・学校支援員制度の創設について。

1、創設の背景は何か、支援制度の目的、支援制度の組織の人員またはそれにかかる費用、例えば人員の賃金、ここら辺の話をさせていただきたいと思っております。

教育長

「多様な学びを支えるまちづくり」の保育園・学校支援員制度創設についてということでの御質問であります。

1点目、目的であります。

国は、令和5年4月、子ども視点で政策を一元的に推進するため、こども家庭庁を設置いたしました。

国の流れを受け、町では、妊産婦や乳幼児の保護者を支援する母子保健と虐待や貧困など問題を抱えた子どもや保護者を支援する児童福祉などの機能を維持した上で組織を見直し、相談支援を行う機能を有する機関としてこども家庭センターの設置を現在検討しているところでございます。こども家庭センターは、妊産婦から子育て世代の保護者や子どもたちが気軽に相談できるような機関として位置づくよう検討しているところでございます。

町では、現在、教育指導主事、教育相談員、家庭相談員、保健師などを配置し、幼児から中学生、さらに高校生に至るまでの支援体制を取っております。

また、今年度からは保育園と小学校の発達支援体制の強化のため公認心理師の資格を持つ特別支援教育アドバイザーを配置し、さらに支援の充実を図ったところでございます。

保育園・学校支援員制度の目的は、就園、就学について特別な支援を必要とする子どもを含め、全ての子どもたちを支え、学びを保証するために、目指す「多様な学びを支えるまちづくり」に必要な人員を十分に配置していくことが目的でございます。

2点目の費用ということではありますが、支援員制度組織の人員など、現段階では細部まで決まっておるところではございません。現在検討しているこども家庭センターを設置し、保育園、学校を含め、全ての妊産婦、子育て世代、子どもたちへの一体的な相談支援体制が機能する支援体制を構築してまいりたいと思っております。

吉川議員 子どもはやはり大事でありますので、ぜひとも早くに子ども家庭センターを含めた中でアドバイザーを中心に設置をしていただきながら、相談に乗る機能、これは大事でありますから、ぜひともお願いしたいと思っております。

1-4、「魅力あふれる産業のまちづくり」、特産品づくりについて。

①現在ある特産品の認識は何なのか、②どのような組織に諮り飯島町の特産として今後計画立案していくのか、お答えください。

町長 飯島町の特産品でございますけれども、やはり昔からあるリンゴや梨といった果樹、それからイチゴやトマトといった野菜、それから花等々、農産物から、あるいは酢やみそといった食品工業製品、また五平餅や栗菓子、わら細工などといった農産加工品・加工食品等、多岐にわたると認識しております。

吉川議員 どのような組織が飯島町の特産として今後計画立案していくんでしょうか、②です。よろしくをお願いします。

町長 新たな特産品づくりにつきましては、農産物であれば新規作物導入による安定生産と栽培拡大が求められるところでもありますけれども、何といたっても、消費者ニーズと需要を的確に捉えて、出口、販路開拓、これが極めて重要ではないかと考えているところであります。

特に、町では、現在、既存の農産加工グループが複数存在し、地元の原材料を活用した特産品作りに取り組んでいただいておりますけれども、そうしたグループや企業等の

経営体がさらに新しい商品開発を行っていくことはもちろんですが、若い人の感覚や女性も含めた新しい発想を取り入れ、さらなる特産品開発に向けた動きがより活発になることで6次産業化の推進や特産品を通じた町の魅力の向上にもつながっていくと考えられます。

特産品作りの推進には生産、加工、流通、販売、消費の一連の流れが安定的に行われることが求められますので、栽培はもちろんですが、加工を含む関係者が一丸となって取組を進めていきたいと考えております。

特に加工面では、加工施設が各グループとも老朽化してきておりますので、加工に焦点を当て、これから関係する皆さんと協議を進めながら特産品作りに取り組んでまいりたいと考えております。

吉川議員 農産加工施設は非常に施設が古くなっていて、私も聞いております。

どのような組織かということですが、幅広く若い方も入れながら、部会組織もあるでしょうし、果樹、花、いろいろあろうかと思えます。営農センターとしてもいろいろ機能しておりますので、また営農センターにも諮っていただきながら、ぜひともお願いしたいと思っております。

1-5、「健康長寿で命が輝くまちづくり」、いちいの会（自治会高齢者の会）ですが、この①現在のいちいの会の実態、それから今後どのように充実を図っていくのか、お答えください。

健康福祉課長 町では、自治会単位で活動する高齢者団体をいちいの会と称しまして、高齢者の方が地域で元気に活動ができるように交付金の交付や健康づくりのメニューの出張健康測定・健康講座などを実施しまして支援をしております。

令和6年度でございますが、22団体、およそ530人が登録しております。コロナ禍が明けまして事業を行う団体が増えてきております。活動がだんだん活発化してきているところでございます。

また、いちいの会の充実につきましては、団体への先ほど申しました活動支援を通じまして、課題、またニーズの把握を行うとともに、高齢者が活動しやすい事業について研究してまいりたいと思っております。

吉川議員 コロナ禍で高齢者の方も外へ出られないという部分があったり、やはり自治会の中で、集会所でつながりながらいちいの会というのをやっていただいて、今聞いたら530人も登録しているんだと、やはり非常に高齢者が多いということでありますので、ぜひとも支援の輪を広げてもらって、ひとつ高齢者が独りにならないような施策を取っていただきたいと思っております。

1-6、「人にやさしい思いやりのまちづくり」「ふれあい公園」文化館に併設」ということであります。ふれあい公園の具体的な構想、あるいは財源や建設の時期の予定はどうでしょうか。

教育長 ふれあい公園に関わる御質問であります。

現在、図書館東には小さなお子さん向けの遊具があり、図書館や子育て支援センターの利用と併せて親子で利用する姿や祖父母とお孫さんで利用する姿が見られます。

今回整備を考えているふれあい公園は、お子さんばかりではなく、大人の方も来たくなる空間にして、世代を超え、老若男女、様々な方の交流の実現を目指すものであります。子ども向け遊具のほかに庭木や草花、散策路、ベンチ等もあるくつろげる空間を考えているところでございます。

現在、文化館周辺には大径木となって落ち葉などの苦勞が多くなったユリノキやケヤキもありますが、イヌツゲ、クロマツ、ドウダンツツジ、ムクロジ、ケヤキ、オオモミジ、ミズキ、ヒメコマツなどの姿のいい樹木があり、あずまやがあつて、晴れた初夏や秋の日中は気持ちよく過ごすことができます。「いなの中路」の歌碑や句碑などが配置されていて、文化的な空気も感じられる場所であります。今あるものを生かしながら、庭園として再整備の目指していきたいと思っております。

また、大ホール東の円形芝生広場周辺では音楽やダンスなどのパフォーマンスができたり、その南側の図書館側では知的好奇心をくすぐるような企画を実施したりと工夫しながら、多くの皆さんが集える場所にしていきたいと考えております。

財源については、文化館活性化のための機能強化や生涯学習機能の集約等々を併せて検討していきたいと考えております。現在は教育委員会内で構想を練っている段階でありまして、3年後の実現を目指して取り組んでいるところでございます。

吉川議員

ふれあい公園ですので、やはり先ほどあった大人も一緒にということです。今は与田切公園の構想もあるようでありまして、やはり癒やしという形の中で、親子が自然に親しんでもらうということで、町長の公約にありますように、ぜひともしっかりした環境整備をしていただいて、できるだけ早めの建設をお願いしたいと思っております。

1-7、「自然と文化の香り高いまちづくり」、日本一のミヤマシジミの里づくりについて、1番、今後は飯島町全域の環境保全に向けた生物の多様性を育む取組が必要と考えますが、具体的な方策はあるのでしょうか、お答えください。そして、どのように取り組むのか、よろしくをお願いします。

町長

ミヤマシジミのお話をする前に、なぜ生物の多様性が必要なのか、これは、今までの議会の答弁でもお答えしてまいりましたが、つい最近出版されました東大の宮下正教授の本の中にあります一節をお読みしますと、人間社会は今環境からの反乱を受けているということが書かれています。反乱というのは、気候変動でありますとか、あるいは感染症の拡大、また環境汚染等々があります。

こういったことで、今の社会的ないろいろな課題を生物多様性は抱えているということが言えるかと思えます。特に歴史や、先ほど申し上げました現在の諸課題、そういった仕組みを考えないと自然は守られていかない問いふうにかえます。

特に、今研究が進められていますけれども、社会の平等や公平、また戦意、安全、こういったものは生態系や生物の多様性と非常に深く関わっていると言われております。以前にも申し上げましたように、人間の安全保障、これも生物の多様性が非常に重要な課題としてあるということが言えるかと思えます。

そういったことで、その一つの取組であります飯島町に多く生息しているミヤマシジミをしっかりと保護しながら日本一のミヤマシジミの里づくりをしていきたいというこ

との考えから申し上げておるところであります。

昨年——令和5年に改訂しました飯島町環境基本計画では生物の多様性の保全としてミヤマシジミの保全に取り組むことを明記しまして、関係者の連携を促進することを掲げました。

また、ミヤマシジミ里の会の発足やミヤマシジミ保全協議会の設立など、町民の生物多様性に向けた意識も高まりつつあると考えているところであります。

こうした状況を踏まえて、飯島らしい生物の多様性をまちづくりに生かすため、環境基本計画と整合性を取りながら、より踏み込んだ計画として生物多様性基本法に基づいた生物多様性地域戦略、こういったものを検討していきたいと考えております。

この計画では日本一のミヤマシジミの里づくりを重点施策の一つに掲げまして、まず1つは目指す将来像と施策を明らかにしていきたいと考えております。

また、具体的な施策につきましては、ミヤマシジミの町のチョウへの指定、繁殖地域の保全、子どもたちをはじめとする町民の環境学習等々を想定しているところでございます。

策定前のスケジュールや計画の具体的な内容は今後の検討になりますけれども、予算でもお願いしてはいますが、先行しまして8月から地域おこし協力隊を任用しまして計画づくりと推進体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

吉川議員

そういうことで、今後検討ということですので、ぜひともこれはお願いをし、また②にありますように、先月——5月10日に、JA上伊那、それから町、それから東京大学大学院農学生命科学研究科は、ミヤマシジミの保全と研究に関する協定を2018年より2回目の更新をしたわけでございます。

私も、宮下教授、それから出戸君につきましても当初からちょっとお付き合いがあったりして話をしておりますけれども、学生が飯島町の自然の中で伸び伸びと研究に没頭できる環境の整備、これが必要じゃないかというふうに私は思っておるわけでありまして、変な話ですが、ぜひとも飯島町に東京大学の部員及び研究所の誘致、まあ建物じゃなくてもいいんですけども、そういった拠点となる場所が要るんじゃないかということです。

また、東京から大学の研究生も来ていただくという形の中で、現在はアパート等もあるわけで、それぞれが行っておりますけれども、ぜひともそういった集まる場所っていうか、そういう場所ができないのかっていうことを提案申し上げたいと思いますが、どうでしょうか。

町長

町では、以前、地域複合営農への道の関係の研究の中で日本獣医生命科学大学等々の分室もアグリネーチャーいいじまにつくってきた経過もあります。

ミヤマシジミの取組につきましては、もう8年以上にも及ぶ取組でありますので、東京大学としっかりと連携しながらやっていきたいということで、大学側にも分室等の検討について大信をしていきたいと思っております。

吉川議員

ぜひともお願いをしたいと思っております。またいろいろの大切な場面がありましたら御協力を申し上げていきたいと思っております。

時間がないので次に行きます。

質問の2「人口戦略会議が試算した町の将来人口について」。

資料の3ページ——P3、これは既に皆さんも新聞紙上で——信濃毎日新聞で公表された記事です。

消滅可能性自治体公表に町の考えと、推計に意味はあるのかということでありまして、そこにもありますように、再度御説明を申し上げますけども、左側の細かい数字は、申し訳ございません、下のほうにあります飯島町、総人口、2020年9,004人、2050年5,734人、特に20～39歳の女性人口が2020年は676名が2050年には339名ということで、20～39歳の人口変化率がマイナス49.9%ということで、ここら辺が着目するところでありまして。

意味があるのかということでありまして、これも新聞紙上に出ております。自治体公表をやりまして、特に若い女性が半数以下になるという結果、全国では744市町村、県内では77市町村のうち26市町村が該当するとされております。

一人一人が幸せに暮らし続けられるために環境を整えるのが国、自治体の役目でありまして、それがひっくり返っていないかという形の公表であります。

人口増のために自治体を競い合わせるような仕向け方はもうやめにしていきたいというふうに思っておる私の考えであります。

地方は、住民や企業を交えて地域の将来を語り合い、人手不足やインフラ老朽化などの課題を共有して政策の改善に声を上げて、努力も求められております。

もう一つには、奈良県の川上村の村長、栗山村長が申されております。ちょっと御紹介申し上げます。

今さら村が東京のような収益を上げることはできないし、人口が爆発的に増えることもない、しかし経済だけではない人の数だけではない価値が地域にはあると、この村は地域を守ろうとする意識が圧倒的に強い、都市にない豊かな暮らしをどう築くか、まずは源流を守ることだ、そして優しさや思いやり助け合いなどの仕組みやシステムを構築すること、職場以外にも村民が集える機会、場所をつくり、豊かな生活を築ける場を設けていきたい、一人一人の力は弱い、共に力と心を合わせることで、それが地域の生き続ける力になる、ただ空気や水が美しいだけでは生きられないのも事実であります、豊かな自然資源を少しでも経済性につなげ、村人が潤うことを考えないといけないということをおっしゃっております。

多分、町長も同じような考えじゃないかなというふうに思っておりますので、そこら辺の今回の記事に対しての御感想をお願いしたいと思います。

町長

公表されました数字につきましては、お示しいただいたとおりであります。

50%にならなかったのは1人です。1人増えれば50%ということで、数字のマジックでして、当然、外国人の女性も含まれておりますので、飯島町は日本人の女性に限ればもう50%以上になっているということかと思っております。

特に、上伊那管内では、ほかの市町村はマイナス30%ほど、南箕輪に至ってはマイナス15.9%ということで、辰野町でもマイナス47%ということでございまして、飯島は郡下でも非常に厳しい状況に置かれているという認識でございます。

吉川議員

当然、今の社会の中では人口減少が進んでいくと思えますけれども、やはり地域全体として、縮んでいくにしても戦略的に縮んでいかなければいけないかなというふうに考えています。それは、やはり住民の皆さんのそれぞれの思いをきちんとつなぎながら、将来どういう町にしていくかっていうのを町全体が共有しながら進んでいくことが大事かなと考えているところでもあります。

課題はたくさんあります。産業面にしてもインフラ整備にしても、課題はたくさんありますけれども、それを皆さんの総意できちんとつくり上げながら、戦略的に将来に向けてまちづくりをしていくということが重要なと考えております。

2-2も同じような内容かと思えます。ちょっと省略しますが、今言われたように、町全体で共有して、女性の問題もありますけれども、全体として捉えていく必要があるなというふうに思っておりますので、ここはちょっと割愛させていただきたいと思えます。

質問の3「水田を担う集落営農担い手法人組織と新たな「飯島方式」について」ということで、資料のP4であります。

これは日本農業新聞に出ておりました。ちょっと古いですが2020年ということで、「販売額1位が稲作の集落営農組織の動向 経営主が後継者を「確保していない」割合」ということで、全国的な調査で農林水産省の農林水産政策研究所から出された資料でございます。

左側に「形態」ということで田んぼの面積が5町歩未満から100町歩以上までありまして、非法人——法人ではない農家1,635、農事組合法人2,610、会社組織294ということで調査をしております。

飯島の4法人につきましては会社組織ということで294に入るわけですが、この調査に入ったか分かりませんが、そこにありますように、下にあるように小規模な非法人、あるいは農事組合法人で後継者不在が非常に目立っており、40%50%、あるいは会社組織は後継者を確保していない割合が全体的に低いということであります。

私が聞き取り調査を4法人にしたわけではありませんけれども、現在の状況から見て将来の後継者を確保していない実態と考えておるわけでございます。

それで、補足ですが、ここにある「伊那谷研究の半世紀」という本がこの2月21日に発行されました。これは宮田方式と飯島方式のやつを比べている本で、これはずっと私も携わったことがあるわけですが、東京農工大学の関係が農林水産省を含めて特に飯島の法人を調べたことが載っております。

ちょっと紹介しますが、飯島町の法人は中山間地域に位置する土地利用型法人に2つの2類型を目指しているということであります。

第1は、高齢者、すなわち農外就業の退職者から構成された、これを永世法人というところでありますが、その土地利用型作物に専念し、条件不利地も含めた農地の集積という地域からの期待によく答えておると、しかし近年は一層増大する農地の引受け要求に対応が困難となってきました。

2つ目の類型は、構成員に青壮年を抱える中核法人というんですけども、賃金をはじめ高い水準での就業条件提供に取り組まざるを得ず、そのことが田んぼではなくて高収

益作物の生産に傾斜させているという類型であります。飯島であります。

その結果、法人の事業方針と地域からの期待とが対立しておるという形であります。

地域農業システムとしては宮田村の宮田方式が全国的にも有名であります、違いは、飯島方式は増加する農地賃借への対応を使命としており、地区内の耕作困難な地権者からの農地についても基本的には受け入れる姿勢であります。いわゆる2階建て方式、資料のP4にありますような模式図のシステムであります。

1階部分に当たる一社地区営農組合が農地の集積・利用調整業務を担当し、法人は専従者を確保しながら直接耕作し販売事業にも取り組む地域の農場制が飯島町全体で今後の地域農業の在り方を検討する中で再編されてきたものと認識をしております。

先ほど申し上げました典型的な永世法人の労力確保の困難に直面しており、そうした下で、地域の中で引き続き増加してくる農地貸付け希望に対処するに当たっての苦悩、対処し切れない農地の遊休化問題、また中核法人の雇用悪化の下での労賃意識の変動、そのことが法人の事業展開の対応に影響を及ぼしておるという状況であります。

以上のように4地区の組織営農、担い手法人の取組も様々であり、特徴があるわけがありますが、3-1にありますように、飯島町でも集落営農法人の後継者不足が叫ばれております。法人の進展も構成員の高齢化により今後の後継者の確保が重要でございます。

経営継承を含め地域の中で引き続き増加してくる農地貸付け希望に対処するに当たっての苦悩をどう解決していくかの考えがあるのか、お答えください。

町長

非常に難しい問題でして、午前中の質問にもお答えしましたが、飯島方式と宮田方式の対比をさせていただきましたけれども、宮田村は一村一農場方式という集落営農でやっておりますけれども、やはり町全体が一つになってどのような土地利用をしていくかっていうのを考えながら、その中で村民の皆さんがどういった形で関われるかっていうところを研究してきた成果で、多様な担い手が育っているなというのを感じているところであります。

一方、飯島町は2階建てということで、土地を地区営農組合が集約しながら、それをどのように活用していくかということで、営農組合が中心となって土地利用を考えてきたところであります。

それで、その上に法人組織や担い手の農家の皆さんがいらっしゃって、その皆さんが町の農業を支えてきたという経過でございますけれども、やはりこの辺をもう一度検証していく、本当に集落営農がよかったのかどうか、この2階建てがよかったのかどうかというところをやっぱり検証していく必要があるかなと思います。これは今の地域計画の中で地域の皆さんがしっかりと懇談しながら将来に向けた方向性を決めていく必要があるかなというの十分考えております。

私もこの職になりまして、今まで農業をやってきましたけれども、実は田んぼができません。田んぼを町長がやっているとはほかの町長の仕事をやれって言われるかもしれませんが、そんなことで、私もいよいよ法人のほうに田んぼは任せたいんですけども、やっぱりこういう農家の方がこれからもたくさん生まれてくると思うんですね。

それにどのように対応していくか、一法人だけでは当然できませんし、土地利用型作物だけではなかなか経営的に厳しい状況もありますので、そういったところを、先ほど申し上げましたように、今地元を下ろさせていただいておりますけれども、皆さんのアンケートで出てきた思いを地域の中でもう一度話し合っていていただいて、自分たちで将来をどういうふうにしていくかっていうのをしっかりと考えていただく、やはりここが基本かなと思っております。

吉川議員

3-2のほうに町長のお答えは入っているが、私も同じ考えでありまして、飯島方式の今後の新たな方式をどう考えていくかっていう質問をしてありますけれども、今後の展開、そして営農センターとしましても、当然担い手の企画部っていうのがありますので、担い手の法人もおりますので、今後はその中でその衆にも来ていただいて話し合いをする、今はいいけど今後どうなるのだという、先ほどの後継者不足も含めてありますので、どう研究していくのか、ここら辺もひとつ、産業振興課長もおりますので、一緒になって企画部会で検討していきたいということです。

私がこういうことを言うとまた失礼かと思いますが、まだ分かりませんが、まあ将来的には、私は宮田のように一つ、一農場だというふうに私は考えしております、一村一農場。ですので一つ、将来的にですよ。これは、ちょっと段階があるんで、財産もあるんでなかなか難しい部分がありますが、私の考えではそういうふうに思っておるところでございます。まあこれは、また今後考えていきたいと思っております。

最後の質問、これは国の問題であります。今回、食料・農業・農村基本法の見直しがあり、資料のP5、これは方向性についてということで出ております。

今回取り上げるのは、私は価格転嫁という形が——今でも国会でまだまだ議論されておりますけれども——あります。

5月29日に基本法が成立されております。1999年から四半世紀を経て初めての改正という形になっております。

その中で、4-1にありますように、食料安全保障の視点から、生産資材高騰の影響等、現在の状況をどう捉えているか。

国の問題っていえばそうなんです、やはりこれは大事な話でありますので、その辺をちょっとどう捉えているか、お願いをしたいと思います。

町長

食料・農業・農村基本法の見直しが始まっておりまして、既に着地点も見えてきていますけれども、

やはり、先ほど議員の申されたように、今、農産物はなかなか自分たちで値段を決められない、それで、いろいろな諸経費が上がっている中でそういったものが転嫁できないというのは、私も農家の一人として非常にそういった状況を危惧しているところでございます。

一昨年あたりから農業資材、燃料、肥料等の生産資材の価格高騰が続いております。この背景には、世界人口の増加や新興国の経済発展による需要増などの構造的な問題をはじめ原油価格の値上げや円安、長期化するウクライナ情勢などの国際的な問題が複合的に絡み合っており、生産資材の高騰が農業経営にも大きな影響を与えていると考えて

おります。

このことは、私たちが今から将来にわたって良質な食料を合理的な価格で入手できることを保障していくという国の基本的な責務である食料安全保障にも影響を落とし、憂慮すべき事態と考えております。

吉川議員

農林水産省は今年の夏をめどにして品目を対象にコスト調査を実施すると言っております。生産資材や輸送費などを把握し適正な価格形成に生かす狙いがあるということで農林水産省は言っておりますけども、本当にできるのかどうかというところ一つにはあります。

もう一つは、基本法のポイントの中に食料の価格形成については「持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された」というふうに難しい言い回しでポイントが書いてありますけど、持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならないという一文が盛り込まれております。この合理的っていうのは生産から消費までの関係者の納得、合意が得られるという意味だということで農林水産省は言っておりますけども、その仕組みがなかなか難しいんですね、生産者と消費者が。それがまだ、これはずっと言っておりますけど、なかなか難しい。

それと、もう一つは、私も販売には携わりましたが、市場法ですね、卸売市場法。要するに農産物を出す、例えば野菜、果実がそうですが、市場へ出す。やはり卸売市場法というものがあまして、市場から消費者に移るわけでありまして、市場のほうは——消費者のこともあるんですけども——やはり資材の高騰だとか、そんなことは考えていないというふうに言っているわけでありまして、そこら辺の卸売市場法のこと。

かといって、農産物が高くなることによって、今度は逆に輸入される農産物のほうが安くなるという形になりますと、業者はやはりそちらのほうにシフトしちゃう——利害調整っていうんですけど、そこら辺もいろいろ裏腹があるということで、非常に難しい問題ですよね。ですので、そこら辺をどういうふうに法律的に成案にして、国がどうやってくるかということが重要になってくるかなということでもあります。

時間がないので、地産地消の推進の課題、今言いましたように——国消国産という話をしていましたが——やはり地元のを地元で売る、あるいは食べる、こういうことが今後は大事になってくるし、物量がありますのでなかなかそんなことはでき切らんと思いますが、前にも申し上げましたように、やはりそういった地産地消、国消国産、やはりこれをやっていく必要があるなと思っております。

あと、農産物の価格転嫁についてはなぜ上げられないかということがありますが、先ほどありましたように卸売市場法があったり、そういうことで私が申し上げておきたいと思っております。

最後に、P 6は私の意見書でありますので、正式ではございませんので、意見書を載せてあります。このことについての意見書ということでもありますので、ちょっとお目通しいただいて、1番～6番、地方自治法第99条の規定の意見書という形でありますけども、今委員会には出しませんが、やはり価格転嫁、そこら辺へ一番私はポイントに置いております。

議 長	時間です。
吉川議員	<p>よろしくをお願いします。</p> <p>以上です。</p> <p>〔吉川議員復席〕</p>
議 長	<p>9番 星野晃伸議員。</p> <p>〔星野議員質問席へ移動〕</p>
9番 星野議員	<p>それでは通告に従いまして質問を始めさせていただきます。</p> <p>1—1としまして、3月の定例会におきまして同僚議員の中からも質問がございました七久保診療所の開設に当たり医師の募集はどのように今現在行われているのかをお聞きいたします。</p> <p>〔唐澤町長登壇〕</p>
町 長	<p>七久保診療所の医師の募集の関係につきましては、継続的に進めているところであります。</p> <p>就任後、何人かに当たってまいりましたけれども、なかなかこちらの希望に沿うような地域医療に携わっていただけるお医者様に巡り会っていないというのが現状でございます。</p> <p>副町長も課長時代に医師の招致については取り組んでまいりましたので、引き続き2人でしっかりタッグを組んでいろんな情報網を巡らせながら取り組んでまいりたいと考えているところであります。</p> <p>特に、地域の皆さんのニーズであります地域に根差した医療の提供を継続していただけるような人材の確保が一番と考えておりますので、先ほど申し上げましたように、時間はかかると思っておりますけれども、しっかりと腰を据えて取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>〔唐澤町長降壇〕</p>
星野議員	<p>医師の募集に当たりまして——やはりお医者様も生活をしていく上では非常に大変だと思っておりますが、そういう生活の保障だとか、そういう判断材料になるものの数字の提示というものはあるのでしょうか。その点をやっぱり町のほうで出していないと検討の材料に医師のほうもならないと思うんですが、その点はいかがですか。</p>
健康福祉課長	<p>町では、医師確保のために、新規開業または事業拡大する医療機関を対象としました補助金の交付、また経営資金、設備資金への貸付金の利子補給、飯島町内に開業する医師の紹介者に対する奨励金、医学部医学科へ進学する学生に対する奨学金、この4つの事業を実施しております。</p> <p>報酬につきましては、現在町内で個人もしくは法人として開業している医療機関が歯科医院を含めて8つあります。そういった点も含めてしっかりと考えなければいけません。</p> <p>町では専門業者と開業支援コンサルティング契約を行っておりますので、開業希望などのお話がありましたら、具体的に事業収支が成り立つのかどうかなどの個別の資料で</p>

すとか、そういった情報の提供、相談などの対応をまいります。

星野議員

私が町内の医師の方とちょっとお話をした中で、眼科の医師の方が飯島町で開業したいという話があったという話を聞いたんですが、その点、町のほうでは情報を得ているのかどうかお聞きします。

副町長

あまり表に出したくない情報なんですけども、そういうことを聞かれておるところでございますので、問合せはございました。あったんですけども、我々としまして、先ほど町長が申しましたように、地域医療っていうことになりますと、ここで開業していただいて十分にここへ根づいていただけるかということもちょっと考えなければなりません。そういう点も調査した中で、今のところその眼科医には当たりをつけていない状況でございます。

情報は、先ほど健康福祉課長が申しましたとおりコンサルティング業務を委託しておりますので、そういうところからも情報は得ておりますし、ほかの業者さんからもいただいております。

医師会の中での情報でございますので、そういうものも踏まえて、あれば必ず当たりをつけるつもりでおりますけども、眼科医につきましては、はっきり言ってほしいという状況ではございます。それは十分に理解をしておるんでございますけども、その中で、ここに根づいていただけるかっていう問題もございますので、そこら辺を十分に検討してやっていかないとまずいなということで判断をさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

星野議員

分かりました。

医師は医師で、やはり先輩後輩があると思いますので、やっぱり町内で医師の先生方にもこういう先生はいないかっていうようなことを情報として聞くのは大事かと思うんで、ぜひその点を踏まえながらこれからは動いていていただきたいと思います。

では2-1に入ります。

社協に委託しています生きがい教室に代わりまして新たな取組の元気アップ講座が開催されておりますが、受講されている皆さんの意見等を聞いているのかどうかをお聞きします。それと今の状況もお願いします。

健康福祉課長

今年度の町の一般介護予防事業は、フレイル予防教室、健幸教室、元気アップ講座、この3つの教室をそれぞれ委託して行っております。

高齢者数が増加している中で、それぞれの方が御自身の関心や体の状態に合った教室を選択して参加されております。

昨年度までの生きがい教室は事業開始から20年が経過しておりまして、参加者の減少と高齢化が課題となっております。この件に関しましては数年前から委託先の社会福祉協議会と協議を重ねてきており、令和6年度——今年度の第9期介護保険事業計画、こちらの改訂に合わせて教室を終了し、新たな教室として元気アップ講座を始めたところでございます。

現在、飯島、七久保の2会場を合わせて34名の方が参加されております。4月からの新たな参加者もおりまして、またほかの地区の方と一緒になったということで教室の活

性化が図られているというふうに感じております。

また、今回の教室の改編に当たりましては、これまで参加されていた方々から様々な意見をいただいております。参加者の方にとっての居場所になっていたのだと思いますが、一方で新たな参加者の増加につながらないところでもありました。町では生きがい活動教室に参加されていた方お一人お一人とお話をさせていただきまして、それぞれの体の状態に合った教室、サービスのほうを紹介させていただきました。

今年度開始しました元気アップ講座、こちらにつきましては、教室はまだ始まったばかりでございますので、まだ調査のほうは行っておりませんが、今後は委託先の社会福祉協議会とも協力し合いまして参加者の皆さんからのお声もお聞きしながら、増加する高齢者の介護予防を推進できるようによりよい事業としていきたいと考えております。

副町長 すみません。元気アップのほうは今課長が申したとおりでございます。

対象外になったからの多分御意見があるのかなという、問いがあるのかなというふうに思っております、ちょっと私のほうへ入っておる情報だけでございますけども、社協を通して、まだフレイルにはならなくて、それで介護保険に行くか行かないか分からない方で、沙龙的に集まって、お茶飲み話も含めて、そういうグループが欲しいよという話は聞いております。

それで、社協のほうと協議をしながら、その辺についてこれから話を進めて、その方々に集まっていただいて意見を聞きながらどういう方向がいいかということの研究していくというふうに社協では申しておりますので、その中で対応してまいりたいというふうに思っております。

星野議員 私自身も何人かの皆さんとお話をした中で、元気アップ講座は確かに新たになっていていいんですけど、やっぱり参加者は前の人たちと変わんないわけなんですよ。

それで、その中でやっぱり聞くのは、やっぱり時間が、中身は濃くなったんだけど一つ一つが短くて完結しないので何となくストレスがたまるようなことを言われていましたんで、そこら辺を考えていただくことが1つです。

それと、やはり新たに70代以上の方を募集しようと思っても、今70代の方はほとんど自分の趣味を持っています。なので、社協ないし町側も考えるなら、その人たちのニーズに合ったものをやっぱりやっつけていかないと、これから先こういう元気アップ講座みたいなものに参加されるっていうことはなかなか難しいんじゃないかと思うので、その点もちよっと考えていただいて、ぜひ受講者が増えるような形にしていきたいと思えます。

それでは3-1に入ります。

先日——4月27日に第33回の長野県市町村対抗駅伝がございました。9人の選手の皆さんとコーチの皆さん、大変お疲れさまでございました。

選手の皆さんにいろいろな話をお聞きした中で、選手選考の基準等、それから交通費、参加費、また練習の支援については十分されているのかどうかをお聞きします。

教育長 長野県市町村対抗駅伝に関わっての御質問であります。

長野県市町村対抗駅伝は1991年から開催され、今年で33回目、また小学生の部も2005

年から開催され、今年で19回目となりました。

町では、毎年、飯島町スポーツ連絡協議会、飯島町陸上競技部を中心とした飯島チームを編成し、町の代表として出場しておるところであります。

星野議員からの御質問の選手選考の基準については、大会出場に向けた準備、運営を委託している陸上競技部が大会要項の参加資格があり、かつ参加意向のある方へお願いし、選手選考をしております。

小中学生の皆さんについては、学校を通じてチラシを配布、募集し、練習への出席率、練習で行う選考会でのタイムなどを総合的に判断し決定しております。

しかしながら、近年は参加していただける方がなかなかおらず、苦慮しているのが現状であります。

特に中学生については、部活動の一番活発な時期と重なっておりまして、難しい状況が続いております。

大会出場についての交通費については、町のバスを使用し、参加料についても町が負担をしております。

また、ユニホームも貸与するなど、選手の皆さんに負担がかからないようにしております。

星野議員 歴代の教育長の中でも片桐教育長が一番の体育会系だと私は信じておりまして、やはり飯島町の中の体育会系の皆さんから見ると――過去の順位から見ても17位が最高という状況でございます。その中におきまして、やっぱり選手選考は非常にコーチの皆さんも苦労されているということをお聞きするんですが、飯島町には米俵マラソンっていうのもございます。ぜひそんなところと教育委員会も含めてコラボしていただいて選手選考に充てていただければ力になれるのかなと思いますので、ぜひその点をよろしくお願ひしたいと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

教育長 今御指摘ありましたように、私たちとしても全力で選手選考に関わっていければいいかなと思っております。

また、議員の皆さんからも、もちろん情報があれば、ぜひいただければと思っております。

星野議員 ぜひよろしくお願ひします。

それでは4-1に入ります。

企業版ふるさと納税についてお聞きしますが、昨年までの企業版ふるさと納税をいただいた企業の数と金額を教えてください。よろしくお願ひします。

地域創造課長 まず令和5年度にいただいた企業版ふるさと納税として飯島町に御寄附いただいた企業数でございますが、5社で、寄附金額は2,740万円というふうになっております。

ちなみに、令和2年からこの制度をやっておりまして、令和2年は1社で2,000万円、それから令和3年度は4社で180万円、令和4年度は6社で230万円というふうになっております。

今年度の当初予算では過去3年の推移から特別な高額寄附を除いて300万円という予算を計上いたしましたけれども、目標としましては昨年度以上を目指してまいりたいと

いうつもりで取り組んでおります。

また、金額もさることながら、飯島町が進めますいろいろな施策に賛同して寄附をいただけるという企業の皆様の気持ちも大切に考えますと、寄附件数の増加、これも大切なことじゃないのかなというふうに考えているところでございます。

星野議員 町としてこれから企業版ふるさと納税を増やすためにどのような対策を練っているのかということをお聞きしたいと思います。

地域創造課長 この制度に町が取り組み始めまして先ほど申しましたとおり5年目となります。

まず、その間に行ってきたこととしましては、比較的飯島町と距離の近い中京方面、こちらを中心に企業訪問を行ってきております。

また、町内の企業を通じて親会社や取引のある関係先の企業を御紹介いただいたりしてまいりました。

星野議員 分かりました。

これから先ですけれど、私の場合も一生懸命企業版のふるさと納税をお願いして回っておりますが、その際に私は一応柏木の運動場に対する御寄附でということをお願いして御寄附いただいておりますが、企業からいただいたものはグラウンドに使用していただけるのかどうかをちょっと確認のためにお聞きします。

地域創造課長 企業版ふるさと納税の寄附金の用途についてですが、あくまで町が示しました項目に賛同して寄附をいただくという必要がございます。したがって、町の政策にない事業など、企業側の提案による使い方はできないようになっているということでございます。

ただし、町が示しております項目の表記は具体的な事業ではなくて大きな枠組みの表現としておりますので、おおむね企業側の希望に沿った使い方ができるのではと思っております。

星野議員 分かりました。

やはり、財政の厳しい飯島町ですので、何とかないならないなりに増やさなければなりません。

そこで町長に提案なんですけど、企業版ふるさと納税、またふるさと納税を独自に増やすための新たなチームみたいなものを企画して本当に職員の皆さんが真剣に動いているぞっていうところをやっぱり町民に見せるところも大事かと思うんですが、そういう点はいかがでしょうか。

町 長 この間、私も県外の企業訪問をさせていただいたりする席では必ず企業版ふるさと納税をお願いしたり、また東京飯島会ですとか、あるいは県外に出かけた折にはいろんな機会を通じて行っているところであります。

特に、やはり飯島出身の方や関わりのある方が寄附をしてくれるケースが多いものですから、そういったつながりをしっかりつくっていくことが重要かと思っております。

今御提案のありましたチームをつくってということでもありますけれども、これから機構改革もあります。企業版ふるさと納税は来年3月までということになってはいますが、ふるさと納税も含めまして機構改革の中で検討してまいりたいと思います。

午前中の質問にもお答えしましたが、地域おこし協力隊を新しい形でやっていきたいと思っておりますので、その項目の中にも含めまして検討していきたいと考えております。

星野議員

分かりました。

やはりこういう企業版ふるさと納税みたいなものをいただきに参るには、やはり社長さんと実際にお行き会いして、顔を見てお願いすると大体反応が分かります。私も今月また1社ほどいただけるところがあると思うんですが、やはりお会いした時点でなかなか顔をする人がいるんですけど、やはり3回ほどプッシュすると必ずいただけるような気がしますので、職員の皆さんを含めて会社に出向いてお願いをするということは大事かと思っておりますので、その点も御努力をお願いしたいと思います。

そんなわけで、これから先、企業版ふるさと納税で飯島の財政に明るい光が当たると思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

[星野議員復席]

議長

ここで休憩を取ります。再開時刻は3時といたします。休憩。

休憩

午後2時42分

再開

午後3時00分

議長

会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

7番 三浦寿美子議員。

[三浦議員質問席へ移動]

7番

三浦議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。

今回は「パートナーシップ制度の導入を」ということと「学校給食費の無償化について」「高齢者補聴器購入補助の補助額の引き上げを」ということで質問をしたいと思いません。

まず最初に「パートナーシップ制度の導入を」ということで質問をしたいと思いません。

全国では456自治体——2024年5月13日時点では458自治体と報道されております。がパートナーシップ制度を導入しております。さらに増えているとの情報もあります。

最近、長崎県大村市で男性カップルに事実婚関係があることを示す「夫(未届)」と続き柄欄に記載した住民票が交付されたことが報道されました。市長は、記載は自治事務として市の裁量の範囲内で対応したと説明したということです。大村市では昨年10月からパートナーシップ宣誓制度を導入しており、2人が登録していることを踏まえて「夫(未届)」との続き柄で住民票を交付したとのことです。

長野県県民文化部長・男女共同参画課の佐々木氏によれば、世界的には令和5年2

月現在 34 の国と地域で同性婚が法制化されており、イタリア、ギリシャなどではパートナーシップ制度が法制化をされていて、同性カップルの権利を保障しているということです。

長野県は 2023 年 4 月 20 日——昨年ですね、に

誰もが多様性や違いを認め、社会や地域で個性や能力を發揮するとともに、人権が尊重され共に支え合って暮らすことができる公正な社会の実現に向けた取組として、性的マイノリティの方々の生きづらさを解消し生活上の障壁を取り除くことを目指すとして長野県パートナーシップ届出制度を制定し、8 月 1 日に施行になっております。

近隣では駒ヶ根市が 2023 年 4 月に、県内では松本市に次いで 2 番目に駒ヶ根市パートナーシップ宣誓制度を実施しております。

駒ヶ根市は、年齢や性別、国籍、障がいの有無などを問わず、互いに尊重し合い、ともに支え合えることが重要と考え、多様性が尊重される社会の実現を目指しています。

この理念のもと、二人が互いを人生のパートナーとして認め合い、相互に責任を持って協力し合うことにより、共同生活を約束した関係であることを市に対して宣誓し、市が宣誓書を受領したことを公的に証明する「駒ヶ根市パートナーシップ宣誓制度」を創設しました。

と制度の概要にありました。

パートナーシップ制度についての認識についてお聞きをいたします。

〔唐澤町長登壇〕

町 長 大村市の件につきましては、先般新聞に載りましたので、私も見させていただいたところであります。

住民一人一人がかけがえのない個人として尊重され、多様な性や生き方を認め合い、自分らしく暮らしながら個性や能力を發揮できる社会の実現のため、パートナーシップ宣言はとても大切な制度であるということで認識をしているところであります。

現在、飯島町には宣言制度はございませんけれども、飯島町男女共同参画プラン 心をつなぐまちづくり 6 では、性別に関わらず人間としての尊厳を大切にし、暴力的な言動や差別などのないよう行動すること、また性的マイノリティーへの理解と誰もが自分らしく生きられる環境整備を掲げ、住民の皆さんに多様な性について正しい理解と認識を深めていただけるよう啓発に取り組んでいるところでございます。

〔唐澤町長降壇〕

三浦議員 ただいま町長から見解をお聞きいたしました。

長野県のパートナーシップ届出制度は、ジェンダー平等が求められる社会になっている今日、性的マイノリティーの人たちの生きづらさを解消し、生活上の障壁を取り除くことを目指すという取組となっております。県営住宅への世帯としての入居申込みや県立医療機関の緊急治療への同意、面会など、届出受領証を提示することで夫婦や家族と同様に対応されます。

また、保育施設の送迎なども含め、市町村に制度の趣旨を踏まえた対応を求めている

ところでは。

県は市のパートナーシップ制度に基づいた受領証等は県の届出受領証等とみなして県の行政サービスを提供することとしています。居住している自治体にパートナーシップ制度があれば、県の受領証を取得しなくても県の行政サービスを受けられるということになるのではないのでしょうか。

全国的には、パートナーシップ制度を導入している都道府県への届出よりも制度を導入している市町村に届け出ているカップルのほうが圧倒的に多い実態があります。

身近な居住地に制度を整備しておくことがジェンダー平等の観点から求められていると感じております。この点でパートナーシップ宣誓制度を導入している駒ヶ根市と制度のない飯島町との違いがあるのではないかというふうに感じております。

先ほど町長から、男女共同参画など、町のそういう取組があるということでお話をお聞きしましたが、先ほど申しましたように県の制度を利用するに当たって町として制度があれば届け出るのが町であっても県の制度を利用できるというようなことだというふうに理解しておりますので、ぜひ飯島町としてもこの制度の導入を私は求めたいと思いますけれど、いかがでしょうか、お聞きをいたします。

町長

県が進める性的マイノリティーの方が大切なパートナーと共にその人らしい人生を送ることができるよう生活上の障壁を取り除くことは大変に大切なことだと認識しているところであります。

制度の導入に当たってですけれども、町は、住民の皆さんが多様な性や生き方を認め合い自分らしく能力を発揮できる社会づくりの合意形成をしながら、そういった性的マイノリティーの方の思いを尊重して応援できるように研究してまいりたいと考えます。

三浦議員

ただいま見解をお聞きしました。

確かに周りが理解をしていない中で制度を設けるということもなかなかハードルが高い部分もあるかもしれませんが、県の制度としてできたものを身近なところでまた利用していくっていう点はすごく大事なことだと思いますので、いつまでも延ばさないうで計画的に検討をしていただきたいと思いますというふうに思うんです。

日本は過去十数年の間に条約機関や国連機関から性的マイノリティーを取り巻く現状に改善策の勧告を受けております。国連の自由権規約委員会からは理解増進法に関連して平成 20 年に性的指向及び性自認を含む包括的な差別禁止法を制定すべきと勧告されております。平成 26 年にも勧告を受けておりますが、ようやく今年の広島での G 7 サミットを機会に理解増進法が施行されました。

同性婚が法制化されれば、戸籍や住民票への記載、相続など、同性であることで認められていない権利に関わる問題やパートナーシップ制度のある自治体から制度のない自治体への移住によるギャップ、そうしたことも解消されるというふうに言われております。そういう点では、国が法的にすべきことがなされていないために、今は各自治体、県も含めてパートナーシップ制度を取り入れて支援をしようという形で取り組まれているわけです。

外堀を埋めるというか、ぜひぜひ多くの自治体がパートナーシップ制度を導入して、

やはり国の法律としてきちんと、同性同士であることで戸籍や住民票——それから一番問題になっているのが相続の問題ですね。ずっと一緒に暮らしてきてもどちらかがお亡くなりになったときに全く相続からは離されるというか、関係ない人になってしまうわけですね。それで、やっぱり法律的にそここのところを認められるということがすごく大事です。そのためにも、外堀を埋めるためにも、ぜひ住民への周知も含めて、早い段階で飯島町でも私はパートナーシップ制度を導入するという取組をしていただきたいなというふうに思うんです。

それで、ふわふわふわっと、男女共同参画だとか、周りがそう言って何となくしていただくじゃなくって、やっぱりそういう国として法律をつくらなきゃいけないってことを前提に取り組んでいくってことが私は求められているんじゃないかなと思います。

大村市の市長はすごいなと思ったんですけど、どこもやっていないこと、続き柄に「夫（未届）」と住民票に記したということで、今までなかったことに、一線を越えて、また大きな波紋を起こして、また日本中でそんなことが起こるのかもしれない。

実は、駒ヶ根市でもこの制度ができてから、1組、宣誓書受領証をもらっていらっしゃる方がいるというふうにインターネットを見ても出ているんですね。ということで、やっぱり制度があることで、今までそういうところに手を挙げられなかった方たちが出てくることで周りの理解も深まっていくってということもありますし、制度がなければそれもなかなかハードルが高いので、制度をつくりながら住民理解を得ていくという方法もあるかなというふうに思っています。

それに、一番は、やっぱり外堀を埋めて法制化するということが一番望まれていることだと思うので、そのために一歩、ぜひ飯島町として踏み出していただきたいなと私は思っているところです。ぜひ、いつまでにはやっぱりこの制度を導入したいと、そのために研究や検討や、そういう周知のことやなんかもやっていこうというような筋道を立てて目指していただきたいなと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

町長 多様な人権が尊重されるという、基本的人権が守られるということが一番重要なところでありますので、住民の合意形成も当然重要でございますけれども、並行しながら検討させていただきたいと思います。

三浦議員 前向きな答弁をいただきましたので、ぜひ目標を決めて、それに向かって取り組んでいただきたいなと期待をしておりますので、お願いしたいと思います。

では2番目の質問に移りたいと思います。

「学校給食費の無償化について」であります。

前回の3月の定例会でも質問をいたしまして、実施計画の中では無償化を令和8年度からというふうにしていくということですが、昨今の物価の高騰は子育て世代にとっても本当に大きな負担になっているというふうに思っております。3年先では子どもは卒業してしまうというような不満の声も聞いております。

それで、現在の財源確保の方法というところでの考え方についてお聞きをしたいなと思います。いかがでしょうか。

教 育 長

学校給食費の無償化に関わっての御質問であります。

学校給食費の無償化に向けた検討をする中では、まずはその財源確保が課題となってきます。学校給食費を無償化する場合、年間で約3,700万円の財源が必要となってきます。

令和8年度実現を目標に財源を確保するに当たっては幾つかの考え方があり得ると思われれます。1つ目として、まずは国や県の支援策など、活用できるものを研究すること、2つ目として、ふるさと納税や寄附金を活用すること、3つ目として、町の事業の優先度を見直すことや歳出予算の見直しをして一般財源を捻出することです。

今後も給食費無償化の実現に向け検討してまいります。現段階で前倒しの検討までには至っていないところが実情でございます。

三浦議員

ただいま財源のお話をお聞きしました。

やっぱり今回だけでいいというわけにはいかなくて、無償化になった場合にはずっとこれから続けていく事業になりますので、恒常的にちゃんと捻出されるような財源がないと大変かなというのは私も思っております。ですので、ふるさと納税頼みだとちょっと不安かなというふうに思います。

それで、町長の公約もありますし、随分と多くの皆さんが期待して、若い方たちが期待をしておりますので、何とか少しでも近づけたらいいなというふうに思っているわけです。

それで、今は前倒しというところまでは至っていないと、それは多分、当然だなというふうにも思うところです。いろんな工夫をしながら財源をつくっていただきたいと思うんですけども、2—2のところでは質問をしているわけですけども、給食費の軽減、完全無償化までは行かなくても軽減ができないかというところがあります。

それで、この間、前回の臨時会では不用額が結構あるなというふうに思っていました。いろいろ、事業の内容によっては不用額も出たり、先送りになったので浮いてしまったとか、いろんなことがあると思うんですけども、たとえばそこが1円だとか、そんなふうでも、幾らかでも本当に軽減できるっていうことができないかと。

実は、コロナの交付金があったときに、学校給食費の軽減ができるってこともその中であつたんですね。それで、そういうのもあるよと言ったような気がするんですけども、全く聞く耳を持っていただけなかったのか、引っかけりもしなかったんですけども、今度はきっと、公約としてあることですので、8年には実現する方向で動いているわけですので、全くほっとかれるということではなく、いろいろ検討がされていくんだろうなと期待をしているところなんです。

そういう不用額だったり、先ほども保育料の無償化の話もありましたけれども、そういうところのどこかからか生み出して少しでも軽減していくことを考えられないかなと思っているんですけども、その辺はいかがでしょうか。

教 育 長

給食費の軽減ができないかという御質問であります。

町においては、これまでも国、県の補助金など有効な財源を確保して子育て支援策に活用しているところでございます。

今年度も、県の保育料軽減事業を活用し、当町の保育料軽減の対象も拡充し、保護者負担の軽減と同時に町の財政も軽減となり、少しでも財源を確保することができております。

また、期間を限定して負担を軽減したり対象を限定して負担を軽減するなどの対応によって町財源の負担はより小さなものになりますので、実現度は高くなると考えております。

議員から御提案のとおり、町といたしましても、完全無償化の検討をしつつ、一部負担軽減も含め、早期に実現できるよう検討してまいります。

なお、ここからは私のあくまで私見でありますけれども、親が子どもを育てることを通して親として育っていくという観点からお話しさせていただけるならば、私は子どもたちの衣食住という生活における基本的な部分は保護者が負担すべきものだと思っております。

以前の議会においても三浦議員の同様の御質問に際して答弁をさせていただきましたけれども、私の中には、給食費を親が負担しなくても済むということに対して、一体親って何なんだろう、親が親として育っていくために親が担うべき大切な子どもの食について代わりにやっちゃっていいんだろうかと、少し古い考え方なのかもしれないけれども、そんな疑問が浮かびます。

もちろん、経済的に苦しいおうちについては考えていかなければならないものの、子どもにとってとても重要な食は親が親として担うこと、それこそが責任を持って子どもを育てるということの一端なのではないかと思っております。

国や県に給食費補助の支援の動きがあれば給食費の無償化や軽減に向けて町としても検討していく方向になると思われましても、町単費での保護者負担軽減は、給食費ではなく、他の学年費や旅行貯金等のいわゆる学習のための教材費などの負担軽減のほうが望ましい形ではないかと私は思っております。今年度も若干ではありますが、修学旅行や臨海学習、卒業文集など、保護者負担軽減のために議会の皆様にお認めいただき補助させていただいているところであります。

給食費と決めてしまうのではなく、保護者負担軽減をどのような形で進めていくことが望ましいのか引き続き検討し、取り組んでまいりたいと思っております。

三浦議員

ただいま教育長から軽減については検討していくということはお聞きしました。そのほかにも学校給食費の無償化についての教育長の見解をお聞きしたところですが、私とは全く見解が違います。今日はそこを議論するつもりもありませんけれども、学校給食というのは義務教育の一環だというふうに私は思っておりますので、見解の違いがあるなというふうに思いました。

では、前向きな答弁をいただいたので、3番目の高齢者補聴器購入補助の対象拡大と補助額引上げをということで質問をしたいと思っております。

ずっと高齢者の補聴器の購入補助をということで求めてきて、対象が75歳ということで実現をしたところでしたが、75歳ではちょっと年齢が高過ぎるのではないかと、もう少し引き下げたほうが良いということで提案をしてきて、今年度は65歳以上が補助対象

になりました。本当によかったなと思っているところです。

けれども、周りの様子を聞いてみると、物価が高騰していて生活も苦しいと感じている方が本当に多いです。特に年金暮らしの方たちが補聴器が必要となると、本当にどうやって払っていったらいいのかなというふうに思ったときには、なかなか必要でも手が出ないってところがあるのかなと。

それで、私が本当に高齢者の補聴器の補助についてびっくりしたのは中川村ですね。中川村にお話をお聞きしに行きましたら、対象は何歳からでしょうかとお聞きをしましたら、担当の係の方が高齢者ですから65歳が当たり前でしょうって言われました。衝撃でした。それで、補助額は、高いものですから上限は10万円ですと言われました。これは本当に衝撃でしたけれども、すごい先進的な、教育がされているのか、全体のそういうあれがあるのかというふうに思いました。

それで、伊那市では、別に高齢者というわけではなくて、18歳以上でしたかね、難聴とか、特別なそういう障がいではない方たちの不自由者には応えられるような制度になっているんですね。

それで、まだ実施がされていないかなと、これからなのかなと思うんですけど、箕輪町、それから宮田村は補助額が飯島より多くて、3万円……。幾らだったな、ちょっと飯島より多いなと思いましたけれども、これから実施されるようです。

ということで、補聴器をつけることによって、社会参加や、いろんなところでつらい思いをしないで出られる方が増えるかなというふうに思います。

私の知り合いは、補聴器を入れていても調整がちゃんとできていないと色々な声を拾い過ぎて頭がおかしくなりそうって言って補聴器をやめたり、そういう集まりのところへは出たくないって言ったりするんですね。ですので、やっぱりきちんと医者にかかりながら、補聴器も自分の耳に合った調整をして慣れていくというようなことが必要だというふうに思っております。

それで、やっぱり補聴器がなければそれはありませんので、なかなか費用が生み出せない方にも補聴器を使ってもらって社会参加もしてもらえるような取組として、ぜひ今度は補助額を引き上げてもらいたいなというふうに考えているところなんですけれども、その点、いかがでしょうか。

健康福祉課長

町では、高齢者のコミュニケーションの確保と生活支援や社会参加の促進を図ることを目的に、高齢による聴力機能の低下がある高齢者を対象に令和4年度より高齢者補聴器購入費助成事業を実施し、今年度より対象年齢を65歳以上に引き下げまして対象者の拡大を図っております。

御質問の助成額につきましては、これまで申請された方、こちらの状況を見ましても高額な補聴器を購入されている方がいらっしゃると思いますので、検討の必要性を感じているところがございます。こちらにつきましては、引き続き町内での需要や他市町村の状況を見ながら、こちらの事業がよりよいものとなりますよう検討してまいりたいと考えております。

町長

後段に質問のございました65歳以下の皆さん、耳の障がいですとか、あるいは聞きづ

らい思いをされている方の補助について他市町村の状況をお聞きしましたがけれども、先般、やはり障害者手帳は取れない程度での御相談がございまして、その方は難病をお持ちになられていて、耳の障がいも併せて持っておられるということでございましたけれども、そういった皆さん、障害者手帳は取れないけれども社会参加にかなり不便を感じている皆さんにつきましても併せて検討をしていきたいと考えております。

三浦議員

本当に社会参加するっていうことがとてもやっぱり大事なことでと思いますので、とても前向きな答弁を町長からもいただきましたし、課長からももらいましたので、期待をしております。できるだけ早く、来年度と言わずに途中からでもできたらいいなというふうに思いますが、お願いしたいなと思います。

それで、補聴器を利用するに当たっても、ループといいまして、音を聞きやすくする、例えば議場でしたらここにその設備があればとてもクリアに音が聞こえるというものあるんですね。そういうのも、またぜひ併せて公共施設の中で使えるようなことも検討していただければいいかなというふうに思います。

時間はいっぱいありましたけれども、前向きな答弁をしっかりといただいてしまいまして、これ以上ありませんので、ここで質問を終わらせていただきます。

〔三浦議員復席〕

議長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

御苦勞さまでございました。

事務局長

御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

〔午後3時32分 散会〕

令和6年6月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

令和6年6月7日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
堀 内 学	<ol style="list-style-type: none"> 1 若者の定住に向けた取り組みを問う 2 町の防災への取り組みを問う
坂 井 活 広	<ol style="list-style-type: none"> 1 協働親権に伴う面会交流の充実について 2 養育費の確保に関する援助等について
折 山 誠	<ol style="list-style-type: none"> 1 千人塚周辺の観光誘客施策を問う 2 高齢者独居世帯増加による課題と施策を問う 3 高齢化や移住政策の進展と共に、自治組織に頼った行政運営が行き詰まりつつある。どう向き合うか。
浜 田 稔	<ol style="list-style-type: none"> 1 町の顧問弁護士は必要か 2 「子どもの権利条約」は飯島町でどのように実践されているか
坂 本 紀 子	<ol style="list-style-type: none"> 1 これからの町の高齢化に係る様々な問題にどう対応していくか。 2 町長は多くのマニフェストで当選したが、どんな順番で実行していくのか。

○出席議員（12名）

1 番	伊藤 秀明	2 番	坂井 活広
3 番	折山 誠	4 番	坂本 紀子
5 番	宮脇 寛行	6 番	浜田 稔
7 番	三浦寿美子	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸	10 番	片桐 剛
11 番	吉川 順平	12 番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 唐澤 隆</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>松村 和夫</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>林 潤</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松澤 京子</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	松村 和夫	健康福祉課長	林 潤	産業振興課長	堀越 康寛	建設水道課長	片桐 雅之	地域創造課長	久保田浩克	会計管理者	松澤 京子
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	大島 朋子																		
企画政策課長	座光寺満輝																		
住民税務課長	松村 和夫																		
健康福祉課長	林 潤																		
産業振興課長	堀越 康寛																		
建設水道課長	片桐 雅之																		
地域創造課長	久保田浩克																		
会計管理者	松澤 京子																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 齊藤 鈴彦</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	那須野一郎
議会事務局書記	松下 知冬

本会議再開

開 議	令和6年6月7日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願い いたします。 8番 堀内学議員。 〔堀内議員質問席へ移動〕
8番 堀内議員	それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。 今回は若者の定住に向けた積極的な取組と町の防災への取組についての質問をさせて いただきます。 まずは若者の定住に向けた取組についてお聞きをいたします。 昨日同僚議員からも質問がありましたが、飯島町は2014年に消滅可能性自治体に該当 して、それから10年がたちました。 今年の発表では消滅可能性自治体に該当しないということが人口戦略会議の報告書 に記載されました。若者の定住に対する取組、それを実施してきた結果であると評価す るところでございます。 消滅可能性自治体に該当するかどうかというところは、20歳～39歳の女性人口が2050 年までの30年間で50%減少するかどうかという基準で判定されているところでござい ます。 今回、飯島町は消滅可能性都市——自治体から外れましたけれども、引き続き出産に 関わる自然増と移住に関する社会増の対策が必要であるということも付記されていると ころでございます。 当町において人口が減少することは、少子化の現状で、日本全国、しょうがないとこ ろでもございますけれども、減少するスピードをいかに緩やかにしていくか、積極的な 施策がこれからも必要であるというふうに考えております。 その中で、今年、町では人口増プロジェクトの一環として、大企業の経営者、人事部、 人材育成担当者など様々な人や企業を横断した次世代のリーダーを対象に、実際に現場

で生じている課題を見つけ対策を話し合い提案するという人材育成プログラムというのを題材に上げていただいたそうです。町のテーマとして町——当町が提案したものは「消滅可能性都市の挑戦！飯島町で育った子どもたちが、また飯島に戻ってきたくなるまちづくり ～2027年に、Uターン移住者を毎年30年超にする仕掛けとは？～」として提案して取り組んでいただいたというふうに聞いております。

そこで、改めて実施されたALIVEプロジェクトについての実施概要をお聞きします。

[唐澤町長登壇]

町長

おはようございます。

若者の定住に向けた取組ということであります。

昨日、出生率が出まして、全国平均1.20、長野県は1.34ということで発表されました。町につきましては、まだ数字が出ておりませんが、1に限りなく近い数字だということを感じているところであります。

議員の御質問の件に関しましては、令和6年1月から3月まで一般社団法人ALIVEが運営するALIVEプロジェクトの受入れを行ったものでございまして、私も副町長と一緒に審査員ということで参加をさせていただきました。

異業種の皆さんが5チームで町の示したテーマに取り組んでいただきました。短時間ではありましたが、町のことを十分に調査していただき、また住民の皆さんからの聞き取りもしていただいてテーマに取り組んでいただいたところであります。

具体的な概要につきましては担当課長より説明を申し上げます。

[唐澤町長降壇]

地域創造課長

それではALIVEについての御説明を申し上げます。

ALIVEプロジェクトは、町が提供する地域課題の解決のために異業種混合チームで取り組み、成果を出す部分と、それから個人の成長、リーダーシップを育むという2つの目的を持ったプロジェクトとなっております。

ウェブも併用しましてセッション1から4までの計4回開催されまして、20代～30代を中心とした大手企業のリーダー候補者、また町の職員が参加しまして、計5チームに分かれてリアルな課題解決に取り組んでいただき、検討した解決策につきましては町にプレゼンテーションをしていただいたという取組になっております。

先ほど議員から御説明いただきましたが、もう一度申し上げますと、町が提供しました地域課題——テーマ、これにつきましては「消滅可能性都市の挑戦！飯島町で育った子どもたちが、また飯島に戻ってきたくなるまちづくり」、それから、目標としましては「～2027年に、Uターン移住者を毎年30年超にする仕掛けとは？～」ということで検討いただいたものになります。

堀内議員

御説明がありましたとおり、飯島町の課題にどうやって対策を出していくかっていうところと企業研修ということで次世代のリーダーを育てていくという目的が重なったものでございます。

私も少し関わらせていただいたところもあるんですけども、皆さん積極的な方が多

くて、よりいろんな意見を出したりとか、いろんな話を町の人から聞くという意味では、外部の人から町のいいところ悪いところっていうのをしっかり見て聞いてっていうところが、情報が得られるという意味ではとてもよい施策だったのではないかなというところを評価するところでございます。

それでは1—2のほうに移ってまいります。

ALIVEプロジェクトにおいては、多くの体験者が数回にわたり当町に来て、実際にいろんなところを回っているいろんな話を聞いて、課題の洗い出し、今のテーマのあったものにはどういう課題があるのかっていうのを洗い出ししながら解決策というものを考えていたものと想像するところでございます。

この中で、プロジェクトに参加した人たちから飯島町はいい点があるなということも話を聞いたことがあるんですけども、何かそのいい点っていうものを町でフィードバックというかをしたものっていうのはあるんでしょうか、お聞きをします。

地域創造課長

ALIVEプロジェクトに参加された皆さんに話を聞いてみますと、長野県には初めて来たとか、飯島町はそれこそもう初めてという人がほとんどになります。そういう方々に集まっていたきまして、各チームの話合いの中で出た飯島町のよい点ということでございます。

幾つか申し上げますと、自然環境が豊かだなということ、またりんりん祭やラブリー♡フェスタ、米俵マラソンなど、地元有志が行うイベントが多いということ、また行政と町民の距離が近いということ、また、町民の皆さんの話を聞くとか、そういった触れ合いがあったわけなんですけど、皆さんから飯島の人柄がよいなというような感想を聞いたところでございます。

また、Uターンにつながる施策のよい点としましては、飯島町に光をそそぐマイホーム取得補助金、リフォーム補助金や保育園給食の完全無償化、またランドセルの贈呈、ふるさと飯島奨学金返還支援補助金など、近隣市町村と比較しても充実した取組が行われている町だというようなお話もいただいたところでございます。

堀内議員

多くのいい点があったと思います。

長野県に来るのが初めてということなので、参加者については飯島の存在をそもそも知っている人ってかなり少なかったのかなというふうに思います。ただ、関わっている中では、とてもいいところだという話はよく聞いております。

町の中でずっと育ってきていると分からないんですけども、ランドセルをもらえたりとか、しっかりUターンに対する補助があるっていうのは、やっぱり外から見ないと改めて実感できないところなのかなと、ずっとここにいらっしゃる方についてはそれが何か当たり前のようになってしまっているところもあるんですけども、都会から来る方にとっては、入学する前にランドセルをおじいちゃんおばあちゃんと一緒に買いに行くみたいなことをよく聞いたりしますけれども、そういうのもなく、もらえるってすごいいいよねっていう話を都会の人から聞いたこともありますので、かなり飯島にもいい点がたくさんあるのではないかなというふうに感じるころではございます。

それでは1—3に移ってまいります。

先ほどとは反対になりますが、プロジェクト参加者から出てきた飯島に移住を決めるために足りないと感じるところがあったと思うんですけども、そこはどういうところでしょうか。

地域創造課長

Uターン施策を進める上で飯島町に足りない点ということでお話をいただいたことを幾つか申し上げます。

転出してしまった方は町の現状を知らず、つながりを失ってしまっているということ、それから町での思い出を想起する、要するに思い出す、そういった仕掛けがないんじゃないかということ、それから補助は手厚いんですが情報に触れる機会がないんじゃないかということ、それから親世代も飯島町はいいところというふうに思っているんですが子どもに積極的に残ってほしい帰ってきてほしいということを伝えていないんじゃないかと、こういった点が飯島町にちょっと足りない点ということをお話いただいたところでございます。

堀内議員

足りない部分についてお話をいただきました。

町を出てしまうとなかなか飯島町の情報って入ってこないっていうか、聞くこともなくなるのかなというところも感じているところでございます。

それで、向こうで、都市部とかで働いていたりすると町を思い出す機会もなかなかないっていうのは、確かにそうかなということもございます。

私の場合は、ずっと祖父から帰ってこいって言われ続けて帰って来た口でもあるんですけども、そういうふうに親から飯島はいいところだぞ、帰ってこいよって言うのも少なくなってきたのかなと、子どもの自由っていうところもあるので、そのあたりは少し、何かあったら飯島が待っているぞというようなことを言ってくれる人が増えればいいのかというふうにも感じているところでございます。

このように、参加者からは答弁のあったような飯島のいい点、悪い点をそれぞれに現状分析していただけたということはいいい点かなというふうに考えております。

それでは1-4に移ってまいります。

今回のプロジェクトは数回にわたって当町に来ていただき実施したものだというふうに感じております。

人口増プロジェクトの中にある交流人口や関係人口の増加も重要な点だというふうに捉えております。

そこで、プロジェクトの参加者が最終発表——3月ですかね、発表を終えた後、改めて当町に来ることのあった人がいるのかどうかっていうのが分かれば教えてください。

地域創造課長

プロジェクトが終了しました令和6年3月末以降、現時点におきまして参加者が再度来町したということは残念ながら聞いておりません。

しかしながら、参加者からは、キャンプに来たいということ、また、落ち着いたらみんなで集まろうと、それから実際に i i ネイチャー春日平や千人塚の櫻山に泊ってみて自分の会社で取り組んでいるワーケーション先として会社に推奨しているといった話も聞いているところでございます。

議員の申されましたとおり、この方々とせつかくつながりを持ったわけですので、関

係人口という言葉がございますが、こういったきっかけを大切にしまして、ぜひ飯島町とのつながりを太いパイプに変えていきたいと、つくり上げていきたいというふうに思っております。

堀内議員

3月末以降には来た方がいないというところがございます。まだ6月の頭ですので、3か月しかたっていないところもありますので、まだばたばたしているところもあるのかなというところもありますので、しっかり来ていただけるような施策っていうのは大事なかなと思います。

参加していた1人の——参加者かな、は、多分3月末前ですけれども町のイベントに参加されている方っていうのも1人いらっしゃったこともあって、何か個人的につながりがあって参加されている方もいたので、その意味では関係人口ってそこで創出ができていかなというふうに感じております。

それで、今答弁にありました落ち着いたら飯島でまた集まりたいということも、飯島で集まりたいと思ってもらえるきっかけになる、飯島を知ってもらえたというのもとてもいいのかなと思います。

プロジェクト参加者に連絡するルートっていうのはまだしっかり残っているというふうに思いたいんですけども、ルートはあるんでしょうか。

地域創造課長

ルートはございます。各チームには役場の職員も入っております、そこでのつながりがありますので何かあれば連絡がつくような形で、プロジェクトが終わった後も何回かチームで話し合っているのは私も確認しております。

堀内議員

よかったです。しっかりルートがあるということなので、先ほどもありました町のりんりん祭やラブリー♡フェスタ、米俵マラソンっていうところも定期的に通知することによって、ひょっとしたらまた来ていただけるような形になるかと思っておりますので、町からも積極的に——いい広報の場所になると思うんですけども、そのあたりの町長の見解をお聞かせください。

町長

プロジェクトに参加していただいた皆さんの御意見をいろいろ私もお伺いしました。その中で町として事業的にも晴れのマークを掲げて町として取り組んでいくというお約束をした事業もありますので、ぜひALIVEプロジェクトを通じたつながりを深めまして、町の移住・定住、あるいは人口増につなげていくような取組をしていきたいと考えております。

堀内議員

ぜひ積極的な情報発信をすることによって関係人口の創出につなげていただければというふうに強く求めたいと思います。

それでは1—5に移ってまいります。

今回のプロジェクトでは5チームに分かれて2027年にUターン移住者を毎年30人超にするという仕掛けの提案をしてもらえたものと承知しております。今回出された各チームの提案内容と、先ほど町長が答弁されました、採用——晴れマークをつけた事業内容について併せて御説明をいただくところと、各提案内容についての町長の所見や町の見解をお尋ねします。

地域創造課長

先ほど御説明しました地域課題——テーマに対しましてA～Eの各チームから提案さ

れた事業内容をちょっと御説明させていただきたいと思います。

まずAチームです。

Uターンを考えるきっかけをつくるため、ふるさといいじま同窓会開催支援補助金を創設し、情報発信としてUターン図鑑の作成、それからUターン対象者に寄り添った対応を行うための移住コンシェルジュの設置を行う取組はどうかと、こういった提案をいただきました。

次にBチームでございます。

就職、結婚、出産などの人生の節目がUターンにつながることを背景として、思い出を呼び起こす匂い——香りですね、に着目し、ふるさとの味、町民の真心が詰まった町の特産品を飯島ふるさと便として進学とともに転出し二十歳を迎えた方に送り、飯島町を味覚でも思い出してもらおう取組はどうかという提案でございました。

Cチームでございます。

地元高校生が地元のよさを学習し、その情報を応援箱として大学卒業見込みの方や都会で就職して二、三年目の方に届けることで飯島町のよさを思い起こしてもらい、この取組を継続することで高校時代に応援箱を送った人が4年～6年後には今度は応援箱を受け取る側になると、この2つの効果で飯島町のよさを再認識してもらおう取組はどうかという提案でございます。

次にDチームです。

Uターン対象者へUターン決断に必要な情報を届ける仕組みとして町のあらゆるサービスを伝えることができるスーパーアプリの導入、またUターン決断へ導く伴走体制としての専任担当者を設置する取組をしたらどうかという提案でございました。

最後にEチームでございます。

Uターン対象者に町の今の魅力や情報が届いていない現状を背景として、飯島町にいる人、出た人たちがまたつながれるきっかけづくりのためメタバースを使った情報発信、地域おこし協力隊制度を活用したコミュニケーション促進プロジェクトの取組はどうかと、こういった提案を各チームからいただいたところでございます。

次に町の所見でございます。

提案に対する審査員として町長、副町長及び一般社団法人ALIVEが委嘱したまちづくりの専門家2名、計4名により、実現可能性と提案に対してのわくわく度、これについて5段階評価で審査を行っていただいたところです。

結果としましては、Bチーム提案の飯島ふるさと便、これを採用という結果、またAチーム提案のうちUターン図鑑及び移住コンシェルジュの取組について一部採用となり、これらにつきましては令和7年度からの事業化に向けて検討を進めているところでございます。

また、ALIVEプロジェクトにおける審査では不採用となってしまった提案につきましてもUターン施策を進める中で大きなヒントをいただいたというふうに思っております。今後の施策の参考とさせていただきたいと考えております。

あわせて、参加された皆様は自分の仕事をこなしながらも町の示した課題解決に

真剣に、また一生懸命に取り組んでいただきました。先ほども申し上げましたが、これら参加された皆様とは今後も町との関係が途切れないように関わりを大切にしていきたいと思いますとおるところです。

町長 今、課長から説明を申し上げました内容でございますけれども、最初のセッションでは、やはり情報発信が足りないんじゃないかっていうところが各チームとも出まして、私の最初の挨拶の中でもつなぐということで説明を申し上げましたので、つなぐっていうところから発想した情報発信っていうもの、もうほとんどのチームがそういった内容で提案されていました。

それではちょっと町のこのプロジェクトに対する考え方と少し違うということで、改めて次のセッションからはもう少し具体的な内容で提案してほしいということをお願いして、今の結果のような内容になったところでもあります。

それぞれにすばらしい提案がございまして、それぞれのチームで特質なものもありますので、実際には令和7年からの実施ということになりますけれども、具体的に提案されたいものは取り上げていきたいと考えております。

堀内議員 各チームによる発表内容についてお聞かせをいただきました。

アプリを使うとかメタバースを使う、最近の流れを見ているとやっぱりITの関係が進んでいて、メタバースを結構取り入れている場所もあるという話を聞いておりますので、やっぱりここに住んでいないからこそ分かる違う視点っていうのもしっかり見えてくるのかなというふうに感じさせていただきました。

それで、採用されたBチームの飯島ふるさと便については、先ほど答弁がありましたとおり令和7年からの実施という形によろしいのでしょうか、お聞かせください。

地域創造課長 一応その目標でやっておりますが、関係機関とか、いろいろやり方を検討しなければいけないので、目標としてはそういうことでございます。

堀内議員 令和7年を目標に実施するということでございます。

少し関わった方から聞きますと、いつ採用されたものが事業化するんだろうっていう問合せもあつたりしましたので、ここでしっかりお聞かせをいただけましたので、よかったのかなというふうに思います。

それでは1-6に移ってまいります。

各チームから提案された事業について私も拝見させていただいた中で、1つ、面白いなど、私の中でやってみたら面白いんじゃないかなというものがございました。それはAチームが考えたふるさといいじま同窓会開催支援補助金というものです。

私も高校を卒業してから30歳手前までは東京でずっと暮らしておりました。そのうち同学年の人たちとしっかり集まって話をして懇親を深めるというところは、私に友達がないのがあれなのかもしれないですけれども、成人式以外にはほとんどございませんでした。地元の方は集まっているんですけども、東京都下の都市部のいろんなところに散ってしまうとなかなか会う機会がない、話す機会もないということで、かなりつながりが薄れてしまうのかなというふうに感じております。

幸い、私は地元に戻ってきました消防団や商工会など数多くの組織に所属をすること

になり、地元の知り合いとも多くつながることができました。これでまた、ちょっと同窓会というか、同年としてまた触れ合う機会が増えたので、大変私は喜ばしいことかなというふうに感じております。

仮に私が祖父とか父親からの話を蹴って東京にずっと住んでいたならば、飯島のことを考える機会って本当に少ないんだろうなというふうに思うところでございます。

そのため、飯島で同窓会を開催して飯島に帰ってきてもらう、そういう機会を創出したり、同窓会があるっていうことを通知することで、ああそういえば飯島の友達は元気かなというようなことを想起してもらえるようなきっかけになるのではないかと考えます。このことから関係人口、交流人口の増加が見込めるのではないかと私は期待をするところでございます。

また、仮に飯島に帰ってきてもらえるタイミングがあれば、飯島の涼しい——都会から帰ってきてバスを降りた瞬間に感じるあの空気よさとか、涼しいからとした風とか、そういうものを改めて感じることで飯島はよかったんじゃないかということの再発見につながるんじゃないかと、これがUターンのきっかけにもなるんじゃないかというふうに考えるところでございます。

提案された同窓会支援補助金ですけれども、県内でも資料を見ますと佐久穂町、小谷村などで実施されているということでございます。全国でも実績が多くあるというふうに書いてございました。

そこで、関係人口創出、Uターン、移住者を増やすためにも同窓会支援補助金っていうのを町で導入してはどうかと私は考えるんでございますけれども、所見をお伺いします。

地域創造課長

議員の御質問の同窓会補助金につきましては、26歳から35歳くらいまでの若者をターゲットにしまして同窓会をUターンにつなげるきっかけづくりの場として活用し、そこに町が補助金を支給する提案をいただいたものでございます。

審査の結果で申し上げますと、他の市町村等の補助実績と効果について調査し、Uターン対象者の抽出につながる仕組みであり、実現可能性は高いという評価をしております。

ただし、1申請につき10万円を上限とする導入コストに見合う成果、効果が出るという説得力というか、プレゼンテーションの説得力が多少弱いところがあり、結果としては対象の絞り込みなどの見直しをすれば実現できるかなという評価をしたところでございます。

町としましては、この取組でより効果が上がるよう、提案いただいた内容にもう少しアレンジを加えたり、工夫をする部分があるのかなというふうに思っておりますので、そういったところを検討しながら前向きに検討してまいりたいと思っております。

町長

今、課長が申しあげましたように、同窓会等への支援については隣の中川村でも実施しておりまして、二十歳から80歳まで幾つかの年代に分かれてやっておりますし、またその年代に関わらず補助していくというような取組もされているようです。中川村では1人当たり1,000円ということで助成しております。

やはり飯島を離れた皆さんをしっかりつないでいくということと、ALIVEプロ

プロジェクトの中でも出ましたようにメタバースでいろいろな情報発信をしていくということもありますけれども、やっぱりそういった情報発信を通じながら、町から出ていかれた皆さんとしっかりつながりながら飯島町に何らかの形で関わっていただく、そんな仕組みを考えていきたいと思っておりますので、同窓会の補助についても課長が申し上げましたように検討していきたいと考えております。よろしくお祈りいたします。

堀内議員

大変よい回答をいただいたのではないかとこのように考えております。

同窓会の補助金については——メタバースとかアプリを入れるためにはかなり多額のお金がかかってくるというふうに私は考えているところでございます。それをするよりも、10万円という形がいいのか、交通費を負担してあげるとかという形の補助にすれば、より少ないお金で効果的な施策になるのではないかなと思っております。

また、この前の消滅可能性都市のほうでも20～39歳の女性ということで、やっぱり20代から35歳ぐらいまでが移住、転職を考える時期、機会でもあります、40歳を超えるとなかなか転職が難しいというのが世間的にもありますので。

20～39歳とかに対して積極的にやっていくことで、よりUターンにつながってくるのではないかなというふうに考えますので、実施する方向で見ていただけているということなので、しっかり検討をしてよりよい事業にさせていただければというふうに思っておりますので、そこら辺を強く求めさせていただきたいというふうに思っております。

1の最後に、今後ALIVEプロジェクトのような地域の課題解決というものを題材にした関係人口創出事業というものを改めて実施するような考えがあるのかというのをお尋ねいたします。

地域創造課長

ALIVEプロジェクトを我々も経験しまして、向こうのスタッフとも話をした経過がございます。非常によかったなと思っておりますので、もう一回やってくれますかっていう話をしたんですが、全国でも2回やる場所はなかなかないと、ただし、今回は行政がそういったテーマを出しましたが、仮に商工会が出すとか観光協会が出すのであればできますよというようなことも言われておりますので、何かの機会にまたALIVEプロジェクトができればいいなというのが私の思いでございます。

また、今、議員が言われましたとおり、ほかにもこういった研修をやっているところがございますので、もともとi iネイチャー春日平の宿泊からこのプロジェクトを探して出ていたという経過がございますけれども、双方、両方いい部分もございますので、ほかの機関がやっているようなこういった研修もちょっと調査しまして、また取り組んでいければいいなというふうに思っております。

堀内議員

2回やる場所はないということを知って、ほかのところでやればいいんじゃないかと私も思ったんですけども、先に答弁で言われてしまいましたので、もし、こういう、何ですかね、都市部からいい人材を呼んで来られるっていう意味でも効率的な事業のかなというふうに私も感じておりますので、積極的に取組をしていただけるように求めさせていただければと思っております。

それでは次にテーマに移ってまいります。

昨日同僚議員からも質問がありました防災について、また改めて関連して質問をさせ

ていただきます。

町では毎年9月に町全体にて防災訓練というものを実施しております。これは昨年100年を経過した関東大震災発生日を防災の日と定めて実施しているものでございます。

今後の南海トラフ巨大地震など大地震に備え、毎年訓練を実施し、いざというときに対応できるように準備することが大切です。

新型コロナ感染症が発生したことで避難所の開設マニュアルも大幅に変更されたりという対応の中で、避難者がよりよい環境で生活できるように多くの準備がされているというふうに確認しているところでございます。

そこで、防災訓練の内容についてお尋ねをします。

毎年行っている防災訓練は町全体で実施する内容が統一化されているのかどうかをお尋ねします。

総務課長

町としまして統一されているかということでございます。

町では、自治会等と連携をさせていただいて、毎年9月に地震総合防災訓練を計画して実施しております。

訓練では、大規模災害を想定しまして、避難から安否確認、また避難所開設など、全自治会統一的に行っていただく訓練と自治会ごとにテーマですとか地域の実情などを踏まえてそれぞれで計画いただく訓練を組み合わせて実施をしているところでございます。統一的に連携して行う訓練も重要でございますし、地域の実情を踏まえて自ら取り組んでいただくことも重要で有意義であるということでもありますので、これらを組み合わせながら実施をしているところでございます。

堀内議員

町である程度統一した内容があつて、そこに自治会独自のものがあるというふうに承知をしたところでございます。

各自主防災会が独自にやっているものっていうのは、昨日答弁がありましたとおり消火訓練や危険箇所の確認、防災グッズの確認をしているというふうに聞いております。

また、昨年度から消防団を使った災害想定訓練及び無線伝達訓練っていうのが始まりました。災害時には消防団も数多く出動されることになるため、様々な場所における消火活動、救護活動が実施されたことは大変評価するところでございます。

昨日の答弁では今年度も実施される可能性があるということでございましたので、昨年はちょっといろいろとたどたどしいところがありましたので、スムーズに訓練ができるような実施を期待するところでございます。

それで、何か大地震や大火災があつた場合っていうのは住民の方が初期消火をするという可能性もありますので、消化器の使い方や消火栓からの放水訓練っていうのを各自治会にて実施する必要があるのではないかというふうに感じているところでございます。

また、各防災グッズ、避難所のトイレとかいうものについては、実際に試しに使ってみないと、いざ何かあつたときにこれはどうやって使えばいいのか分からないということになっては用意したものが使えないっていう本末転倒になってしまいますので、しっかり訓練が必要になると思います。

そこで、町全体で以上の消火訓練や防災グッズの実際の組立てなど、積極的にいざと

総務課長

いうときに使うものは訓練をしてくべきだというふうに考えますけれども、その部分について改めてお考えをお聞かせください。

議員のおっしゃるとおりだと思います。

消火訓練につきましては自治会、自主防災会のほうで取り入れていただいているところでもありますけれども、町としてもまた働きかけをしてまいりたいと思います。

防災グッズの使い方につきましては自治会ですとか区の皆さんがそれぞれの訓練でやっていただいているところもありますし、町としまして、自治会長さんたちの会議の中で、去年とかも簡易テントの組立て方とか簡易ベッドの組立て方や使い方につきましては講習をさせていただいているところがございますので、今後も引き続きそういった対応をしてまいりたいと思っております。

堀内議員

積極的な勧奨をよろしくお願いします。

昨年は私もある自治会において簡易ベッドとか授乳するような個別ブースみたいなものを設営しているところを見ていて、住民の方もすごい楽しそうに興味津々で見ているところもありますので、そういうのがあるんだよという周知のためにも、しっかり——防災訓練の日を問わず、違うときでもいいので、時間が長くなってしまうと難しいっていうのであれば別の日に企画して実施していってもらおうということも大事なのではないかというふうに思います。

また、本年度から保険証がマイナンバーカードに移行されていく中で、災害時には避難所の人員確認、アレルギーの確認、必要な薬の確認など、多くの情報が今度はマイナンバーカードに集約されてくるところでございます。マイナンバーカードを使うことによって支援物資も必要なものがどれだけどこに必要なのかっていうのを集約するにも役立つというふうに考えています。政府でこのような取組を積極的に進めていくという話もありました。

町ではマイナンバーカードを活用した災害時の迅速な情報把握っていうものを積極的に推進していくべきかなというふうに考えますけれども、町側の所見をお伺いします。

副町長

マイナンバーカードは、今、町で大体70%を超えたあたりかなというふうに思います。

10月には保険証の切替えも多分あるんだろうというふうに思っておりますので、そういうものを使って、デジタルを使えるものは使っていくという方向でいけば、そういう災害時にも役に立つものはあるというふうに理解をしておりますので、そういう方向性も大事かなということで、今御提案もいただきましたし、中でも防災関係ではそういうものを取り入れながら研究をさせていただきたいというふうに思います。

堀内議員

しっかり役立つようなシステムだと思いますので、検討していただければというふうに考えます。

それでは2—2のほうに移ってまいります。

6月3日の早朝、携帯電話に通知をされた能登半島地震の緊急地震速報がございました。これは気象庁から発表されて通知がされる仕組みになっております。

地震速報はエリアメールと呼ばれることがありまして、危険に備える大切な役割を担っているものでございます。

エリアメールですが、気象庁から緊急地震速報と津波警報を該当する場所に配信するっていう定型文章での配信方法として利用されることが現状ではほとんどでございませうけれども、それとは別に各自治体が災害・避難情報を災害ごとに異なる文章で配信できる自治体エリアメール、これは自治体が登録することによって実装できるというふうに記載がありました。

また、これは多言語化にも対応しており、携帯電話の翻訳機能、自分の使っている言語ってというのが指定されていると思いますので、各自治体を送ったものが多言語化されて配信されるというような仕組みになっていると承知しております。

現在、町の災害情報については、ちょっとホームページを調べていただいたら分かりますが、いいちゃんメールに登録した人にしか通知がされません。

エリアメールを利用することで、飯島の住民だけではなく、そのときに旅行で飯島に来ている人にも併せて地震が起きた場合の避難所や洪水が起きた場合の避難所がそれぞれ違うバージョンで通知され、災害避難場所と災害内容に応じて案内ができるそうです。

改めて、自治体エリアメールっていうのを積極的に進めて利用していくべきだと考えるんですけども、町側の所見をお伺いします。

総務課長

近年の災害の状況を踏まえまして、各市町村におきましては迅速かつ効果的な情報伝達というものが求められております。

議員のおっしゃるように、エリアメールは携帯電話事業者が提供する緊急情報伝達サービスでありまして、災害発生時に住民のスマートフォンなどに一斉に情報を送信することができる仕組みとなっております。

エリアメールの利点としましては、災害発生後、短時間で広範囲に情報を送信することができること、携帯電話契約者であれば誰でも情報を受け取ることができることなどが挙げられていて、市町村にとっては住民への情報伝達の有効な手段の一つと考えています。

現在、長野県の防災システムとの連携が進められていますので、町としても緊急時にエリアメールを活用できるように研究を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、エリアメールとはちょっと違うんですけども、情報発信のツールの一つとしてまして町の公式LINEのアカウントを今月公開する予定となっております。公式LINEで町からの情報を発信していくわけですけども、その中でも防災に関する情報を受信していただけるように計画しているところでございます。これはLINEアプリをお持ちの方については友達登録をしていただければ受信をすることができますので、公開の折にはぜひ友達登録をお願いしたいところでございます。

また、エコーシティのケーブルテレビでは8月からデータ放送も開始をする予定でございませう。そちらのほうもケーブルテレビに御加入されている方は防災情報を見ることができますので、そちらのほうも併せて御活用いただけるといいかなというふうに思っております。

堀内議員

エリアメールのほうは長野県でも取り組んできているということで、積極的に使用で

きるような形になればいいかなと思います。

先ほど答弁がありました町の公式LINEでも防災の情報を通知しますよという話ですけれども、ここに観光に来る方については、やっぱりその情報は取りに行けない、通知ができないという意味で、町民にしか通知が来ないのはちょっと防災にとっていかなものかなと思いますので、飯島に来た人も安全にどこに避難すればいいかっていうのが分かるような仕組みっていうのをしっかり構築していくべきだというふうに私は考えますので、そこら辺の検討をしっかりと求めていきたいというふうに思います。

最後に2—3に移ってまいります。

昨年9月定例会であったとおり、各自治会の集会所に無線LANルーターの設置希望調査をしたところ、36自治会中31自治会で設置を実施しました。残りの5自治会では希望しなかったため設置を行わなかったそうです。

ただ、災害時には、先ほどありましたとおり、マイナンバーカードの情報等がしっかり有効な手段になってきます。行政側もしっかりWi-Fi環境があることで連携が取りやすいのではないかとこのように考えるところでございます。

役員が決定したとしてもそこに住んでいる住民が必要であるというふうになってしまえば難しいところでございますので、しっかり全自治会に積極的に設置をしていくべきだと考えますけれども、このあたりの町側の所見をお聞かせください。

総務課長 Wi-Fiを自治会集会所に設置するという事業をやってまいりました。

今言われたとおり、38の自治会に御案内をさせていただいて、現在は33の自治会施設で環境の整備をしたところでございます。

残りの5つの自治会では、そのときのお答えとしましては必要性がないなどで要望されなかったわけですけれども、事業は一旦終了してはいますが、残りの5つの自治会ともまたお話をしながら、要望を聞きながら対応させていただきたいというふうに思っております。

議長 時間です。

〔堀内議員復席〕

議長 ここで暫時休憩といたします。そのまま少々お待ちください。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時03分

議長 会議を再開します。

一般質問を続けます。

2番 坂井活広議員。

2番

坂井議員 議長、訂正をよろしいですか。

議長 訂正。はい、どうぞ。

坂井議員 すみません、最初に訂正をお伝えします。

問いの2—3「片親家庭、特に母子家庭の貧困率が低いこと」これは「高い」に訂正してください。

訂正は以上です。

それでは通告に従って一般質問を始めます。

今回の私の一般質問は「共同親権に伴う面会交流の充実について」及び「養育費の確保に関する援助等について」となります。

ちょっと事実確認の質問が私はいつも多いんですけど、今回に限ってはそれをあまりせずに、主に理事者側——町側の所見を聞きたいと考えております。

では始めます。

まず、資料1に記載のとおり、離婚後の共同親権が可能となる改正民法が令和6年5月17日に可決、成立しました。この法案には、与党だけじゃなく、立憲民主党や日本維新の会や国民民主党も賛成しております。同法は2年以内に施行される予定となります。

まず親権とはなんですけれども、こちらの書いてあるとおり子どもの利益のために子の監護、教育、財産の管理等を行う権利及び義務とされております。

ここで、私は今回何回も言いますが、子どもの利益のためというのが一番最初に出てきます。ですので、最後は権利及び義務ということになっています。

子の親権を離婚した場合の片方の親だけが持つのではなく、両方の親が持つことを可能にするというのが今回の改正法の内容になります。

資料2に記載のとおり、離婚後の親権の対応についてG7がどういう態度を取っているかというのを記載した表です。

こちらは、一目瞭然ですけれども、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、G7の日本以外の国は全て共同親権を認めております。日本だけが共同親権をこれまで認めてきていませんでした。

原則共同と選択制の違いなんですけれども、原則共同というのは裁判所の判断がない限りはもう共同親権ですよと、当然のように。選択性というのは、離婚するときに親が自由に決められますよというのが選択制です。

今回改正された法律は選択制を取っております、日本の法律は。

私は原則共同でいいのではないかと考えますけれども、そこは一步前進ということで、日本政府の対応は評価したいとは考えております。

その上で質問に移ります。

日本が単独親権であることについては国際社会から強い批判がありました。

資料3を御覧ください。

資料3は日本における子の連れ去りに関する欧州議会決議の概要になっております。要するにEU議会ですね。EU議会から日本がどんなことを言われていたのかということなんですけれども、抜粋して読みます。

1 前文

(1) 日本のハーグ条約の下での子の送還にかかる司法判決の執行率が低いこと、また、面会交流の権利執行の可能性の欠如によりEU籍の親の日本居住の子女との意

味ある関係の維持が妨げられていることに対し懸念を表す。

(2) EU市民の親と日本市民の親の場合の、片親による子の連れ去りの未解決案件数の多さを憂慮する。

2 本文の

(7) 日本当局に対し、共同親権の可能性に向けた国内法令改正を促すとともに、自らが批准した児童の権利条約へのコミットメントを守ることを求める。

この決議ですけれども、賛成 686 票、反対は 1 票です、棄権が 8 票ありますけれども。もう 99%と言っていいEU議会の議員が日本に対して極めて厳しい対日非難決議を出しております。

では続いて資料4を御覧ください。

これは国連です。

国連児童の権利委員会が日本だけではなくて児童の権利条約を結んでいる国全部に勧告しているんですけれども、国連のこの委員会は締約国が以下を行うため十分な人的資源、技術的資源及び財源に裏づけられたあらゆる必要な措置を取るよう勧告する。その上で、児童の最善の利益である場合に外国籍の親を含めて児童の共同養育を認めるため、離婚後の親子関係について定めた法令を改正し、非同居親との人的な関係及び直接の接触を維持するための児童の権利が定期的に行使できることを確保することというのを国連は勧告しております。当然これは日本に向けられております。

続いて資料5です。

すみません、ちょっと国際社会からいろいろ批判されているので長くなります。

これは児童の権利に関する条約ですけれども、第9条の3「締約国」——この条約を結んだ国ですね、「は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。」と、この条約を日本は結んでいるにもかかわらず守っていないので勧告されました、今回。

じゃあ最後、資料6です。

これは「ニューズウィーク日本版」の2020年の記事です。項目だけ挙げております。

「日本人の親による「子供連れ去り」にEU激怒——厳しい対日決議はなぜ起きたか」、これは先ほど私が示した資料3になります。

「<国際結婚と離婚の増加に伴って、日本の単独親権制度が問題に。子供に会えない悩みで自殺したフランス人男性もいる>」

ほかにも項目がありまして、「圧倒的多数で日本を批判」「「僕も自殺を考えた」「裁判の判決が守られない」ということをニューズウィークの記者が書いております。

内容を少し引用しますけれども、

「まだ離婚していないのに、まだ親権を持っているのに、なぜ1年以上前から自分の子供に会えないのか」と、日本に住むあるフランス人男性が言う。2018年、長男の3歳の誕生日に彼が帰宅したら妻と2人の子供がいなくなっており、家はほぼ空っぽだった。「孫は突然連れ去られたが、日本の警察などが助けてくれないのはなぜか」と、

男性の親も批判する。

また、「日本は先進国で唯一、離婚後に父母の一方にのみ親権を認める単独親権制度を取っている。「連れ去った」親は子供と同居しているため、裁判で親権が認められる可能性が高いと言われる。」、これはそのとおりで、ちょっと後で説明します。

ほかにも、「数年前には、子供に会えない悩みでフランス人男性2人が自殺した。」、

子供を連れ去った疑いがある日本人女性はほとんどの件で、「DVを防ぐために逃げた」と説明する。もちろんDVがあった可能性は否定できないが、逃げるより先に居住国の警察などに相談すべきだろう。また、連れ去りの理由として、DVや虐待が不正に利用されるケースがないとも言い切れない。

「だが子供に会えない外国人の親全員がDV加害者とは考えにくく、日本語が読めない、話せない彼らが自分の権利や可能な手続きを分かっていない可能性がある。」などと記載されております。

ちょっと、せっかくタブレットを皆さんお持ちなんで「拉致国家」っていうのを後で検索していただきたいんですけども、それを検索すると一番上に来るのが北朝鮮による拉致ではなくて日本人による子どもの連れ去りによる拉致です。ちょっと後で見てください。

以上を踏まえて、国際社会から極めて強い批判が日本にあり、ようやく改正に至りました。

それで、私はこれを非常に高く評価したいと思っているんですけども、共同親権が成立したことに対する町の所見を求めます。

〔唐澤町長登壇〕

町 長

共同親権の問題でございますけれども、今回の改正民法でありますけれども、親権に関する条文であります。子は父母の親権に服するというのが改定前の条文でしたけれども、それが子の利益のために行使するというのになっております。これは非常に重要なところだと思います。やはり子どもの権利、これをしっかりと民法の中で位置づけたということで、重要な条文であると思います。

議論の根底ですけれども、こういった子の利益、権利にあることを踏まえて考えることが大切ではないかと考えます。

民法改正の背景としましては、離婚後に養育費が支払われないため生活に困窮したり仕事と養育の両立が困難であるといった独り親特有の問題や親権を持つ親の拒否による子どもとの面会の困難さ、進学などの子どもに関する重要な決断に関われないといった親権を持たない親の不満、また先ほど来資料でお示しいただきましたけれども、ハーグ条約の違反ですとか、国際社会からの様々な指摘があったという背景があります。

今回の改正はこれらの離婚後の単独親権による様々な問題に対応するものと考えますけれども、やはり何よりも子どもの利益、権利を最優先に考慮すべきものと自分は考えます。

現在のところ共同親権について具体的にどのように運用されるかが不明な点が多いわけですけれども、特に、親権を誰が持つかを定める過程での子どもの意見を述べる機会、

こういったものがまだ規定されていないと思います。やはり子どもの権利を保障する制度の在り方をさらに検討していくべきだと自分は考えるところであります。

ということで、共同親権が規定されたことは歓迎すべきことと考えます。

〔唐澤町長降壇〕

坂井議員

今、町長からは子どもが意見を述べる機会っていうのが書かれていないっていうことで、それはそのとおりで、これは今後の法改正を待つことになるだろうと思っております。

1—2に移ります。

あ、すみません、その前に、共同親権を評価するという御意見を伺いました。

続いて1—2に移ります。

ちょっとこの質問を進めていくに当たって、自分——私自身が弁護士をやっているんで、離婚事件の依頼が来たらどうするんだってちょっと思う人もいるかもしれないんですけど、ちょっとそこに先に答えておきたいんですけど、一応、私は、離婚事件は全部断ってしまして（笑声）、本当に1件の例外もなく全て断っています。

それで、今は独立しているんですけど、名古屋で雇われ弁護士をやっていたときは、もちろん雇われなんで離婚事件が来るんですけども、もう本当に、ちょっと弁護士を続けていく上で、もう本当に、これが本当に苦痛で、自分の思想信条に反しまくっているんで、当時のボスをお願いして、ちょっともう僕はこの事件をやりたくないから、もう俺に振らないでくれっていうふうに言って、ほかの案件でちゃんとお金を稼ぐからっていうことで、もう振らないでくれっていうので、雇われのときから、もう最初の何か二、三年ぐらいやって、もうあとは全部断っていたっていう感じなんです。

何でそうなったかっていうのはまた後でも説明しますがけれども、さっきも少し言いましたけれども、継続性の原則っていうのが日本の親権を取るのに当たってかなり重要視されていて、それで、資料がないんで今説明しますがけれども、継続性の原則というのは、子どもの養育環境を変えることは子どもにとって不利益であるので、従前の監護、監護というのは子どもと一緒に住んで面倒を見ることですね。従前の監護に問題がない限り、あえて監護する者を変更することはないという考え方です。

それで、この考え方が適用されてはいるんですよ、裁判所の全部じゃないですけども、結構なところで適用されていて、これはどういうことが起きるかっていうと、調停とか裁判をやるのってめちゃめちゃ時間がかかるんですよ、もう本当に半年とか1年とか平気でかかるんです。

それで、そうするとどういうことが起きるかっていうと、子どもをもう片方の親に言わずに勝手に連れ去るんですよ。勝手に連れ去って自分のところで育てるんですよ。それで、裁判とかをやると半年とか1年とかかかるんで、そこで生活環境ができるんですよ、連れ去った親の下で。そうすると裁判官がどう判断するかっていうと、連れ去った親の下で子どもには新しい環境ができて、その環境が半年とか1年とか続いているんだから、じゃあそっちに親権を与えようというふうになるんですよ。もちろん、裁判官によってそういう考え方を取らない裁判官もいますけれども、取る裁判官もいます。

なので、親権を欲しいという依頼者に対して連れ去ったほうがいいですよなんて言う弁護士はもちろんないと信じたいですけれども、でも、実際に連れ去って裁判とか調停で時間をかけてその状況を固定化させるっていうことをすると親権を取るのに得になるっていう、ちょっと私は弁護士になって信じられない事態が起きているんですよ。

まあ今は、共同親権にこれからはなるんで変わるかもしれないですけども、そういうこともあって、私はそういうことに付き合いたくないなと思って離婚事件は全部断っていたんですけども、ほかにも非行の問題があるんですが。

それはともかく、共同親権が認められるようになったことで、離婚後も子どもの将来については両方の親が関わることとなって、面会交流は今後ますます重要性が増すと考えられています。

面会交流——親子交流と言ったほうが分かりやすいんですけども、法的には面会交流と言われています。

面会交流とは、子どもと離れて暮らしている父母の一方が子どもと定期的、継続的に会って話をしたり一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

親子交流——面会交流は子どものためのものであり、親子交流——面会交流の取決めをする際には子どもの気持ち、日常生活のスケジュール、生活のリズムを尊重するなど子どもの利益を最も優先して考慮しなければならないと、これは法務省の説明文から抜粋しましたがけれども、親子交流——面会交流とはこのような権利をいいます。

その上で答弁を求めますけれども、町は離婚届を提出する夫婦に対して面会交流の存在や重要性を知ってもらうための施策は行っているか。一応リーフレットもしくはパンフレットの配布をしているというのを聞いているんですけど、それが事実かっていう答えを求めたいのと、その上で、今後、面会交流の存在、重要性を知ってもらうために、周知を進めるために実施する予定の施策はあるか、答えを求めます。

健康福祉課長

面会交流は民法のほうに明示されておりまして、父母が離婚するときは父または母と子の面会及びその他の交流を協議によって定めるべきというふうにされておりまして。また、子の利益を最優先に考慮しなければならないともされておりまして。

基本的には離婚時の話し合いで決めることとされておりまして、話し合い等で決められなかった場合については、先ほど議員のお話のとおり家庭裁判所の調停や裁判によって決めることになるというふうに考えます。

町では、現状、窓口にて離婚届の用紙をお渡しする際に、法務省作成のパンフレット「こどもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」というパンフレットがございますが、こちらをお渡ししております。そちらのパンフレットの中で離婚後の養育費ですとか今お話しした面会交流の取決め方、その実現の方法について説明をしているといった、こういう内容のものになっております。

今後はこちらのパンフレットのほうをお渡ししていきたいというふうに考えております。

坂井議員

養育費、面会交流の記載のあるパンフレットを配っているということで、これは意外と、私の調査した限りですけど、こういうことをやっている自治体は少ないみたいなの

で、その点に関しては評価をしたいと思います。

今後も、できるだけ重要性が分かるようなパンフレットを配ることに加えて、何かあれば、そういったことを進めていただきたいと思います。

では続いて1—3に移ります。

両親家庭の子に比べて片親になった家庭の子は非行に走る割合が高く、学力も低いことは統計上明らかです。

まず資料8です。

これは令和3年度全国ひとり親世帯等調査に記載されていたものより私が作ったものですが、子どものいる世帯のうち片親世帯の割合というのが全体の14%です。意外と低いんじゃないかと思われる方がいるかもしれないんですけど、一応離婚した後に再婚している人も結構多いんで、純粹に片親っていう意味です。なので、全体の14%、母子家庭12%、父子家庭2%となっております。

ちょっとこのデータを見ておいてほしいんですけど、覚えておいてほしいんですけど、子どものいる世帯のうち片親世帯の割合が14%、これを前提に資料9を見てください。

これは少年院に入院している子の保護者がどういう保護者かっていうものを示した令和元年の法務省の犯罪白書のグラフになります。

これを見ていただければ分かるとおり、実母のみ、もしくは実夫のみの保護者、そういった親を持つ子が少年院に入っている子の約半分です。

ちょっと資料の8をもう一回見てほしいんですけど、資料8は子どものいる世帯のうち片親世帯の割合は14%です。

それで、これ、少年院に入っている少年の保護者の状況はどうかというのを見たときに、実母、実夫、要するに片親の家庭が約半分です。純粹に割合でいくんならここが14%とかにならないとおかしいですよ。ですけれども、実母、実夫だけの家庭が半分となっております。

それで、私も非行少年の弁護をするのが大好きなんで名古屋にいるときはよくやっていたんですけども、やっぱり片親家庭は本当に多いですね、すごく。

それで、今、長野県にも少年院があるんですけど、そこの監査委員っていうのを私はやっているんですけど、やっぱり家庭環境に恵まれない子が多いです。それはもう、それはそうだろうなとしか思いませんが、もう本当に、それはもう関係者であれば当然のことだというふうに思っていると私は理解しております。

では続いて資料10になります。

これは、ちょっと小っちゃいですが、前回、要保護児童と準要保護児童の家庭の学力が低いという話をしたときに使用したものです。

これは、京都市の教育委員会が行った全国学力テスト、この全国学力テストの全体の平均正答数を1とした場合に要保護、準要保護、そして独り親——片親世帯の子どもの学力がどうかというのを示したグラフですけれども、これだけ一応挙げましたけれども、1としたときに、要保護が一番低いんですけど、準要保護、独り親の家庭の子どもの学力は1を切るということになっています。

それで、中学になってもそれは変わらないですね。1としたときに準要保護と独り親世帯の家庭の子どもはそれを切るということになっております。

したがいまして、非行に走る割合は高く、また学力も低いというふうに統計上は出ておりますし、私の経験上でもそれで間違いないだろうというふうに感じているんですけども、片親になった家庭の子がこのような状況に陥る原因について町の所見を求めます。

教育長

お答えします。

結果的に独り親家庭の子どもたちがいわゆる一般的に非行につながるが多かったり学力も低くなっている傾向があることは、今お示しいただいたとおりであるかと思っております。

そのような子どもたちを全体的にくくって確かな理由をお示しすることはちょっとできないかなと思いますが、私の経験からのお答えをなすことをお許しいただきたいと思っております。

独り親のための経済的な困難さが一つの理由であることが考えられますけれども、私は、一番の要因はそれによる時間的な余裕のなさによる子どもとの関わりの少なさ、関わり方の浅さであるのではないかと思っております。注目されていないと感じる子どもたちは自己肯定感が低くなり、自分の存在価値に疑問を感じ、寂しさをもち、それは心の不安定さにつながり、学習意欲の低下や寂しさを紛らわすためにほかからの甘い言葉等に引き寄せられて問題行動につながってしまうことがあるのではないかと考えております。

しかしながら、独り親家庭においても精いっぱい働き、限られた時間の中で子どもとの関わりを大切にしておられる親御さんがおられることも事実であります。

そのような状況の中で、私たち教育委員会としてしなければならないことは、学ぶ意欲を高めていけるような授業の充実と魅力のある学校教育活動を展開していくこと、特に子どもたちが先生方や保護者からだけでなく地域の様々な大人たちから存在価値を認められ自尊感情を高めていくことができるような教育活動を展開していくことが大切だと考えております。

また、親御さんや子どもたちがいつでも相談できるような信頼関係を構築すること、そして学び続けていきたいと思う子どもが経済的な困難さ等で学びを諦めることがないよう、就学援助等の支援の充実を図っていくことが大切だろうと思っております。

坂井議員

今、教育長より、経済的困難さに伴って長時間働くことを余儀なくされ、時間的な余裕がなくなることによって子どもとの時間がなくなってしまうということが理由の一つとして挙げられるのではないかということですけども、それに関しては私も全く同感です。

非行少年の弁護とかをしていると、もちろん片親が当然多いんですけども、そうすると親が大体ずっと働いているんですよ。それで、夜中は言い過ぎですけど、かなり遅くまで働いていて、家に帰ってくるのが遅くなって、その間子どもはずっとほったらかされていて、でも親も働かないわけにはいかないんで働くと、そうするとずっと独りで

家において、それで似たような環境の子がいるとその子たちとつるむようになって、子どもって1人ではそんなに悪いことはしないんですけど、そういう似たような環境の子が集まることによって集団で悪いことをすると、それが非行につながるというのが私の経験上思うことですので、時間的余裕のなさによって子どもとの時間が減るっていうのはそのとおりかなと思います。

その上で、自分は愛されていないっていうふうに子どもが感じてしまうと、もう本当に自分はここにいたくないとか、別の場所を求めて家庭から出ていってしまうと、そして似たような環境の子と知り合って悪いことをするというのが一般的な流れだと私は考えております。

ですので、自己肯定感を高める教育、そして学習意欲を高める教育というものをぜひしていただきたいと考えております。

では続いて1—4に移ります。

現在、日本全体で離婚時に面会交流の取決めがされる割合及び離婚後の面会交流が実施されている割合というのは低いです。

これは先ほどの調査より私が作ったんですけれども、どういうことかということ、面会交流——母子というのは母子家庭、父子というのは父子家庭ですね。面会交流を取り決めてしているというのが母子家庭で30.3%、父子家庭で31.4%。

それで、これは表の見方に気をつけてほしいんですけど、取決めをした上で現在も履行されているのがどれくらいいるのかっていうのが右のパーセンテージです。つまり、母子家庭で面会交流の取決めがあった30.3%のうち実施されているのは30.2%です。それで、父子家庭は31.4%に取決めがあって、そのうち48%が履行されています。つまり、取決めがあって現在も行われているというのは大体15%ぐらいですね、面会交流に関しては。

それで、後で聞きますけれども、養育費に関しても作りまして、取決めをしているのが46.7%ですけども、今も支払われているのが28.1%と、こういうことになると当然経済的には困難になりますよね、同居している親のほうは。父子家庭は28.3%で決めている、そのうち養育費が別居している母親から払われているのは8%に過ぎないということで、面会交流も養育費もほとんど取決めがされないですし、さらに支払われていたり会ったりしているっていうのは非常に低いです。

当然お金にも苦労しますし、先ほど教育長が言われましたけれども、もう片方の別居している親と合えないってなると自己肯定感は下がりますし、自尊心の欠如につながるもので、はっきり言って子どものことを何にも考えていないと思います、これは。今の日本人が悪いっていうか、日本の法律が悪いと思うんですけど、日本はそういう国なんだなというふうに、本当に残念に思っております。

今何で日本がこうなっちゃったかっていうと、基本的に法律がそうだからだとは思いますが、これだけ養育費の取決めが少なく、履行はさらに少なく、面会交流の取決めが少なく、履行はさらに少なくてっていう、こういう状況になっているのはなぜかということに対して町に所見を求めます。

健康福祉課長

ただいまの御質問でございますが、坂井議員のほうからお示しいただきました資料のとおり、令和3年度全国ひとり親世帯等の調査の結果では、離婚によるひとり親世帯の面会交流の状況として、面会交流の取決めをしているのは母子世帯、父子世帯とも3割ほどというふうになっております。

また、離婚した親と現在も面会交流を行っているのは母子世帯が3割、父子世帯が5割弱ということでございますが、同じ調査のほうを平成28年度にも行ってございまして、若干ではございますが増えているということでございますが、依然として低い状況であるというふうに捉えております。

それで、この状況になぜなったのかというようなお話でございますが、その点につきましては、私のほうではちょっと何ともお答えのしようがないというのが本音のところでございます。私見的にはいろいろ思うところはございますが、ちょっとこの場では答弁のほうは控えさせていただきたいと思っております。

坂井議員

ちょっと答えにくいことを聞いてしまいまして……。

では1—5に移ります。

面会交流を実施しない理由について、同様に全国ひとり親世帯等調査で行っております。

先ほど来話が出ているDVの可能性があるってということなんですけど、それについても調査が行われてございまして、これについては資料12です。

それで、これは母子世帯、父子世帯、両方に聞いているんですけど、母子世帯の母の面会交流の取決めをしていない理由で最も大きな理由を述べてくださいということなんですけども、一応3つに色分けしましたけれども、一番割合として多いのが「相手と関わり合いたくない」というのが一番多いです。ほかには「取決めの交渉が煩わしい」、要するにもう相手と接触したくないというのが2つですね。

一方で、これは法案の審議のときにも盛んに言われていたんですけど、DVとか虐待があったらどうするんだっていうのがあったんですけど、それは、もう3.8%、0.7%と1割以下なんです。それで、1割以下だからいいっていうことじゃなくて、もちろん。そういう場合は例外的に単独親権にするっていう法律にすればいいんじゃないかというふうに思っていたんですけども、一応、今のところそういう法律にはなっているようです。

それで、「取決めをしなくても交流できる」というのは、多分これは子どもがある程度大きくなって、もう直接連絡を取っているんだらうなっていうことで、これは大変いいことだと思っております。

問いに戻りますけれども、面会交流を実施しない理由として母子家庭、父子家庭——父子家庭はこれですね。父子家庭も「取決めの交渉が煩わしい」「相手と関わり合いたくない」というのが多いです。「取決めの交渉が煩わしい」「相手と関わり合いたくない」の割合が高い一方で、DV、子どもの連れ去りや虐待の可能性があるとという割合は低いです。

その上で、他の市町村の例なんですけれども、泉市長という有名な市長がいるんです

けど、その人が市長を務めていた明石市なんですけれども、明石市では交流日程の連絡調整のサポート及び当日の子どもの引渡しを市が行うという事業が実施されていて、ちょっと資料はないですけど、伊那市では面会交流の場所として市の施設を無料で開放しているということです。

これは明石市の資料ですけれども、この部分ですね、「面会交流をサポートします！」ということで、今さら連絡は取りにくいなというふうに同居親が考えているときに市のスタッフが交流日程の連絡調整をサポートし、交流当日はスタッフお子さんを引き合わせると、その後、お子さんは別居親と会って、楽しかったということで、自分が愛されているというふうに感じて自尊心が高まるということで、こういったサポートを明石市では行っております。

また、伊那市では面会交流の場所、何か連れ去るんじゃないとか、そういうことを心配する親もいるんで、そういったことがないように市の場所を開放したりすることによって少しでも会いやすい環境をつくっているということです。

それで、2年後の令和8年度までに共同親権が開始することに伴って、面会交流の充実は必須で、私は連絡の調整や場所の提供は町で行われるべきと考えるんですけれども、所見を求めます。

健康福祉課長

面会交流の実現のためには、まずは離婚時などに面会交流を取り決め、お父さんとお母さんがしっかりそれを行うことであるというふうに考えております。

今、議員のほうからお話のございました明石市のほうでございしますが、2016年10月から面会交流コーディネーターとして面会交流の支援を行っておるといってございします。

それで、議員のお示しされた資料の中にこういったことが書いてございました。「課題と提言」ということとございします。法的知識や子どもの発達、心の状態に関するスキルを持った人材が必要であり、臨床心理士や弁護士資格を持った職員が一般職員とともにこちらの業務を担当しているそうです。これらの人材を継続的に確保することが難しく、国においてしっかりと面会交流支援体制を確立することが喫緊の課題であると、こういったことを切望するというふうな提言がこの資料の中に書いてございました。

このことから考えますと、当町では、その体制から検討をするという、こういったことが必要というふうに感じますが、臨床心理士や弁護士の資格、またそういったことのスキルを持った人材を確保するという事は、現状では大変厳しいことかというふうに考えております。

いずれにしても、改正民法の施行に向けての具体的な情報がまだ町のほうには入ってきておりません。そういったこともありますので、国及び県の動向を注視しながら必要な対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

坂井議員

今お答えいただきましたけれども、なかなかすぐというわけにはいかないと思えますけれども、ただ、少なくともこういうことをやっている自治体がありまして、明石市のほかに北九州市も面会交流をサポートという事業をやっていますんで、そういった人材がいなくてというのは、それはそうなんですけれども、いなければ、やはり育てるな

りして、共同親権は2年後までに始まるんで、面会交流の重要性が今後高まることは間違いないんで、共同親権施行に向けて面会交流の充実に向けた施策を打っていただきたいと思っております。

少なくとも、施設の無料開放とか、そういったことは割と簡単にできるのではないかとこのように考えております。

その上で2-1に移りたいんですけども、その前に、今NHKで「虎に翼」っていうドラマをやっているんですけども、私は別に見ていないんですけども、ちょっと1話だけ気になった回がありまして、戦前——ドラマの中では、婚姻した女性は行為無能力者っていうことで、婚姻した女の人は無能力だっていう法律があったそうなんですけれども、それって今の時代からするととんでもない法律だってなると思うんですけども、そこで裁判官が夫の主張は権利乱用だと言って女性のこういう無能力っていう法律は適用しないっていう判決を下したっていう流れで、実際に、それは本当にそういう裁判があるんですけども、戦前に。

それで、それを今考えるととんでもないと思うんですけど、それは今の時代から100年前を見たらそう思ったっていうだけで、2024年から100年後の人たちは今の時代をどう見るかっていうと、面会交流っていうのが全然守られていないとんでもない時代だっていうふうに後世には必ず言われるだろうなと私は思っております。

子どもの権利のことを全然考えていない人たちとか、子どもの権利のことを全然考えていない時代の人たちなんだなというのを思います。それは今生きる私たちが100年前の女性は行為無能力っていう法律を見ておかしいと思うのと同様に、後世では今の子どもの権利が全然守られていない時代はそうやって権利が全く守られていないひどい時代だなというふうに言われるんじゃないかと私は思っております。

それで、ちょっと資料の14ですね。

すみません、ちょっと時間がないんで駆け足になりますけれども、海外ではフレンドリーペアレントルールというのが適用されていまして、離婚するときに他方の親——もう片方の親と友好的——フレンドリーな関係を取ろうとしている親のほうが親権者として適格だと判断する考え方というのが海外では取られております。

一応平成28年に千葉の家庭裁判所がこの考え方を採用した判決を下したんですけど、翌年の最高裁はこれを否定しています。保守的な最高裁らしいなっていう感じなんですけど、こういった判決です。

それで、海外ではどうかっていうと、これはちょっと、本当に少しだけ説明します。

カリフォルニア州家族法ですけども、監護を与える際に考慮される事項として以下の優先順位に従って監護が与えられるべきであるということになっていて、優先順位の一番優先するっていうのは、裁判所は他の要素とともにいずれの親のほうが子に非監護親との頻繁かつ継続的なコンタクトを許容する可能性が高いかということのを考慮しなければならぬということがまず書かれています。

続いてフロリダ州法ですね。これは、両親の別居後または婚姻解消後に未成年の子が両親と頻繁かつ継続的に接触し、両親に子の養育の権利及び喜びを分担することを奨励

することが本州の政策である。

続いてドイツ民法ですね。子の両親との交流です。2項、両親は子と他方の親との関係を損なうことまたは子の教育を困難にすることを一切行ってはならない。

最後にフランス民法です。裁判官は親権の行使の態様について言い渡すときは次の事項を特に考慮する。両親のおおのその義務を引き受けまたは他方の権利を尊重するについての適正ということで、欧米ではこれが一般的になっているということです。

ですので、面会交流は本当に重要だということを皆さんに分かっていただきたいと考えております。

じゃあ2—1に移ります。

2—1は養育費に関してです。

共同親権が認められるようになったことで、離婚後も子どもの将来については両方の親が関わることになって、養育費の確保は今後ますます重要性を増すと考えられます。

町は離婚届を出す夫婦に対して養育費の存在や重要性を知ってもらうための施策は行っているかということですが、これは先ほどのパンフレットの配布でよろしいですかね。一応答弁を求めます。

健康福祉課長

ただいま御質問のありました件ですが、先ほどの1—2の質問にお答えしたとおり、離婚届の用紙をお渡しする際に法務省作成の「こどもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」というパンフレットをお渡しして離婚後の養育費についての情報提供を行っているところです。

また、独り親家庭に対して県が支給します児童扶養手当、こちらの窓口事務、こちらのほうを役場で行っておりますが、その提出書類の中の項目に養育費の取決めや受給状況に関する項目、こういった項目もございますので、対応する際に養育費に関する相談を受ける場合がございます。その際には法務省作成のパンフレットやこども家庭庁が委託事業で実施しております養育費等相談支援センターというところのリーフレットを御案内して情報提供を行っているところです。

ただ、実際には、養育費の相談というのは、まだ事例は多分ないかと思いますが、今後もこれらの取組を継続してまいりたいというふうに考えております。

坂井議員

では、時間の関係もありますので2—2と2—4を一度に聞きます。

両親家庭の子に比べて片親になった家庭の子、特に母子家庭の貧困率は極めて——ここですね、貧困率は極めて、これが高いですね、極めて高いが、そのことに対する町の所見及び2—4、現状、日本全体で離婚時に養育費の取決めがされる割合及び離婚後の支払いが継続している割合が低いですが、これは資料11ですね、割合が低いですが、この2つに対して町の所見を求めます。

健康福祉課長

それでは初めに2—2のほうからお答えをいたします。

厚生労働省の令和3年度全国ひとり親世帯等調査、今表示されているものかと思いますが、こちらの結果では、母子世帯の母自身の平均年間収入は272万円、父子世帯の父自身の平均年間収入は518万円というふうになっております。母子世帯の母の平均年間収入は前回の調査結果である平成28年度より若干でございまして増えておりますが、依

然として低い状況にあるものというふうを考えてございます。

次の2—4でございます。

やはり同じ調査でございますが、離婚による独り親世帯の養育費の状況としまして、取決めをしている母子世帯は5割弱、父子世帯は3割弱というふうになっております。

また、離婚した親から養育費を現在も受けているとする父親からの受給率は3割弱、母親からの受給率は1割にも満たない状況であるということです。

前回の調査結果である平成28年度より取決め率、受給率とも増加しているということでございますが、依然として低い状況にあるというふうに捉えております。

では2—5に移ります。

養育費の支払いがない場合に訴訟や調停をせずに強制的に取り立てるためには事前に公正証書を作成していることが必要になります。

一般的な流れは御存じかと思うんですけども、払わない相手に対して、お金の貸し借りとか、何でもそうですけど、裁判をして勝訴判決を取って、勝訴判決に基づいて財産を差し押さえるっていう流れが一般的なんですけれども、公正証書というのを作っていると裁判っていうのを飛ばせます。裁判を飛ばして、いきなり財産を差し押さえるということが可能になります。

それで、公正証書の作成料の相場は、事案によりまして大体5万円前後です。

その上で、飯島町における直近の離婚件数の平均が大体12組なので、子育て世帯の割合はより少ないと思います。この全部に仮に窓口で何か言ったりして全額補助しても月額として60万円に収まります。

それで、公正証書がないと訴訟、調停をしなきゃいけないんですけど、訴訟、調停をするには、長い時間と、あとは弁護士によりまして高いお金がかかるんで、公正証書というのは非常に重要です、時間もお金も節約できます。

資料16を御覧ください。

資料16なんですけど、これは公正証書作成補助金を出している自治体を一応私のほうで調べまして、そうすると長野県全体もやっけていて、長野県の町村は一応適用内になるんですけども、所得制限があるんですね。

児童扶養手当の支給を受けていない親には補助金が払われないっていうことになっていて、福岡県、千曲市では所得制限なしで、小諸市、須坂市、長野県は所得制限があるっていうことなんですけれども、所得制限なしで一律に公正証書を作成するための補助金を出すという事業を実施することを求めますけれども、見解を求めます。費用自体はそれほど高額にならないと考えます。では答弁を求めます。

今回の民法の改正では、養育費の取決めをせずに離婚した場合でも一定額の養育費を請求できる法定養育費制度というものが設けられたり、養育費の不払いに対しまして他の債権に優先して財産の差押えができるといったような規定の整備等が行われたというふうに聞いております。

ただし、その具体的な運用についてまだ情報がございませんので、またそういったものも注視しながら、必要であれば検討してまいりたいというふうに考えております。

坂井議員

健康福祉課長

坂井議員	<p>一応取決めがなくても請求できるっていうことなんですけど、これは、法務省の要綱によると生活に最低限度の部分だけ取り立てられるという規定になっているので、通常の養育費よりはかなり低額になるということが予想されております。ですので、あくまで最低限の生活を守るための養育費だけ取り立てられるっていう法律なんで、そこだけは御理解をお願いします。</p> <p>それで、その上で、公正証書があると本当に便利なんで、取立てのときに。それで、お金もそれほどかからないんで、ぜひこれは導入に向けて所得制限なく全員の親に適用されるように町のほうで実施をしていただきたいということを求めます。</p> <p>では最後ですね。2—6です。</p> <p>これは去年できたこども基本法ですけれども、こども基本法の基本理念として「こどもも施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。」「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。」ということで、先ほど「虎に翼」の話をしましたけれども、子どもは親の所有物ではないです。子どもの権利を最も尊重するということがもう時代の流れになります。そのためには、離婚後の面会交流の充実と養育費の確保はともに必須、絶対的に必須なものだと私は考えますけれども、それに対する所見を求めます。</p>
町長	<p>議員のお考えと同様に、前段でも申し上げましたが、子どもの権利をきちんと尊重していくことが基本かと思えます。</p> <p>子どもはひとしく親からの養育と愛情を受ける権利を持っています。これを中心に据えながら、面会交流の充実や養育費の確保、これは大切だと思います。</p> <p>特に明石市の例でいくと、養育手帳を作ったり、あるいは面会交流のサポート事業をしております。</p> <p>その中で、やはり職員のスキルの問題もありましてコーディネーター等は非常に難しいとは思いますが、場所の提供等は可能かと思えますので、令和8年の実施に向けてできるところから検討してまいりたいと思えます。</p>
議長	<p>時間です。</p> <p>[坂井議員復席]</p>
議長	<p>ここで休憩といたします。再開時刻を11時10分といたします。休憩。</p>
休憩再開	<p>午前10時54分</p> <p>午前11時10分</p>
議長	<p>会議を再開します。</p> <p>一般質問を続けます。</p> <p>3番 折山誠議員。</p> <p>[折山議員質問席へ移動]</p>
3番 折山議員	<p>通告順に質問をさせていただきます。</p>

質問項目1「千人塚周辺の観光誘客施策を問う」。

質問要旨1-1、これまで進めてきた地域資源調査に基づく西山麓の観光戦略に関する構想計画の現状と今日における課題はについて伺ってまいります。

私の記憶では、千人塚周辺や与田切川などでアクティビティーなど、コンサルに委託しながら斬新な可能性のある提案がまとまっていたように思います。その後、今日まで、その後の話題がさっぱり出てこなくなっているような気がするんですが、その後の観光戦略は現在どのようになっているのか、お伺いをいたします。

[唐澤町長登壇]

町長 西山山麓、その観光戦略がどうなっているかという御質問でございます。

千人塚公園周辺は、町の観光基本計画において城ヶ池の海洋性スポーツと複合的なアウトドアスポーツを楽しめる観光拠点としての整備——アウトドアフィールド事業構想と桜の名所を未来に引き継ぐための桜など花の名所としての整備——四季彩プロジェクトの2点が重点として掲げられてきました。

近年は、平成29年度のセンターハウスの整備を皮切りに、老朽施設の更新、改修など、観光客を受け入れるための施設整備や四季彩プロジェクトによる植栽は随時行ってきたところでございます。

計画のうちアウトドアフィールド事業構想ですけれども、こちらにつきましては、事業費の問題などから現在は取組を行っていない状況でございます。

課題としましては、アウトドアフィールド事業構想に代わる公園の今後の具体的な整備の計画がないこと、また公園への交通手段が自家用車等に限定されているため道路の整備が大変重要となっていて、併せて2次交通を充実させることが必要であることが課題としては上げられます。

こうした課題を検討しながら、今後、千人塚周辺が山麓一帯を含めてより多くの人が訪れて楽しめるような場所になるよう、地域の皆様と一緒に御意見をお伺いしながら整備を進めてまいりたいと考えております。

[唐澤町長降壇]

折山議員 そうしますと、町長のお考えの中では、今までちょっといろんな夢のある施設構想がありましたが、例えば与田切川を下るとか、いろんな夢があったようなんですが、一応それはストップをかけて、新しい発想をまたみんなで考えよう、こんなようなお考えだということよろしいですか。よろしいですか。

町長 アウトドアフィールド構想は一旦保留とさせていただいて、新たな形で山麓についての観光計画を立てていきたいと思っております。

折山議員 質問要旨1-2、観光地として重要なアクセス道路は県道千人塚公園線だというふうに考えます。

これまでは、道の駅の北側のほうから上って行って、ボックスをくぐっていると、あれはもう高さ制限があって厳しいってというようなことの中で、また迂回しながら千人塚公園線へといったような構想もあったように思うんですが、いずれにしても、大型観光バスの容易な運行が可能となる改良整備、これを急ぐ必要があるのではないかなという

ことについて伺います。

今の町長答弁のとおり、これまで千人塚公園の整備に力を注いできた結果、折からのキャンプブームにも支えられまして千人塚一帯のにぎわいの創出がなされつつあります。

湖面の向こうに越百、南駒、空木という中央アルプス連山を迫力をもって見上げられる、そういった間近に見ることのできるスポットとして、これは近隣では比較する場所がないほど絶景の地であるというふうに思います。しかも、まだあまり俗化していない大自然を感じ取ることのできる一体でもあるかと思えます。

そこで、町外から人を呼び、千人塚周辺と道の駅、アグリネーチャーいいじま、こういったところと連携しながら町の活力を牽引できる力を持った場所だというふうに思いますので、さらに生かすためには大型の観光バスが安全に円滑に運行できるアクセス道路の整備を急ぐ必要があるというふう思われます。

当町は中央道によりまして西側の山麓と東西に分断をされておるといのが交通の実態であります。課題は、ボックスや高架橋での交通が確保されている中で、大型バスが余裕を持って運行できるのは千人塚公園線の高架橋下のみです。

千人塚公園線は、長い年月をかけて公園から七久保小学校グラウンド付近まではかなり改良され、すばらしい道路というふうになっておるのが現状です。問題は県道飯島飯田線のJAガソリンスタンドの交差点から七久保小学校のグラウンド付近までの間あります。

特にその間に2か所の丁字交差点、これがありまして、そこがネックになっていて大型車両が通れない状況なんです。

それで、今日その箇所を見ますと、1か所は建物が老朽化して既に不動産屋さんの管理物件になっている看板が出ておりました。また、もう1か所は十分余裕の取れる空き地になっています。

用地取得っていう視点から考えますと、この機を逃すと移転補償費がかなりかかってしまうような道路改良になってしまうと思いますので、このタイミングを逃してはならないのかなというふうに思うものであります。今回のこの質問はそういったことを町に伝えてほしいという地元住民の強い声を受け止めた上での質問でございます。

2か所の丁字交差点拡幅改良、これは県道でありますので県施工になるかと思えますが、その点を踏まえてお考えをお伺いいたします。

お答えいたします。

県道千人塚公園線は、起点が県道飯島飯田線の交差点から千人塚公園までの間の約3キロとなっております。そのうち七久保小学校から千人塚公園まではおおむね2車線で道路改良済みとなっておりますが、課題は、議員の御指摘のとおり未改良の県道飯島飯田線から七久保小学校までの間、これは約400メートルありますけども、この間は幅員が狭く、また途中に丁字路——クランク部分があるため大型の観光バスが通るには狭隘な状況となっております。

この未改良区間のクランク部分——丁字交差点ですけども、現在は空き家となっております。今年度、その空き家につきましては解体が計画されておまして、町としても

建設水道課長

老朽危険空き家除却支援事業によりまして解体費用の一部を助成してまいるところでございますので、今後の道路改良を見据えて地権者の理解をいただきながら、引き続き県への要望を継続していきたいと考えております。

県への要望でございますけれども、毎年行われております県の現地調査で実際に現地を見ていただくこと、それと、今年につきましては長野県議会の危機管理委員会への要望の機会がありますので、しっかり要望していきたいと思っております。

県道千人塚公園線の改良は町の観光施策における喫緊の課題でありますので、早期に大型車両がアクセスできるよう、町とともに議会からも県への働きかけに御協力をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

折山議員

それでは町長に伺います。

町長、県もあまり事業費が大きいと施工年限も長くなりますし、特にその補償費で膨らむとかなり時間もかかる。

しかしながら、実際には千人塚はかなり集客力を高めているという実態の中で、用地の先行取得、これを今のタイミングなら大きな予算を使わずにできると思いますし、また施工が決まってからですと、当然、用地の価格って、そういう風評の中で上がっていくことが考えられます。まだそういったことが見えない状況の中での先行取得であれば、いずれやるという思いがあるんであれば今がチャンスかなと思うんですが、町が先行的に取得をしておく、こういったお考えについて、いかがでしょうか。

町長

千人塚公園線につきましては、私も以前から現地調査をしておりますし、都市計画では学校グラウンド北から直線で飯島飯田線まで開けるという計画でありましたけれども、なかなか県の事業費の関係で厳しいということで、その都度、検討事項ということできたところであります。

今現在、2つの建物の除却について国と町の補助を充てながら除却していくという計画も上がっておりますので、それらを含めまして先行取得についても検討してまいりたいと思います。

折山議員

今出ました都市計画道路は、もうずどんと真っすぐのとんでもない規格の道路です。あれは高度経済成長期に国の指導で、もう基幹道路は幅員16メートル、生活道路は12メートル、こういったような、もう日本がとんでもなく成長を続けていくときの100年後を見据えたという当時の思想の中で計画されております。

これだけ人口が減少しGDPも縮小していく日本の中で、当時の都市計画の道路は一切もう見直し、転換期に入っていると思いますので、都市計画道路は頭から全部除いていただいて、現実には即した改良っていうものに目を向けていただくことを求めて、質問要旨2-2へ——2-2へ行っちゃいかんね。質問項目2へ行きます。ページを2つ飛ばしました。

「高齢者独居世帯増加による課題と施策を問う」

質問要旨2-1、高齢者独居世帯の増加が進んでいるが、当町の現状はどうか、こういったことについて伺います。

国の今日的な大きな課題として高齢者の独居世帯の増加が挙げられます。

厚生労働省によれば、26年後の2050年には、我が国は全世帯数の44.3%——もう半数に近くが一人暮らし世帯、65歳以上高齢者の独居世帯、これは20%を超える、こういった推計がなされております。

厚労省による県別の推計値はないそうですが、長野県の現状、これは2020年—4年前の国勢調査によれば全世帯数の31%が一人暮らし世帯で、そのうちの37%が高齢者の独居世帯だそうであります。2015年国勢調査比では5年間で15%増というとても急増、こういった傾向であるそうです。本年度は今申し上げました前の国勢調査から4年経過しております。そうすると、単純平均でいきますと、既に2020年から12%それぞれ増加しているということが読み取れるというふうに思います。

こうした中で当町の実態はどんな状況なのか伺いたいと思います。

健康福祉課長

町の独り暮らしの高齢者数は、令和6年——今年でございますが、4月1日現在647人というふうになっております。

高齢化の進行や核家族化により、独り暮らし高齢者、また高齢者のみの世帯は増え続けておりまして、今後も世帯数、また全世帯に対する割合とも増加する見込みでございます。

折山議員

質問要旨2—2、当該世帯の、これも独居高齢者、見守りや看護、介護など、孤独対策が喫緊の課題となっているが、当町の対応はどうか、このことについて伺います。

昨日の伊藤議員の質問にもありました。ひっそりと誰にも知られずに死を迎え、しばらく発見すらされなかった方の報道を時々目にします。報道はされなかったものの、私の地域にもそのような例はございました。

若い時代は懸命に働き、国を支え、この地域の発展に貢献をされてきた方々も、いつしかそれぞれの事情を抱えられながら高齢期を迎えます。中には晩年を独居で過ごさなければならぬ御事情の方もおり、先ほどの統計はそういう可能性のある方々が急増しているという事実を、私たちに、町に突きつけているということになります。

そこで町長に伺います。誰一人取り残さない政策、公約の実現に際して、私のまず思い浮かぶのは、先ほど坂井議員の質問にも出てまいりましたシングルで子育てをしている世帯、またこうした高齢者の特に独居の皆さんの世帯、こういったところが思い浮かぶわけでありまして。

幸い当町ではこれまで町長や教育長の思いの中で子育て支援はかなり充実しつつあり、昨日の一般質問の御答弁の中でも令和8年を見据える中でさらなる充実に向けた取組が始まっている、こういった答弁もございました。子育て支援については町の未来の方向性が見えつつあるという中、一方で老老介護や独居の高齢者世帯に対する見守りや看護、介護、介助などの独居対策はまだまだ先が見えてこないように思います。

このことは国家的な大きな課題でありまして、町としての取組には限界があるかと思っておりますが、力の限りこの人たちを取り残さないぞという姿勢は大切かと思っておりますので、今のお気持ちを伺いたいと思います、町長。

町長

今まで私もいろいろ——去年一年かけて御家庭を訪問しました。その中で一番感じた

ことは、高齢のお独りでお住まいの方、それからお二人でも老老介護で非常につらい思いをしながら暮らしている世帯、そういったところの御意見をたくさん伺ってきました。これはもう避けて通れない課題でございまして、そういった対応はきちんと取ってまいりたいと思います。

幸いなことに、飯島町は民生委員さん等によりましてそういった御家庭にきちんと訪問していただいて、常時状況を把握しながらそれぞれの施策を充てていただいているということで、非常に感謝しておりますし、また町もそういった対応、特に高齢者福祉係を中心として様々な対応、また社会福祉協議会を通じての対応、そういった対応をしながら、こういった皆さんにできる限り地域で安心して暮らしていただけるような施策を今後しっかりと取っていきたくと考えております。

折山議員

町長の思いは一貫してそこへ行くと思うんですが、これはなかなか難しいことで、今、民生委員さんのお話もありました。確かに民生委員さんは物すごい御苦勞をされていますが、民生委員さんお一人お一人の力の限界っていうものも私は間近で見ていて感じる部分でありますので、オール民生委員さんではなくて、かなりサポートしていかないとなかなか陰に隠れたところには目が行き届かないのかなという心配もしますので、そこも含めて、民生委員さんの御苦勞は十分承知しながらも、委ね切れない、日の当たらない場所への目配り、これは、また行政がある程度テコ入れしていかないと難しいのかな、そんな感想を持っております。

町長の強いお気持ちはここで伺いましたので、ぜひそれに向けた取組に力を注いでいただけることを求めて、質問要旨2-3、今後、山間部から町なかへの移住、町なかグループホームの整備、訪問サービス、訪問サービスっていうのは医療、介護、家事手伝いなどなんですが、これらを提供する事業者の育成や支援制度の創設など、これは、もう飯島町単独では無理かと思えます。近隣市町村と連携しながら取り組む必要が高まっているのではないかと、早急に取り組むことを求める、これについて伺います。

具体的に踏み込んで伺うんですが、今申し上げた関連する事業の実施や制度の創設なんて一朝一夕にできる内容ではないと思えます。

特に今度の訪問介護の報酬を地方へ目を配らずに引き下げた国のやり方には極めて憤りを感じるものであります。ですが、これは憤りを感じていても介護事業者が廃業していったり事業の縮小をしていってしまえば町長の目指す地域社会はできないんで、何とかこれをみんなの力で元に戻していく、あるいは引き上げていく方向に行くまでの間は町がどうしてもそこへ力を注いでいただかなければならない、こんなふう思うものであります。

それで、近隣との連携なんですが、私が思うには、どうしても郡境にある飯島、中川、下伊那の郡境にある松川、大鹿、こういったところは、やはり中央部は恵まれている環境にあったとしても、遠隔まで行くには、高騰するガソリン代、いろんなネックがあるわけですね。そうすると、伊南行政組合、上伊那広域連合、こういった中での議論はどうしても必要とするニーズ、価値観が薄まってしまって、真に必要な飯島、中川、松川、大鹿、こういったところの逼迫した状況とはかけ離れた政策になっていってしまうおそ

れを上伊那広域連合に出ながら、伊南行政に出ながら感じるものであります。

ならば、郡境にある4市町村が真剣になって、今から数年先を見据えた中で、この町ではこの——この間の病児・病後児保育ですよね。近隣からも利用があるはずです。みんなのところでここを受けてくれんかっていったような、お互いに力を合わせて需要を見込みながらサービスしながらその事業所が生きていける、あるいは4つの自治体が必要な支援を行っていく、こういった取組に今から着手する必要があるのではないかな。

私が早急な取組を求めるといふ部分は、今すぐ何かをつくれ、やれということではなくて、将来の不安を見据えた中で、今からそういった近隣との連携を呼びかけ、進めていく必要があるのではないか、この早急でございます。

その点、町長のお考えを伺いたいと思います。まず広域に頼っていいのか、伊南の行政組合に頼っていいのか、あるいはそこから少し遠く、いつも端っこにいる郡境で力を合わせる方がいいのか。これは医師会が上下に分かれていることからいろんな難しい点もあるかと思いますが、そういうことを一切ないものとして町長の思いを伺いたいと思います。

町長 郡境に位置する飯島、中川、松川、大鹿、非常にいろいろな問題を抱えております。今までも郡境だということで、やはり中心部にいろいろな事業ですとか施設が集まって行ってしまって、なかなかそういった郡境の市町村には恩恵が来ないというような状況も生まれております。

やはり郡境には郡境の共通する悩みもありますので、そういった共通する課題をきちんと共有しながら、この中部伊那、中部伊那を中心とした福祉、医療、教育、この点で——ほかにもありますけれども、手を取り合って共同で事業ができるようなものがあればやっていきたいということで、今取組を始めようとしているところであります。4町村の首長等が集まりまして課題を共有しながら、これから進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

折山議員 前町長はリニアの開通を見越して国道153号の道路改良のトップとして力を注いでこられました、よく考えてみると、伊南バイパスは構想から道路が開くまでに60年近くかかったわけですね。リニアのあそこの駅までこの道をずっとやって自動運転のバスを往復させるにはどのくらいの年月がかかるか、また、その頃にはかなり日本経済も縮小して地方へ回すお金が滞ってくる中で、なかなか遠い将来だけを展望するっていうのは厳しいかと思ひます。

ですが、今、目の前の現実に対して、ぜひ唐澤町長、上伊那広域連合の理事者会、伊南行政組合の理事者会、これも大事なんですが、それを上回る同じ課題を有した4町村の理事者会、ぜひそこのトップに座っていただいて、一番長くこれから務められる方だと思いますので、トップに座っていただいて、ぜひ4町村のいろんな課題共有をまとめ上げて行っていただくことを希望し、求めて、質問項目3「高齢化や移住政策の進展と共に、自治組織に頼った行政運営が行き詰まりつつある。どう向き合うか。」。

質問要旨3-1、自治会役員の負担が増して担い手の確保が困難について伺います。私の自治会では、高齢化が進み、自治会を退会、あるいは自治会の規定により役員や

共同作業の出益免除、自治会費免除、こういった世帯が急増しています。

詳しくは調べておりませんが、移住者はかなり多く、自治会に入る入らないは別にして世帯は増加しているものの、自治会の構成世帯数は今日の段階で横ばいから減少に転じているように感じます、自治会の世帯数を見る中で。

さらに、自治会を担うべき生産年齢層は、遠距離通勤や夜勤など多様な勤務形態の中で現役中に自治会運営を担っていき余力のない方も多くいらして、その点を危惧しているところです。これは昨日の一般質問の中でも取り上げられました。

この件に関しては、昨日の——伊藤議員の名前をさんざ出してすみません。昨日の伊藤議員の一般質問に対して、小規模自治会——数の少ない世帯数で構成している自治会は消滅する危機にあり、関係者で対策を検討していくという町長答弁がありましたので、この要旨にはお答えいただいているということで、質問要旨——ちょっと番号が飛んでおつてすみません。3—3、書いてあったとおりに行きます。移住者の自治会未加入や脱会の状況はを併せて伺います。

近年、私の自治会では、自治会に加入したものの隣組長など自治会の周り番の役員になった段階でびっくりして自治会を退会するという移住者が出ております。

近隣の住民を見ておりますと、現役世代の移住者には将来の自治会の担い手として大いに期待をして日常生活でもいろんな部分で協力しながら温かく接してきたように思うんですが、しかしながら、前述のようなことが起きますと、期待していた皆さんほど失望感が大きく、こうしたことは長い目で見なければ駄目だよ、自治会をやめても温かくこの人たちを見守っていかなくちゃならないよと言う住民がいる一方で、厳しい目を向ける住民もまた数多くいるわけでありまして。そのことで、いわゆる自治会内の地域住民間にも一つの亀裂が芽生えるわけですね。

昨日の一般質問の中では、防災に関しては自治会長との懇談を通じて課題を共有しているという答弁がございました。

移住者の自治会未加入や脱会の状況、これについても把握しておりましたら報告願いたいと思いますが、伺います。

地域創造課長

地域創造課には定住促進室に移住相談された方々のちょっとデータしかありませんので、大変申し訳ございませんが、まずこのデータでのお答えとさせていただきたいと思っております。

ここ3年間で定住促進室に移住相談をされて移住されてきた世帯は、この5月末現在で63件ございます。このうち自治会に未加入の世帯は15件でございますので、全体からすると23.8%が加入していないという状況になります。

なお、自治体加入世帯は残り48世帯になりますが、このうち自治会を脱会されたという世帯は今のところないという状況でございますが、この48世帯以外になるかと思えますけれども、移住されてきて自治会には入ったけれども退会されたという事例、これは数件、私のほうも確認しておるところでございます。

折山議員

そういうことですね。自治会に入っても役員を経験すると抜けていってしまう。これは、今数件って言いましたが、私の自治会の中に数件あります、10件に近い数件ありま

す。ということは、全町でいくとかなりの数になっているのかなというふうに認識をするものです。

私個人的には、町を二分させないためにも——南箕輪が今は、そういうことを皆さんお聞きするかと思いますね、前から住んでいる方が1に対して移住されてきている方が4、こういった割合で、なかなか従前から暮らしていた方と移住者の皆さんとの考え方の相違の中でいろんな問題点も浮上しているということをよくお聞きします。

そういうことで、町を二分させないためにも、また先ほど来の一般質問にもございました人口減少対策の観点からも、移住者には年月をかけて地域になじんでもらうことがよいというふうに個人的には思っております。

しかしながら、私も努力しましたが、そうした考えを地域に浸透させることの限界をつくづく感じます。もう凝り固まった人は、もう火のように怒りますから、そこから先へ踏み込めないくらいの状況になってしまう、このことの繰り返して限界を感じてきております。

さて、そうした中で質問要旨3—2に行きます。はい。3—2に行きます。自治会未加入率の推移と現状は今大体お答えをいただきましたが、高齢化や自治会員の減少で従来の協働が困難になっていくが、将来の行政運営をどう模索するかについて伺います。

この要旨で項目3の全体のまとめにも入りたいと思いますが、この種の質問は当町の多くの議員がこれまでに何度も一般質問で取り上げて、特に地方の自治体が直面している大きな課題の一つでもあります。

また、幾ら質問をしても、あるいは全国的にどうしたらいいのかっていう当町が学ぶべき効果的な解決事例も実はないに等しいと思われれます。

新町長には、これから先、避けては通れない行政運営の大きな課題としてのしかかってくるものであります。

昨日の答弁にあった自治会の負担軽減に関しては関係者の検討に委ねるといったようなことのほか、何か新町長として胸に秘める、将来はこうだったらいいな、そのためにはこういうふうにしていきたいなという思いがあれば、具体的な政策として結びつかないとしても、あれば語っていただきたい、なければ結構ですが、いかがでしょうか。

町 長

非常に難しい課題でございまして、とにかく、今は区会、それから自治会等と懇談を持っていく予定でございまして、既にもう10以上の区、自治会から日程調整が来ておりますけれども、まずは住民の皆さんとしっかり話し合いをして、課題を共有しながら、その課題をどのように行政と住民の皆さんが協働して解決していくか、そこを考えていきたいと思っております。

全国的に見ても非常に厳しい状況ですし、本当に解決する妙案はないとは思いますが、やはりお互いに歩み寄って考えていくということが必要かと思っておりますので、まずはそこから始めていきたいと考えます。

それから、もう一つ、今、南箕輪のお話も出ましたけれども、もう既にそういった取組を組織的に行っているところがありますので、担当課としてもそちらへ出向いて情報収集を行っております。できれば町もそういった皆さんの御意見を集約しながら将来に

向けてどういった自治組織の在り方が必要かというのを考えてまいりたいと思っておりますので、そんな答弁でお許しをいただきたいと思えます。

こう言う私自身が抜本的にこういうふうにしたらいいななんていう政策は思い浮かびませんし、提言もできないんで、町長の今の将来に対する思いは語っていただいたということで、この方向性を元に戻していくことはなかなか難しいのかなと思うんですが、それに対する何らかの方策を打っていかないと、これから国の財政も縮小していく、地方自治体の財政も縮小していく中で行政需要だけが増えていく、どうやって乗り切ったらいいのかっていう部分を念頭に組み組んでいただけるものと期待し、また求めて、ただ、1つ、ちょっと提言をさせていただきたいと思えます。提案ですね。

この間の日曜日に新田では住民共同作業としてサイホンの泥上げ作業を行いました。これは1年に一遍ずつやっているんですね。それで、二、三十人ぐらい泥上げ作業に出てくるんですね、周り番で自治会構成世帯の中であんたとあんたって指名されて出ていくわけなんです。私も頼まれてバックフォーを持ちゃ行くんですが、それで、ちょっとその作業をずっと見ておりました。

水路から手作業で泥を上げるんですね。それで、皆さんは持ったことがあるのかね、カクスコへ水を含んだ砂を1回持つとどれほど重いか。これを70代の人たちが中心になってやっているんですね。10年前は、その衆は60代でした。

それで、それを見ておきますと、もう私は毎年出ているんで、そこへは呼び出されていくんで見ていると、もう作業そのものがだんだん時間がかかるようになりました。水路から1回道路へ上げて、道路から高いダンプの荷台へ放り投げて、70代の人たちがだんだんにできんくなってきていて、また、もっと悪いのは、あそこはNTKセラミックに抜けていく広い道路があって、そこを横断しているところは4人がかりでよっころよっと持てるグレーチングを手で持って移動して、泥上げが終わるとまたやる。

今年見ておりましたら、そこへ関わられる人たちは極めて腰痛持ちが多くなっちゃって、関わってくれる人たちが本当に少なくて、数人がその任を得ておりました。

それで、ここをいよいよ新田でやれなくなるときが近いなっていうふうにしてその作業を見ながら、時間もかかるし、思ったんですが、これをやらないとどうなるかっていうと、サイホンが詰まります。そうするとどうなるかっていうと、上から洪水時に来た水が全部オーバーフローします。オーバーフローすると、あの近隣は住宅地ですので、そこが浸水します、JR飯田線の軌道へ水が流れ込みますっていう災害が危惧されるんで、やらなければならないものなんです。

ところが、新田住民にしてみると、上流部の砂が全部新田へ集まってきて、そこにサイホンがあるから自治会住民が、70歳の人たちがそういう重い仕事をしなきゃいけないということに対する負担感がうんと増してきております。

それで、私はそれを見ながら思ったんですが、今回はちょっと冷静に眺めておりました。何でこんなに時間がかかるのかなとかいうふうに見ておって、いろんな工夫をする機械でやれるなっていうことをちょっと思いつきました。

ところが、これは、こういうことなんですね。その作業は土木委員の人たちが主になっ

てやるんです。土木委員の人たちは自治会長も含めて1年任期なんです。どんなえらい仕事もその場を乗り切ると、まずほっとして、ああ今年はこれで終わったと、次の人に渡すんだってということで、来年もやるんだったらこれをもうちょっと楽にしようという思いが出てくると思うんですが、終わったことによる安堵感がまず出てしまって、工夫、改良がなかなか役員さんたちには芽生えないと思うんです。これは無理のないことだと思います、今の1年任期の回しでは。

それで、これを2年3年やれって言ったら、もう絶対にやり手はない。とすると、もしこれで——自治会運営が未来永劫続くなんていうことはとても考えられません。どこかでは世帯数減少から何かから行き詰まるときが来るんですが、今の状況だと、自治会がみんなそこで手を引いてしまうと行政が回らなくなるとすれば、1年でも延命していく、自治会運営を延命していく、もう20年くらいは今の状況を維持するっていうようなことを考えるとすると、重要な施策として町がある程度切り込みながらこういったところを改善すればどうよっていうことに踏み込んでいくと、何とか1年2年、あるいは10年延命できるのかなっていうような思いを持ったものであります。

そこで一番最初に思い浮かんだのが、自治会にそれぞれ担当者が張り付いている、あるいは区に張り付いている担当者制度だと思うんですが、今の職員の実態を見てみると、今はどうでしょうか、減税に対する人手が物すごく要るんでしょう。どこの職場も人手がない中で、片手間で担当者に、そんな仕事に入れ、これは水路の泥上げ作業を間近で見なければ何のアドバイスもできないことですよ。

そうすると、物によっては自治会の中へ飛び込んで、どんな運営をしてどんな課題を持っているのかを仕事として見極められる職員を持たないとできないことだと思います。担当者制度は、今、実際はもう有名無実じゃないでしょうか。なくてもほとんどの自治会は支障がなくて回っているんじゃないかと思います。

とすれば、その点について力を入れていただければなというふうに思うんですが、そうした自治会へ踏み込んで、40世帯で構成している自治会で役員さんの負担を減らすには、ここの部分をこうしたらどうでしょうかっていったようなアドバイスができる職員体制づくりを求めますが、いかがでしょうか。

町長 自治会ごとに様々な課題があると思います。それに職員が向き合っていくというのは非常に重要なことだと思います。

ただ、先ほど来、議員さんもおっしゃられたとおり、役場のいろいろな事業の関係でなかなかそこまで踏み込んでいけないというのが実態でございます。

できれば、先ほど申し上げましたように私が自治会に赴いて話をしますので、そこでまずは御提案いただいて、じゃあ町で考えてほしいということで御提案いただくような仕組みをつくっていただければと考えております。

特に、やっぱり自分は現場主義で現場へ出ていただくのが一番職員にとって重要なことだと思いますけれども、なかなか今はそれができない状況もあります。できるだけ現場に踏み込みながらやっていくように仕組みをつくってまいりますけれども、まずはそういういったいろいろな課題を膝を交えた中で出していただくということが重要かと思いま

すので、そんな仕組みの中で解決できればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

折山議員　それで、ちょっと先ほど来の質問の中で、やっぱり懇談するときには現役の自治会長が呼ばれると思うんですが、1年ごと交代の皆さんは自分が役を終わることにいっぱい、次への提言——前の人から受け継いだことを俺はやり切ったという思いがまずはお出してくるんで、できたら、そういう皆さんを選任する場合は、過去の経験者なりで、1年ごと交代の自治会長さんではなくて、5年くらい町とお付き合いしながら各自治会の課題を見極めながら提言をしてくれるような方の選任を求めて、自治会長、1年任期の役員さんに1年ごとお聞き取りをしても限界があると思ひますんで、ある程度の地域の経験者で5年くらいお付き合いをしてもらえる方をぜひ人選しながら、いろんな課題をお聞き取りいただく、またその人を通じて地元へアタックをかけていく。

それと、そういう職員体制は困難だというお話でありましたんで、それならば申し上げますが、これまでも建設関係の地元要望について、一般質問するんじゃないで、直接建設課へ行くと、すぐに担当者なり課長が飛んできて、現場を見て速やかな対応をしてくれてきた、こういった実績があります。環境も同様であります。

ですから、全職場が1つ何か困った課題があったら、町長の言われるとおおり、出向き、実態を見て、どうしたらいいか相談に乗る、建設や環境だけでない、全職場がそういったような体制を取っていただければ専門的な職場を持つことなくて行けるのかな、あるいは今言ったように自治会にそういう人が1人おっていただければ長い時間をかけて感じてきている課題を町へ持ち上げることもできるのかなということ、その点を求めますが、町長から前段で、そういった方向で、現場主義でやっていただけるっていうお答えをいただきましたので、約束の5分よりもオーバーしましたが、2分前に質問を終わります。終わります。

〔折山議員復席〕

議長　ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

休憩　午前11時59分

再開　午後1時30分

議長　会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番　浜田稔議員。

〔浜田議員質問席へ移動〕

6番

浜田議員　それでは通告順に一般質問を行います。

それに先立って、実は通告に若干誤植がありましたので御訂正をお願ひしたいというのが一つです。

2—1、日本が子どもの権利条約を締結してから40年になると、これは計算間違いを

してまして、30年目でした。申し訳ございません。「40年」を「30年」に御訂正いただきたい。

それから、同じ2—2に「中間教室の閉鎖に児童の意見は」というふうに書いてありますけど、どちらかといえば生徒の意見をというふうなほうが適切かなというふうに思います。

訂正は以上です。

それから、実は、一般質問の通告の中に明示的には書いておりませんが、質問1の顧問弁護士の案件については、実は事例として挙げていました以前の与田切公園の遊具の倒壊問題を事例として引いてはおりますけれども、それとは別に議会全員協議会で先般話題になりました町内の赤線の処理に関わる顧問弁護士の件についても含めたいと思っております。この件については、やはり全員協議会では公の記録に残りませんので、この中に含めさせていただきたいということで議長の了解は得ておりますので、御承知いただきたいと思っております。

前置きが長くなりましたけれども、順番に参りたいと思っております。

最初に、まず大きな1で「町に顧問弁護士は必要か」ということで、1—1、町が顧問弁護士との契約を継続している必要性はあるのかと、これを今どういうふうにお考えなのかを最初に伺いたいと思っております。

多分、私の記憶では、ずっと飯島町は顧問弁護士の契約は行ってなくて、前町長の時代に初めて顧問弁護士契約をしたというふうに認識しているんですけども、それで正しいのかどうなのか、それから今の時点で振り返ってその必要性は認められるのか、それから、もう一つ、顧問弁護士料っていうのをお払いしていると思うんですけども、多分特別な事件になるとそれとは別にその費用も支払いするんですかね、そのあたりの費用について、本当に費用対効果も含めて合理的なのか、実際にどのくらいの頻度で顧問弁護士に相談しているのかとか、このあたりの実態も含めて必要性についての現執行部の認識をお伺いしたいと思っております。

〔唐澤町長登壇〕

町 長 町の顧問弁護士が必要なかどうかという件であります。

私の経験を少し話したいと思いますけれども、平成17年、たしか、春日平に有害図書の自販機が並べられた事件がありまして、私がいつも出勤している道路の途中だったんですけども、突然11月の、たしか28日だったと思っておりますけれども、1個の有害自販機が立ち始めまして、それ以降立て続けに1週間の間に10個ほどの有害図書の自販機が立ち並びました。

それで、経過を地主の方にお聞きしたところ、安易に返事をしてしまったということで、それ以降どんどん立ち始めて、非常に困ったということで町にも相談がありまして、どのようにしていったらいいかということで、私は当時教育委員会の生涯学習係におりまして、青少年の健全育成の事務に携わっておりましたので、その中で、やはり町民の皆さんの運動でそれを除去していくしか手だてがないということで、まずは12月に町の関係者全てに集まっただいて町民大会を行って、有害図書の自販機を撤去する決議

をしました。その決議をそれぞれ業者のところにも届けましたし、またそれを町内で共有して、地区ごとに撤去の運動を進めていただくように、決議を地区ごとにしていただきました。

そんな中で、業者に送り付けたわけなんですけれどもなかなか撤去が進まないという中で、地主の方が契約しておりました顧問弁護士の方に助言をいただく中で、自分としてもいろいろな司法的な手続の関係は詳しくなかったものですから、顧問弁護士の方にお聞きする中で、お互いに情報を共有しながら全町民的な地域での運動と、あとは司法的な対応をしてきたところでもあります。

その成果がありまして、年明けにはいろいろな関係機関等々と連携を取りながら、最終的に2月上旬には全て撤去できたという経過があります。

これは、やはり町民運動も大事ですけれども、やはりきちんとした司法的な手続を取っていくということも大事かなということを感じたところでもあります。

その後、撤去された有害図書機の自販機はどこへ行ったかっていうと、結局違う場所——辰野の平出に行って設置されておりましたけれども、町からは一掃することができたということでもあります。

もう一つは、私が副町長になりましてからあった案件なんですけれども、それは、与田切の左岸に——前はいろいろな課題のあった場所なんですけど——そこへ名古屋の業者が太陽光発電の施設を造りたいということで申請がございまして、申請のあった業者は全く通常の業者だったんですけれども、その出入口の地権者も反社会勢力の方でしたし、またそれに目をつけた反社会勢力の団体の方が私のところに毎日電話してきて、そのメガソーラーについて設置は許さないと、理由についてはちょっとここでは申し上げませんが、いろいろな理由をつけて設置をさせないような働きかけを町からしろということで毎日のように電話が来たところでもあります。

そういった嫌がらせやいろいろな対応につきましても、やはり私だけでは、町だけでは対応ができないという状況もありまして、そういった幾つかの事案も含めて、前町長の時代に顧問弁護士ということで契約をしながら、町にアドバイスをいただいて、それに基づいて町は行政的な対応をしてきたというのが実態でございます。

町では、町の全業務、全部門に関わる法律問題全般について法律顧問契約を弁護士法人長谷川洋二法律事務所と締結しているところでもあります。

町が弁護士と法律顧問契約を行うことにつきましては、問題が発生した際に最適かつ迅速な対応をするために必要であると考えているところでもあります。

ですので、全てを顧問弁護士に頼っているということではなくて、アドバイスをいただきながら町として庁内で協議をして町としての方針を出しながら対応している部分もありますし、先ほど来お話のありました遊具の問題ですとか蜂の問題については司法的な対応を取っていただいたというところがございます。

実施の件数ですとか費用の関係につきましては担当課から申し上げますので、よろしく申し上げます。

〔唐澤町長降壇〕

副町長

大体の月の割り返しました件数でございますけども、一月に大体三、四件ぐらい相談件数はあると思います。それが全て訴訟案件ですとか、そういうことではなくて、分からない点、法的にちょっと際どいところでアドバイスを受けるということはよくあります。

それで、月の顧問料が通常で3万3,000円です。それを12か月お支払いしているということでございます。

それで、1件ごとに、裁判とか調停のあれになりますと、まず、私の経験からいきますと、土地開発公社の関係で新田の今は南信精機になったところのあの撤去の問題で、手つけの書類、いろいろ一切の手続を開始するのに30万円ほどかかったというふうに思いますし、それが終結して最終調停に持ち込んだときにも30万円払ったという記憶をしておりますので、あの一件については60万円だったのかなというふうに記憶をしております。

先ほど町長も申しましたとおり、我々としては、そういう案件、それから反社会勢力の関係ですとか、この頃多いのはカスハラというものもございまして——カスタマーハラメントでございます。そういう関係の職員を守るということもございまして、今後一応契約して、そういう関係もいろいろアドバイスを受けることはございます。それで、必要性はあるというふうに認識しております。

浜田議員

弁護士必要性、私も必要性自体を否定しているわけではなくて、それを特定の弁護士に固定していいのかというふうなのがどちらかといえば基本的な趣旨です。

それから、今回の一般質問には関係ありませんけど、有害図書は、実際には、販売機は撤去されたかもしれませんが、実は今町内のコンビニには至るところにそのままビニールもかけずに置いてあって、社会的に撤去されたことには私は到底なっていないと思いますけど、これは一般質問の通告外ですので、単なる指摘にとどめます。

それでは具体的な話に移っていきたく思いますけども、5年前に与田切公園の遊具事故というのがありました。

経過を言いますと、10月11日に遊具が転倒して児童7名が軽傷を負ったと。それで、正副町長は——当時の。唐澤現町長は副町長の時代ですけれども。被害者宅を訪問、謝罪して、それから与田切公園を閉鎖。

それで、21日、その日はちょうど私ども議員は議会の住民懇談会をやっていたもんですから、夜の9時に集められまして経過報告を聞きました。それで、警察の捜査を待つて公表するというのがそのときの説明でした。

その説明が終わった後、議員は参加したわけですけれども、私は非常に腑に落ちなかったんで、唐澤町長は御記憶にあるかどうかは存じませんが、そのまま総務課に赴いて、とんでもないと、直ちに公表するようということを私は強く求めました。それで、唐澤当時の副町長からは、私が帰りの車の中にいたときに電話がありまして、そうはできないということで拒否されたということでもあります。

その結果どうなったかということなんですけれども、公園施設の緊急点検があり、嵐がその翌日に来たということもあったのかもしれませんが、公園の閉鎖は続いて

おりました。町民には何ら理由の説明はありませんでした。

それで、ほぼ一月たった11月19日に全員協議会で状況報告があつて、そのときにはメディアは排除されておりました。要するに議員にだけ知らせるっていうことだったわけでありませう。

それで、10日ほどたって記者発表をするんですけども、実は、私の個人宅にまで新聞記者が押しかけてきまして、なぜ議会は秘匿していたんだということを非常に強く責められました。私も答えようがなかったです、全体を知っている当事者じゃないので、議会は説明を受けただけです、私は説明する立場にないということで終わったわけです。

ただ、そんなことがあつて、全国レベルの報道が行われまして、また、結局、長期にわたって町民は何も知らされないまま、それで、そのときには米俵マラソンもあつて、いつも私は与田切の駐車場の管理係をやっていたんですけども、あそこも集まらなかったと、その理由の説明さえも多分米俵マラソンの実行委員会にはなかったんじゃないかと思ひます。そのくらい町民はつんぼ状態に置かれていたと。

町にとって和解金の負担が軽かったかどうかという、町の利益はあつたかもしれませうけれども、その一方で町民の利益は著しく損なわれたと思ひます、水もくみに行けない、理由も分からない、こんな状況が一月半以上続いたっていうことで。

その後、記者に詰め寄られたこともあつて、理事者に改めて強く抗議をいたしました。そのときのメモが残っていますけれども、結局、長くかかったのは弁護士の助言によるもんだつたというお話でした。それで、そのときの議長は多分堀内克美議長だと思ひますけれども、記者に対して今後議会はそういう情報の秘匿に対しては協力しないということを明言したというのが私のメモに残っています。つまり、議会も含めて非常に不明瞭な結末だつたというふうに思ひしております。

これが記事の写真ですね。全国版にも載りましたけれども、一番左が唐澤副町長、真ん中が下平町長、右側が総務課長ですかね。

それで、実はほかのメディアでは、この右にもう一人人物が立っていて、その方だけが頭を下げずにふんぞり返っていたとは言ひませうけれども、そういう姿勢だつたので、あの人物は何なんだということが実はインターネットの種にかなりなりました。それが顧問弁護士です。つまり、言い方は悪いですけども、裏で仕切つて、最後の補償まで自分が導いたと言わんばかりの態度で記者会見の席に——本来は来るべきではない人物だと思ひますけれども——そういう振る舞いだつたというふうに思ひしております。

ですので、こういう助言をする顧問弁護士は、私は必要ないと思ひて、弁護士一般に相談することを否定しているわけではないんですけども、やはりそういうことについてもう少し町は町民益に立って見直すべきではないかというふうに考へます。

もう一つ、駆け足で行きますけれども、最近、町内の赤線工事というのがあつて、これが一定の問題を引き起こしました。

簡単に申しますと、赤線っていいですか、正式には何ていうんでしょうね、要するに

公共の所有者の不明確な道ですね、地図上では赤い線が引かれるもんですから——あ、法定外公共物ですか。これをある業者が町の許可なしに工事を始めたという問題がありました。

それで、その後の町側の記録を見ていますと、それから2週間後に、施工側の業者の弁護士、これが町の顧問弁護士と同一人物になるわけですが、その方が来庁——町役場に来て、それで施工業者に原状回復を指導するということを通知したということで、この対応自体は町が求める対応と同じだったわけですが、まあとにかく、そういうことがあったということでもあります。

それで、まずこのあたりで、与田切公園の話は一つの参考としてお聞きいただくとして、これにはお答は要りませんが、この工事については、先般、冒頭に言いましたように全員協議会で明確化を求めました。

先ほど月に4回っていうふうなお話がありましたけれども、この赤線工事についての町の対応もやはり顧問弁護士に相談されたのかどうなのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

副町長 おっしゃるとおり、相談はいたしました。法定外公共物ですので、あれはもともと国のものですが、今は町のものになっております。地番も振ってある箇所だというふうに理解をしておりますけども。

それで、我々のほうとして、赤線だからといって、その部分の町としての権限を発揮するときに許可が要る、許可が要るよというふうになっておりますので、その辺の見解と赤線がどういうものかという見解は相談をさせていただきました。

浜田議員 利益相反という考え方がありますね。相反する利益の両方の立場に立ってしまうような行為が一般的には言われているわけです。弁護士に限らず、いろんな商取引でもこういう話は出てきますけども、弁護士に対してはとりわけ厳しい条件が課されていて、弁護士法第25条、弁護士職務基本規程、これは内部規則ですけども、これの第27条では、弁護士は依頼者や相談者と利害が対立する事件について依頼を受けたり法律相談に応じたりすることはできません。つまり、両方の依頼を受けて弁護士活動することは厳しく弁護士法でも、それから内部規程である弁護士職務基本規程でも禁じられています。

そうしますと、今、宮下副町長がおっしゃられたように町側の弁護士として相談を受けたと、一方、この弁護士は施工業者の弁護士でもあります。そうすると、この弁護士の行為は明らかに利益相反になると思うんですけども、これを町は容認するのでしょうか。

副町長 今そこに出ている資料、弁護士法25条、それから弁護士職務規程第27条、その部分だけしか載っておりませんが、もともとは、大本の法律は民法の第108条の——何条でしたか、第108条でしたか、ちょっと忘れてしまいましたが。

その弁護士法第25条にも第1号から第9号までのたしか項目がありまして、第3号と第9号には例外規定があるはずですが。双方の合意があれば——我々飯島町と相手の業者が利益相反にはならないよという合意をすればそれでいいというふうになっておりま

す。ただし書でそう書いてありますので、それは別に構わないというふうに私は理解しております。

浜田議員
副 町 長
浜田議員

今の解釈は副町長の解釈なのか顧問弁護士の解釈なのか、どちらでしょうか。

すみません。それは私の解釈でございます。弁護士にその相談はしてございません。

多分その解釈は誤りだと思います。

弁護士法の細かい条項までここには載せませんでしたけども、第1号から第9号まであります。それで、そのうちの第3号と第9号は例外規定を設けています。第9号のほうは外国人に関わる話なんで、ここでは第3号が問題になると思うんですけども、第3号で問題にしているのは、そうではなくて、例えば町側が了解しまして、それで相手側が別の事件に関連するものに対して関与することがあり得るという話をしているだけなんです。

つまり、特に弁護士なんか非常に少ない地域なんかにおいてはかなりの案件を引き受けなきゃいけないんで、例えば相手側が悪意で個別の弁護士を全部押さえてしまうと、それはみんな利益相反に引っかかってしまうんで、ある程度、例えばAとBという対立する当事者がいて、BとCという別の方との間に案件があつて、その案件が直接AとBとの間に関係ないとか、あるいはこちら側で例えば支払いが滞っていて、向こう側は支払いの問題じゃないとか、そういう場合に対しては問題ないと、ただしAの同意は要りますよと、それが第3号であつて、今回のようにもろに1つの案件に対して両方に関わっているということは、第25条第1項でもう既にアウトだって私は思っています。

ですので、これは多分、もしそれを事前に副町長が相談していたのであれば、これは重大な問題だというふうに私は指摘したいと思います。まあ、ここで細かい議論を繰り返すつもりはありませんけれども、そういうふうに思います。

もう一つ、ちょうど一般質問をやっていたときに、似たようなといいますか、顧問弁護士の問題点を象徴するような出来事がありました。

これは兵庫県の知事の問題ですね。お手元の資料にはないかもしれませんが、元西播磨の県民局長って、町の幹部職員ですね、この方が60歳になって、もう定年だというときに、辞表届を出して、それと同時に知事がパワハラを行っているということを告発したわけです。

それに対して顧問弁護士をメンバーとする内部調査をして、事実無根であると、そういうことを表明したわけなんです。ところが、実はその後、要するに贈収賄に問われるような事実が発覚して、それと同時にこの弁護士自身が県の信用保証協会の役員に絡む弁護士であつたということでもあります。

何が言いたいかというと、つまりこういうことなんです。比較的若い知事なんですけれども、どちらかというと庁内でパワハラと捉えられるような行政指導をしていて——それで、飯島町でもそうだと思うんですけども、課長の皆さんっていうのは言ってみれば幹部役員みたいなもんですよね、株式会社では取締役みたいな。そうではなくて、弁護士と一部の人たち——取りまきを中心とするパワハラを行うような非常に独任的な制度を敷いていたということで、ほかの方々からも内部問題の告発が今も続いている、

これは全国紙でいろいろ問題になっていますけども。

つまり、顧問弁護士っていうのは、一つ間違うと、言ってみれば独任制のトップのポディーガードといいますか、そういうことにさえなりかねないんじゃないかなっていうふうに私は心配するわけです。

ということで、先ほどの、議論は別れますけれども、弁護士を批判、それから町民を無視した訴訟指揮、こういったことから考えても現在の弁護士は解任するべきだというふうに思いますけれども、町の考え方はいかがでしょうか。

副町長

私といたしましては別に解任する必要はないというふうに考えておまして、十分に我々の用をなしていると思いますし、上伊那8市町村全て長谷川洋二弁護士事務所が顧問弁護士でございますけども、いろいろな点、アドバイスをいただく点につきましては的確に返事が返ってくるというふうに私は理解しておりますし、今のところ、町長をはじめ、私どものあれを代表するような、そういうものを全てそこへ任せるとか、そういうことも考えておりませんし、いろいろな関係でのあくまでも法的なアドバイス役、それから町で何かあった場合については代表してやっていただける弁護士さんだというふうに私は理解しておりますので、替える必要はないというふうに理解しております。

浜田議員

水かけ論になるのでこれ以上は申し上げます。

ただし、私個人としてここで問題提起をしましたけれども、必要に応じては議会の皆さんの同意をいただいて最終日に何かの議決を上げる可能性も今こうなっては検討せざるを得ませんので、もし再考されるつもりがあるのであれば最終日までに再検討を内部でお願いしたい。

それから、これについては第三者であっても告発することは可能です、弁護士会に。ですので、明らかな利益相反だということが先ほどの副町長の話でほぼ私は固まったように思いますので、そういった手を打つ覚悟もあるということはここで通告しておきます。

以上で第1番目の質問は終わります。

次に子どもの権利条約についてを質問項目といたします。

これは、思いがけず、先ほど——午前中に坂井議員が非常のこれに近い内容の質問をなさったんで、ある意味じゃ非常に省略されて、私は楽になったと思うんですけども、ちょっと別の角度から議論させていただきたいと思います。

子どもの権利条約というのは——先走ってしまいますけれども、まず子どもというのは18歳未満の人。

それで、1989年に国連総会で採択されて、現在では締約国・地域が196と、世界のほとんどの国々が子どもの権利条約を締結している。

日本も1994年に批准して、さっき間違えましたけども、今年で30年になっています。

それで、子どもの権利条約の大きな中身は、3つにまとめたり4つにまとめたり、団体によっていろいろですけども、基本的には差別のないこと、子どもがどんな国籍だろうとなんであろうと。これは大人の人権とほとんど同じような話です。

それから、子どもの最善の利益を保障すること。特に子どもは生き物としては弱いわ

けですから、それに対して最善の環境で育つことが保障される、そういう環境にいないければいけないということ。

それから、同じような意味ですけれども、命を守られて成長できること。要するに健康の問題、あるいは、もちろん教育の問題、そういったことも含めて成長できること。

それで、4番目は、私は最も子どもの権利条約の特徴的な項目だと思っているんですけれども、子どもの意見の尊重ということを明記していることがこの権利条約の一番のポイントだっていうふうに思います。

それについてのスタートになっているのが多分これなんですね。子どもの発見と。子どもは発見するものかという気がするんですけども、社会契約論やなんかで有名な思想家のジャン・ジャック・ルソーの「エミール」という子どもをテーマにした小説風の論文があります。多分、岩波文庫かなんかの文庫で上中下の3巻ぐらいでしたかね、私も全然目を通さないで話をするわけにもいかないんで斜め読みしましたが、文章は簡単ですけれども、非常にくどいというか、しつこい文章でありました。

その中にこういう文章があります。「自然は子どもが大人になるまえに、子どもであることを望んでいる。」と、これは「自然は」というのが主語になりますけれども。「この順序をひっくりかえそうとすると、成熟してもいない、味わいもない、そしてすぐに腐ってしまう速成の果実を結ばせることになる。」というのが、分かりにくいんですけども、「エミール」という本の中のかなりキーワードに近いものかなというふうに思います。

それで、この「自然は」というのは回りくどく何を言っているかという、子どもは大人のミニチュアとして大急ぎで育てるようなものではないと、そうじゃなくて、子どもの時期、あるいは子どもらしい学び、あるいは発見っていうものの中で自分自身を独り立ちできる人間として自己形成していく存在なんだと、そんなことをルソーは語ったと思うんですね。それが多分恐らく同じ趣旨で子どもの権利条約の取り入れられているというふうに思っております。

それで、これに関わって、ごく直近の話ですけれども、中間教室の閉鎖というのが飯島町では起こりました。

1つお断りするのを忘れましたけども、社会文教委員会が所管になって、全員協議会で一旦話題になった上で、中間教室の閉鎖について社会文教委員長がまとめておられまして、許可を受けてその文書を私も見せていただきました。その中では、教育長が閉鎖に関して中間教室の先生と親に最初に相談せずにやったのはまずかったんだということをお話ししておられましたけども、この中には子どもの意見の尊重ということについては一言も言及がなかったんです。これは、私は非常に残念だと思っているので、このことについて、まず教育長の見解を改めてお伺いしたいと思います。

教育長

それでは中間教室の一時的な閉鎖についての御質問でありますので、私のほうからお話をしたいと思います。

今お話がありましたように、社会文教委員会のところでもお話をさせていただきました。

理由も含めて答弁させていただきますけれども、昨年度まで中間教室を利用していた

子どもたちは全く学校に入ることのできない子どもたちではありませんでした。昨年度までの中間教室は、単なる居場所的な子どもたちにとって都合のいい場所になりがちであったように私たちは感じておりました。学校生活に戻るための中間教室という位置づけが曖昧になってしまっていたこと、それからほかの子どもたちにも遊び場であるという認識が広がっており先生方からも不安の声が聞こえていたことなど、中間教室の在り方そのものを検討しなければならないんじゃないかっていうふうに感じておりました。

また、新たな節目の新年度を迎え、子どもたちには、今までの自分ではなく、新しい自分として学校生活に向けてチャレンジしてほしいという願いを私は持っておりました。

御指摘のように、今回の一時的な中間教室の閉鎖については、子どもたちの意見は聞いておらない状況であります。それは、昨年度の中間教室の状況を鑑みたときに、今までのように開いてほしいという子どもたちの意見が容易に想像できたからでありました。

今から思い返しますと、なぜ閉鎖をするのかという説明を子どもたちにもきちんとすべきだったと、私自身、反省しているところでもありますけれども、時間的に早急の対応が必要だと思われましたので、本当に今から考えると強引な対応になってしまったことは申し訳なかったなっていうふうに感じております。

言い訳になるのかもしれませんが、現在は、どのように中間教室で過ごすのか、どのように中間教室を利用していくのかについて担任等の先生方と個々の子どもと話し合いを進めていただき、子どもの意見を聞き、子ども自身が決めることを大事にしながら、部分的に再開を始めているところであります。

社会文教委員会においても今回の対応についてお話ししましたが、中間教室の位置づけについて、私たちもきちんと整理され明確になっていなかったことは問題であったなと感じておるところであります。

子どもの意見を聞くことに際しては、その内容にもよりますけれども、浜田議員がただいま話題にさせていただきました子どもの権利条約にもあるように、子どもたちが自由に自分の意見を表明する権利は今後も大切に考えていかなければならないと思っておるところであります。

浜田議員 教育長の話は何いしましたが、先ほどの中間教室を閉じるに当たって説明をしたかと、意見を聞かなかったとはおっしゃらなかったんですね。

それと、もう一つは、当然想像できたと、これは、私はとんでもない考え方ではないかなというふうに思います。そうではなくて、子どもの権利条約の児童の意見はその児童の年齢及び成熟度に従って相応に顧慮されるべきだと。ですから、想定される答えがあろうとなかろうと、まずは聞くというのが私は前提じゃないかというふうに思います。

それと、私も周辺の方々から若干の意見の聞き取りをしましたけれども、ゲームをしていたということだけが一面的に取り上げられたように聞こえてしまいます。

それで、ある方に聞くと、必ずしもそうじゃなかったと。一つは、ゲームっていうのはある意味では子どもたちの共通語ですので、お互いの間合いを図って人間関係をつくる時の一つのきっかけにもなっていると。それから、そういったことから始まって、単なるゲームではなくて、あそこは体育館ですから、むしろスポーツのほうに移ってい

くような機会もかなりあったと、そんなふうにも聞いています。

それと、もう一つは、中間教室そのものの特質ではないんですけども、学年の違う子どもたちが交じり合っていますので、その中でお兄さんお姉さんの役、また逆にお姉さんお兄さんに対してはそういう立場から自由な相談をしたり意見を言ったりできる場というふうな、様々な創造的な、中間教室ならではといたしますか、学校に行きづらい生徒さんを社会に近づけていく役割も果たしていたんではないかなというふうに思います。

そういう意味では、ゲームをやっていたということだけが一方的に取り上げられるのは私が周辺から集めた情報とはちょっと食い違うんではないかなというふうに思うわけでありませぬ。

ですので、改めて、今私が申し上げたような点、再開に当たっては、くれぐれも管理主義的なやり方ではなくて、本当に子どもの——私が聞いたら子どもたちは社会文教委員会とのヒアリングでもかなり積極的に発言をされたということで、それもやはり中間教室の教育の成果じゃないかと私は思っているところもあるんですよ。ですので、そういう積極面も含めて、くれぐれも管理主義的じゃないような再開の仕方を御検討いただきたいと思っておりますけれども、教育長はどのようにお考えでしょうか。

教育長

今ゲームの話もありましたけれども、それほどゲームを大きく取り上げたつもりはなくて、やはり中間教室の子どもたちって、もちろん集団になる部分もあるんですけども、あくまで個々の活動であるっていうふうに私は思っています。なので、一人一人の考え方も違うし、自分のやりたいことも違うし、そういう中であえてみんなが一緒にそこで過ごさなければならない、過ごすっていう形が望ましいっていうふうには思いません。

そういう中で、今、これは本当に今回の私の反省であります、子どもたちへの説明——さっき説明っていう話がありましたけれども、説明、当然そこには子どもの意見を聞くっていうのは入るべきものだと思いますけれども、子どもたちの意見は聞きながら、でも子どもたちがこれから先どうなっていくのが望ましいのかっていうことも含めて、子どもたちと相談しながら進めていくっていう姿勢は今後大事にしていきたいというふうに思っております。

浜田議員

微妙に認識が私とは違うと思っておりますけど、あまりここで深入りしても、これ以上は実りのある結論になりそうもないので、少し先に進めさせていただきたいと思っております。

なぜかかっていいますと、中間教室も含めて、実はそれを生み出したもっと大きな教育的な環境が日本にはあると思っております。

それで、子どもの権利条約締結以降、ほぼ5か年おきに国連の子どもの権利条約委員会から日本は警告に近い勧告を受けてきています。それ一つ一つの結果が中間教室を必要とする今の教育環境の背景にあるんじゃないかというふうに私は考えるので、その一つ一つについてどうお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

もちろん、これは飯島町の中だけでクローズして解決する問題ではありませんけれども、そうはいつでも町の中で前向きに展開する余地のある話かなと思っておりますので、順番に参ります。

1つは、最初の5年目に出た勧告ですね。日本の子どもに対する環境というのは、高度の競争的な教育制度に伴う競争の低学年化。今は小学生から受験勉強をやるんですかね。私なんか中学生でもまだ家に帰ったら玄関にかばんを放り出してそのまま暗くなるまで遊びに行っていましたけども。

それから、スウェーデンなんかではずっと試験はないんですよ、大学までね。基準の評価はあるかもしれませんが。

ところが、日本は非常に厳しい競争的な教育が行われているために、それがいじめや不登校、中途退学、自殺の増加、余暇や遊びや文化芸術活動の減少と、こういったことを恒常的に生み出しているんだと、これを是正しなさいっていうのがまず1つの国連の勧告です。

この点について教育長はどんなふうにお感じになっていきますでしょうか。日本はノーマルなのか、そうじゃないのかという質問。

現教育制度における飯島の学校において必要以上過度な競争はないっていうふうに私は思っております。

また、いじめについては、子ども同士の若干のトラブルは認められますけれども、いわゆる重大事案と言われるような事案は起きていない状況であります。

不登校については、学校、それから先ほどから話題になっております中間教室にも来ることができないお子さんが数名いるという状態ではありますが、学校とのつながりを途絶えさせないようにと先生方が訪問してくださっていたり、週に1回、学校の放課後に来て関わるような状況であります。

一つ一つ言ったほうがいいですか。中途退学者についてまでですかね。(浜田議員「全般で結構です」と呼ぶ)

中途退学者については若干名おります。ただし、増加しているという感じは持っておりません。

しかしながら、今後も子どもたちとの対話や相談を通して子どもの思いや保護者の悩みをお聞きしながら対応したり、現在行っていますつなぐ会による高校訪問を通して高校生の状況把握を大切に、町の子どものサポートしていきたいと思っています。

また、一昔前の荒れるっていう学校の状況はありません。素直な子どもたちが多く見られますけれども、逆に、SNS等、表面に見えていない中での問題も若干あるということは事実であります。そういう意味では、子どもたちの課題自体が見えにくくなっている状況かなというふうに判断しております。

また、外で遊ぶ子どもたちの姿は減ってきているように感じています。ゲーム等の室内遊びが多くなっているのではないかなということを思います。

また、運動については、運動をする子としない子の二極化が進んでいる、そういうふうに思っています。

いずれにしても、今後の取組の課題としては、子ども同士が関わり合いながら何かをつくり上げることを大事にした学校教育活動を展開すること、それから自然の中で体を使って遊ぶことの喜びを感じられるような活動を心がけていかなければならないと

感じているところであります。

浜田議員

時間も押してきたので、ちょっと固めてお話しします。

1つは教職員の精神疾患の増加ということ、これは顕著な現象で、せんだつての新聞で初めて高校の教職員が年初から定員割れを起こしたというのが——長野県ですね、出ていました。就職先としては最も魅力のない職場になってしまったのかなというふうに私は懸念しているわけです。

それから、ブラック校則とよく言われる話です。いまだに飯島町は制服制度だと思いますけれども、仮に制服制度を廃止しても、実はリーダー格の生徒が、ユニクロかなんか分かりませんが、比較的何かの服を選んでくると、みんながそれを見習って似たような服で疑似制服になってしまうと。つまり、何が自分らしいのか、どういうふうに自分を表現したいのか、あるいはそういうことに興味がないのか、そういう選択能力さえも失われてしまうような、自主性がどこかで損なわれているのではないかなというふうな話も聞いたことがあります。

びっくりしたんですけども、この間インターネットをちょっと見ていましたら麴町中学校の校長先生を務めた方が登場してまして——昔は麴町中学校っていうと実はエリートコースだったんですね、番町小学校、麴町中学校、日比谷高校、東大という。ところが、その先生は固定担任制度をなくしたり、いろんな取組をなさっていて、ああ公立でもこういうことをやるのかなというふうに思ったんですけども。

飯島町の元気のなさは、私もある意味じゃとても心配なところですよ。

あと、ここに書いてありますのは保護者の経済的な困難による子どもの貧困率の増加。これは先ほど坂井議員が取り上げました。

それで、そんな全般的なことについて、もし今後の改革を何かお考えであれば教育長のお話を伺って、私の質問はここで終わりたいと思います。

教育長

これは先ほど坂井議員のところでもお話ししました。やはり大きな市と同じ取組ではいけないんだというふうに私は思っています。

そういう中で、やっぱり飯島は本当に地域の人たちと子どもたちがより近い存在であります。先週の金曜日にも中学に20のブースの方たちが集まっていたいて子どもたちとの活動をしていただきました。

やはり子どもたちを支えるのは学校だけではなくて、それ以上に地域の人たちももっとも——子どもが地域の宝だというならばもっとももっと関わっていただければありがたいなと思いますし、そのために学校も地域の方々により開いて、地域の方たちの力を借りながら学校教育活動をしていくべきだと思っております。

[浜田議員復席]

議長

4番 坂本紀子議員。

[坂本議員質問席へ移動]

4番

坂本議員

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は2つのテーマで質問いたします。

1つとして「これからの町の高齢化に係る様々な問題にどう対応していくか。」、それから、もう一つは「町長は多くのマニフェストで当選したが、どんな順番で実行していくのか。」、これが大きなテーマですが、順を追って質問いたします。

1—1であります。町内にある自治会は、地域によっては100軒以上が加入している自治会と減少しつつある自治会があります。そういった中で30軒前後の自治会の数はどれくらいあるのか、また自治会名も併せて尋ねたいと思います。

現在、令和4年の町勢要覧によりますと、65歳上は3,389人で、男性が1,511人、女性が1,878人で、高齢化率が36.6%という状況でございます。

この2点のことをお尋ねいたします。

〔唐澤町長登壇〕

町長

自治会の戸数の減少ということで、その実態ということでもありますけれども、飯島セラミック団地は含みますけれども、町営住宅を除いた38自治会のうち世帯数が20軒未満の自治会が1件、20軒以上30軒未満はゼロ件、30軒以上40軒未満は7件と、40軒未満の自治会の数は全部で8件となっております。全体の2割っていうことであります。

それぞれの自治会の名称ですけれども、ちょっと自分は資料を持ち合わせておりませんが、記憶の中では30軒以上40軒未満につきましては田切でいきますと南田切、それから本郷でいきますと本2、本3、本4、本5というところが私の記憶に残っているところでありまして、そのほかについてはちょっと資料を持ち合わせておりませんので、よろしくをお願いします。

〔唐澤町長降壇〕

地域創造課長

今、町長が答弁いたしました。全部で8件のうち、まだ該当になるのが飯島の美澤自治会、それから赤坂グリーンヒル自治会と七久保の針ヶ平自治会、それと、あとは先ほど町長が申し上げた自治会になります。

坂本議員

町勢要覧に結構細かく載っております。それは全世帯、だから自治会を抜けた軒数が載っておりますので、そこから今の名前は大体推測ができます。

グリーンヒルなんかは、もうあそこは32軒しか入れないという中での軒数なんで、これはあまり参考にならないと思うんですけれども、例えば美澤の場合は全世帯数が令和4年度の町勢要覧だと37軒なんですよね。だから、37軒全部が自治会に入っているわけではないし、新田は257軒ありますけど、実際は、現在——令和6年の今の段階で143軒ぐらしか自治会に入っていないので、軒数は存在するけど自治会に入っていないおうちが結構多いという実態はありますね。

それで、1—1のイになりますが、自治会員の数が少ない自治会では自治会長が2度も回ってきて大変だったという話も聞いております。

また、自治会員の数が少ないところでは合併の話も出ていて、2つの自治会の中で各戸にアンケート調査したら反対と賛成が半々——同じくらいだったので、合併しないでもう少し頑張ってみようという話になったことは聞きました。これは南街道と北街道の話であります。

町の考えを尋ねます。こういう中で、現時点で8件の小さな自治会があるわけですが、

そういう中で合併の話が出てくると思いますが、それに先立ち——現在、町長が各自治会を回っているとは言ったんですけれども——どういう形で合併というか、一緒になっていったらいいのかとかいうような手順というのを町は今後研究して示したほうがいいのではないかと思います、それに対する所見を伺いたいと思います。

地域創造課長

今、議員のお話にもありました自治会長を2回やったという話は、世帯数が40軒未満の自治会ではよく耳にするところです。

自分たちの地域を自分たちでよくしていこうという活動をしている自治会でございます。それぞれに伝統や歴史がありますので、我々行政側から合併の提案ということをするのはなかなか難しいところです。

しかしながら、住民の皆様と懇談をする中で自治組織が持続できる形を研究、検討し、総意をもって合併を進めるような流れというふうになれば、行政としてもサポートしていかねばならないと考えております。

町長

合併ありきではなくて、やっぱり自治会ですので、自治組織の独自性をきちんと発揮しなければいけないというふうに考えております。

ですので、協働ができるいろいろな事業があれば、まずは事業の協働から始めていく、そこから将来的には一緒になっていこうという取組も出てくると思いますので、合併ありきではなくて、やはりそれぞれの自治組織の自主性を尊重しながら、意見を聞きながら進めていくというのが道筋ではないかと考えます。

坂本議員

合併っていうふうに言ったんですけれど、これは一町民の方からのお話でしたが、針ヶ平は、かえって合併したくないので強制はしないでくれという話も伺っております。

という中で、今、町長が言われたように、できるところは一緒にやって、そうではない自治会として単独でやっていくっていうところはやっていくという、そっちのほうがこれからの考えの中ではいいのかなと思って聞いておりました。

1—2に行きます。高齢者になると自治会を抜ける傾向がありますが、対応はどうしていくのかということでもあります。

高齢者は、今の便利な携帯電話やパソコンなどを使える人が少なく、また今さら覚えるのも面倒だと言われる人が多いです。

それで、広報紙っていうのはアナログ的な存在でありまして、自治会を抜けますと広報紙は届かなくなってしまうわけですね。そういう点で私は何度も一般質問をかけておりまして、郵便っていうルートを使わなくても自治会をやめた方にも広報紙を届ける手だてはいろいろと考えられると思うわけで、広報紙を届けるっていうのはやっぱり行政サービスの一環だと私は思うわけですね。

それで、そうでないと、高齢者こそ、福祉から取り残される可能性がある方たちが自治会を抜けて、その情報が届かないっていうことはまずいと思うわけで、そういう点に対して今後どういうふうに対応していくのか、また、過去に何度も質問しているので、どう考えているのかをお尋ねします。

総務課長

高齢者の皆さんへの自治会を抜けた後の広報紙の届け方というところなんですけれども、まずは高齢者が自治会を抜けてなくても済むように、これから自治会の在り方につい

て検討していくことは大切かなというふうにも思っております。

ただ、事情によって自治会を抜けられた方に関しましては、郵送サービスを活用していただいたり、役場や公民館、道の駅、コンビニエンスストア等から入手をしていただいているところがございます。

ただ、郵送サービスを知らない方ですとか広報紙を取りに行くことが難しい方に対しましては、民生委員の方々の活動の中で役場へつないでいただきまして、住民の皆様へ広報紙が届くように努めているところがございます。

また、町のホームページやスマートフォンアプリにも広報紙を掲載しておりますので、こちらを御覧いただくのも一つの方法となっております。

今、議員さんのおっしゃられるように、なかなか御高齢の方はパソコンですとかスマートフォンを使う方が少ないということがございますけれども、昨年度、まちの駅でスマホ教室を実施いたしました。大変前向きな方が多くて、こちらには講座が満席になるほど御参加をいただいたところがございます。今年度も調整中がございますけれども、実施の方向で準備をしているところがございます。人にもよりますけれども、スマートフォンを使っておうちにいても情報収集や非常時の連絡もできるツールとなりますので、実施に際にはぜひ御参加いただければというふうに思っております。

また、先ほども申し上げましたけれども、8月からケーブルテレビでみなこいデータ放送がスタート予定となっております。こちらには広報紙に載っているような内容、ごみ出しカレンダーですとかお悔やみ、町のホームページに掲載されたお知らせやイベント情報を掲載する予定となっております。

それぞれが受け取りやすい方法で御覧をいただいて行政サービスを活用していただければというふうに思っております。

坂本議員

今、課長のほうからはいろんなツールを使って届けていきたいという前向きな御意見でした。

スマホの教室はすごくいいことだと思います。中川でもよくやっておりますけれども、非常に参加者が多く、楽しんで覚えられるということがございますので、それはやっていただいて、あとは、特に高齢者でも車の運転免許のない方たちで、特に独り暮らしの方たちにはちょっと気を遣っていただいて、民生委員のルートでもいいですし、ぜひ広報紙がその方に届くような措置に気を遣っていただいて行っていただきたいと思います。

次のイに行きます。

自治会を抜けるという理由の中には、一つは自治会費の金額、負担の問題もあります。かえって、高齢の方でも自分は一人でみんなに迷惑をかけるのだから自治会費を払って最後まで自治会を抜けないという方もいらっしゃいますけれども、そういう自治会費に係る——自治会費と区費という部分では区費のほうも改革が必要かと思っておりますが、そっちのほうはあまり進んでいない状態であります。

新田は、2人が80歳以上、それとまた独り暮らしで75歳以上の方たちは自治会費を免除しております。また、自治会費というのは400円で10か月ということで、年間だと4,000円になるという新田の状況ではあります。

地域創造課長

そういう部分で、自治会の懇談の中では、やっぱり高齢者に係る、ある一定以上の高齢者に係る自治会費の免除をするように自治会に呼びかけるということをやっていたきたいわけですがけれども、その点の考えをお尋ねしたいと思います。

町では自治会長同士の情報交換会っていうものを開催しておりますけれども、その会の中で高齢などの理由を含め年齢や世帯条件で自治会費の減額や免除しているといった報告もあり、その話を聞いて持ち帰って検討したいという自治会長の話も聞いております。

先ほど前段の議員の発言の中でもございましたが、自治会長は1年任期ということもありまして、自治会改革ということにはなかなか手をつけられないということもあろうかと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、自治会自ら新たな仕組みについて検討いただいている自治会も幾つか出てきたなというふうに感じているところでございます。

町としましても自治会自ら改革を進めることができますよう、今まで行ってきた自治会への情報提供を行うとともに、今年度進めてまいります自治会の在り方検討の中で一定の考え方をまとめていければと考えております。

しかしながら、先ほども申し上げましたが、町から一方的にこうなさいと言うことは難しいと思っておりますので、議員の御提案のとおり、強制ではなく働きかけるということができればいいのかなというふうに考えているところでございます。

坂本議員

ただいまは自治会の話だけだったんですけど、区費に関しては——4区あるわけですが、区の状態も各4区でそれぞれ運営状態というかが違うと思うんですけども、区も交流会というか、区の中でも少し改革を進めていただきたいんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

地域創造課長

自治会とともに区の改革のほうも検討をしていきたいと今考えております。

ただ、なかなか進まないという状況もございます。

要するに、町民の皆さんの負担ということを考えると自治会費も区費も同じことになりますので、区のほうも並行して検討できるところは検討していただくような形を取っていききたいというふうに思っております。

坂本議員

区費、また自治会費の改革は少しずつでもいいので進めていただきたいと思っております。

1—3に行きます。

現在、舟久保住宅の老朽化に伴い建設会社の造った賃貸アパートを町営住宅として借り受けることが計画されていますけれども、町全体の都市計画の中で——先ほどは折山議員が郡境の中で考えたかどうかという高齢者の集合住宅的なことを言っておりましたけれど、私は町の中での話になりますが——都市計画の中で高齢者向けの共同住宅の研究を早急に進める必要があると考えますけれども、どうでしょうか。

舟久保住宅は老朽化で壊すということで造ったわけですがけれども、やっぱり現在のひとり暮らしそれから二人暮らしが増えている状況の中では、そこで最後まで2人でっていう方たちもいますけれども、行政が福祉的なサービスを行ったり、それからまたお互いが近い位置で健康に暮らしたり、そういう部分では近いところに隣があるっていうのが

建設水道課長

一番いいような気がするんですけども、そういう点を考えていただきたいと思うんですけども、それに対する考えをお聞きしたいと思います。

都市計画の中で高齢者向けの共同住宅の研究を進めてはという御質問でございます。町としましてもこの研究を進めていきたいと考えているところでございます。

超高齢化社会が急速に進む中で、老後の住まいをどうするかという問題がクローズアップされているところです。

近年注目されていますのが高齢者が集まって生活する高齢者用の共同住宅でございます。家族を失ったり、また家族がいても独立して生活したいという自発的な一人暮らしをする住宅でございます。いわゆるグループホーム——知的障がい者や認知症高齢者が介護者と共同生活するグループホームとは一線を画し、比較的健康な高齢者が対象となる住宅でございます。

4月1日現在の住民基本台帳によりますと、町の65歳以上の高齢者人口は約3,400人、このうち独り暮らしは647人、割合で19%となっております。

今後、高齢者人口は減少することが予測されておまして、令和27年には約3,000人になると見込まれております。

また、健康福祉課で行いました高齢者実態調査のアンケートによりますと、介護を受けたい場所として「できる限り自宅に住みながら介護保険サービスを受けて生活したい」と回答した方は37%ございました。一方「自宅以外の介護施設や高齢者向けの住まいに入所して生活したい」の12%を上回る結果であったことから、老後は住み慣れた自宅で生活し続けたい方のほうが多いものの、自宅以外での施設での生活を望む方も一定数おられることが分かりました。

御質問の共同住宅につきましては、こういった状況を踏まえまして、現在進めています都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の庁内検討委員会で研究していきたいと考えております。

坂本議員

今お話を伺いまして、やはり自宅で過ごしたい方が37%ということでもございましたので、たくさんの方が1か所についていうことではなく、4地域あって、便利性のいいところに小ぶりのタイプを建てるといい感じでもいいと、4軒ぐらいが一緒になるとか、一戸建ての住宅が4軒あるとか、そういう感じでもいいと思うんですけども、そうなるのと、戸建てだと多分住居費は高くなるかと思えます。でも、中には、それでもまとまっていうか、利便性のいいところに住みたいという方のお話は伺っておりますので、ぜひ研究をしていただきたいと思えます。

1-4に行きます。

昨日、吉川議員から農業の担い手の高齢化の話がありましたけれども、高齢化というくくりの中で、地区営農組合、また個人経営者の高齢化により、継いでいく方たち、そういう方たちが現状としては減りつつあるというか、そういう中で宮田方式と飯島方式の違いなども話されたと思えます。

そういった中で、中小企業生産性革命推進事業の中に事業承継の補助金というものがあります。それで、これらの活用などでの対応はどうかということも考えまして、

農業の担い手の部分での高齢化への対応をお尋ねしたいと思います。

産業振興課長

農業法人、個人経営者の高齢化への対応の御質問をいただきましたが、個人経営者については、事前に確認させていただいたところ、商工業の個人経営者についてということで承っておりますので、お願いします。

まず農業法人について、基本的には農業法人において後継者を確保、育成していくことが基本と考えております。その上で、スマート農業の推進による労働負担の軽減をはじめ、ほかの農業法人や新たな担い手との連携も進めることで法人経営の安定化と地域農業の維持発展の両面を進めていく必要があると考えております。

次に、個人経営者に限りませんが、経営者の高齢化に伴い、予期せぬ廃業や突発的な経営者の交代などが懸念されております。このことから、町では事業継承支援体制を強化し、相談機会を増やすことで経営者の皆様に事業承継の早期着手を促し、次世代につながる事業者支援に努めてまいります。

坂本議員

今事業承継のことのお話が出てきたんですけれど、これは補助金とかいう制度の中ですか、それとも高齢になってきてそういう会合の中で出てきた中でマッチングさせていくとか、そういうふうなことなんでしょうか。どっち……。どっちも両方やっているという話なんでしょうか。

産業振興課長

今の質問については二通りやっているということです。

今までは事業を受け継ぐ方、また受ける側に対しての補助金を創設してきたところですが、今年度は重点事業として飯島町事業承継支援事業というのに取りかかっております。昨日も関係する皆様にお集まりいただきまして今後の対応等について協議をしてきております。

内容的には、例えば相談業務であったり、あるいはマッチング事業であったり、あるいは事業承継に関わる研修会など、そういったものに今後は取り組んでまいりたいというふうに思っております。

坂本議員

とにかく、農業をやりたい方の中には若い方たちもいらっしゃる中で、それで資金があるわけではない中で農的な生活を目指して飯島町にいらっしゃる方もいるので、相談に乗ってあげたりとか、農業機材の問題もあるので、そういうところはうまくマッチさせるようにしていただければと思います。

1-5に行きます。

先日、宮田村・飯島町社協の企画の穴水町への災害ボランティア、それから南箕輪村、箕輪町の企画での能都町への災害ボランティアに私はちょっと出かけてきました。それで、能登半島の地震の現状と被害者や現場でのお話、それから災害復旧地で働いている方から少しお話を伺う機会がありました。

能登半島の奥能登4市町の高齢化率は大体50%近くになっております。それで、高齢者の独り暮らし二人暮らしが多く、災害に遭ってすぐに救出ができる状況ではなかったということが現場に行くとよく分かります。

海沿いのところは結構密集しているので、助け合うとか、そういうことができたかもしれませんが、半島の中央に行きますと、五、六軒の家が肩を寄せ合ってそこにあ

るわけですが、五、六軒のうち住んでいるところは3軒で2軒は空き家だとか、そういうお宅がありまして、そういうところは、もう——それで、なおかつ高齢化ということだと、もう自分の身を守ることが精いっぱい助けに行かれる状況ではないということが分かりました。

それで、そこで感じたことですが、特に地震においては短時間で助け出せることが人命救助の鍵となると思っております。

現在、当町では自治会ごとに安否確認カードというのを作って自治会長が管理していますけれども、もっと突っ込んだ形で、具体的にどこの誰が誰を助けるみたいな形にして、明確な形を取っていったほうが地震の場合は助かる確率が高いというふうに思いました。その場合は、人数の多い世帯、独り暮らしの方、それから高齢者のお宅を助けるみたいな形にするほうがいいのではないかと思います。

そういう中で、お互いに助けて助けられてっていう関係なので、おうち同士が気兼ねなく頼めるという関係でないとそれはちょっと難しいかもしれないですけど、全部そうしろとは言いませんが、そこまで突っ込んだ安否カードの使い方に持っていったほうがいいと思うわけですが、その点のお考えをお尋ねしたいと思います。

総務課長

近年、自然災害が激しさを増して各地で甚大な被害をもたらしているということから、地域住民の安全確保に向けた取組というものは特に重要だというふうに捉えております。

従来地域全体を対象としました防災対策に加えまして、近年では個別避難計画の作成が求められているところでございます。個別避難計画は、一人一人の状況ですとかニーズに合わせた避難方法を事前に計画しておくものでございます。対象者は高齢者ですとか障がい者の方になるわけですが、そういった避難に特別な支援が必要な方について個別に計画を作成することは避難のときに有効になってくるというふうに思っております。

また、現在、町内では、各自治会で積み重ねてきていると思うんですが、社会福祉協議会の住民支え合いマップがございまして、これを利用していただくことも方法の一つであるかというふうに考えております。

いずれにしても、個別避難計画につきましては市町村に防災における重要な取組の一つでございまして、当町においても現在進めているところでございますので、なるべく早くできるように努力をしてみたいと思っております。

坂本議員

今の個別避難計画というのは、安否確認カードとは多分別物だと思うんですけど、今私が言いましたのは、安否確認カードをただ出して管理しているという状況ではなく、具体的に誰が誰を助けるっていうところまでっていうことになると、個別避難計画というのは自分自身で災害が発生したときにどう動くかっていうことだと思うんですけど、でも、もし自分が一人で何かの下敷きになって、助けを呼んで助けてほしいと言っても、下敷きになってしまったらもう助けてもらうのを待っているしかないわけで、そこら辺の考えはちょっと別物だと思うんですけど、どうなんですか。

総務課長

多分自治会のほうで、安否っていうか、個別の世帯の状況を多分毎年出していると思

うんですが、そちらは自治会のほうで、私たちの手元にはないのですけれども、自治会のほうでそういったときには一軒一軒のカードを基に相互に助け合いをしていただくってところかなというふうには思っております。そうですね、はい。

副町長 今言っておられるのは、安否確認カードをただ提出しているだけでは駄目だよということなんだと思います。(坂本議員「そうです」と呼ぶ)

そういうことで話し合いをされるのは、自主防災会の中で役割分担をされるとか、そういうことは必要だというふうには考えております。

ただ、個別避難計画で高齢者及び障がい者を誰が助けに行くかってふうなものはできるというふうに思っておりますが、安否確認カードを利用してというふうにおっしゃいましたが、各自治会の中で組ごとに分かれた中でどうやるかということをやるのが先だろうと、そういうふうに思われます。物が倒れてきた場合の関係ですとか、想定はいろいろあると思いますけども、一応その中で話し合いをしておくというのが必要なことではないかなというふうには考えております。

坂本議員 ちょっと私の理解がちょっとあれだったみたいですね、違った……。今の安否確認カードは、取りあえずお組合というか、自治会の中のもっと近所の中で突っ込んで話すべきことで、個別避難計画というのは、つまりは一人一人の状況に合わせたっていう、それを町が把握しているっていうことのもので、ちょっと違うことだと思いましたが、でも、せっかく安否確認カードがあるので自治会の中で提案してみます、それは。

そうしたら2番の大きなテーマに行きます。

町長は8つのマニフェストで当選しております。それらをどのような順番で実行していくのかということをお尋ねしたいと思いますが、まず初めに2-1でございます。

行政から離れた4年間、飯島町を外から見ての感想はどんなものでしたでしょうか。その点をお話しただければ、お願いします。

町長 飯島町を外から見てと、私は飯島町民ですので(笑声)もちろん町の中で活動をしながらいろいろな状況を見させていただいたところです。外から見てではなくて、通常の活動をしながら見た飯島町をお話ししたいと思います。

やっぱり、私は4年間民間にいたわけですがけれども、行政と民間の違いですがけれども、やはり行政というのは公共の利益と社会の安定を求めていく施策として実施していくという行政ですがけれども、民間は、やっぱり企業の成長と利益の追求というところで企業活動しております。

ですがけれども、もとは、やっぱり行政も住民の皆さんを中心に動いておりますし、会社としても顧客を中心にその満足度に応じた取組をそれぞれしているということで、やはり住民の皆さんへのアプローチをどういうふうにしていくかっていうのが一番重要なところを感じたところでもあります。

その中で、コロナ禍で大変だったわけですがけれども、やはり人と人とのつながり、こういったものが非常に希薄になる状況を見てまいりました。ですので、人と人とのつながりが非常にこれから重要です、それらの再構築をしていくことも重要なことというのを感じたところでもあります。

あとは、自分がいろいろ会社でやっていく中で、行政の皆さんといろいろ関わりがあったんですけども、やはり課題があると、相談すればすぐに飛んできていただいて、現場を見て対応していただいたということもありますし、やはりフットワークと現場主義、これが行政にとっても非常に重要ではないかというのを感じたところでもあります。

また、情報発信の関係ですけれども、通常は新聞やテレビ等で情報を得ていくわけですが、町の情報というのはなかなか働いているとつかみにくいところがありまして、月1回の広報紙ですとか、あるいはあまりCEKの文字放送とかは見られない状況です。やはり情報が少し届かないというのは感じたところでもあります。

あとは、全体を通じて、やはり職員の皆さんが一生懸命やっているなというのは外からも見えていました。コロナ禍で大変だったんですけども、皆さんがそれぞれの部署で一生懸命やっておられたというのは外から見て感じたところでもあります。

ただ、残念ながら何人かは辞められたというようなことがありまして、もう少しフォローしてねぎらいの言葉をかけていけば辞められることもなかったのかなというのを聞いたところもございます。

簡単ではありますが、そんなところが私が町で活動しながら感じたところがございますので、よろしく願いいたします。

坂本議員 職員という立ち位置を離れて、一般の企業人としてのお話を伺いましたが、その中で人と人とのつながりが大事であるということとか、フットワーク、現場主義ということのお話が出ました。

それで、2-2に行きますが、8つの具体的な政策の中で、私は福祉、文化、産業というふうにとちょっとジャンルをまとめちゃってお尋ねしますが、2-2のアですが、これは給食費のことですが、三浦議員の質問の中でかなり詳しく答弁されていて、令和8年度を目指すということだったんで、それは飛ばします。

そしてイに行きます。子どもから大人のひきこもりや自殺対策は多角的に対応し、これは町長のマニフェストにある「安心して子育てできるまちづくり」とか「人にやさしい思いやりのまちづくり」に含まれているかと思いますが、具体的な政策としてはどういうふうに進めていくんでしょうか。

この中の「命のサポーター制度」創設の内容とか、「暮らしの困りごと解決のための仕組みづくり」とか、あとは「保育園・学校支援員制度」創設というふうな形では書かれているんですけども、簡単にちょっと説明していただければと思います。

健康福祉課長 それでは、ここにございます子どもから大人のひきこもり対策や自殺対策、こちらについて私のほうから御説明をさせていただきます。

子どもから大人のひきこもりと自殺対策は多角的に対応してはというお話でございませう。

町では、自殺対策としまして小中学校でSOSの出し方の教育ですとか相談窓口としての中学校3年生への相談カードの配布、また教育委員会、社会福祉協議会との連携によりまして高校訪問を行うなど、様々な取組をしてきております。

実際にお受けする御相談につきましては、お一人お一人にそれぞれの御事情がありま

すので、決まった対応では解決できないことが多いということで、多角的な対応が求められておりますので、1つの問題を複数の立場から深く考えたり、それぞれの立場に立って考えたりといった柔軟な視点を持って対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

そのほかに、事例といたしましては、例えば妊婦さんとその家族向けのひきこもりですとかそういったものの啓発の事業、それから心理カウンセラーによる個別の相談、当然、町の保健師による相談ですとか気になる御家庭に訪問するといった、こんなような対応もしておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

坂本議員 命のサポーター制度とか保育園・学校支援員制度の創設のお話は、ちょっとどんなふうにやるのか、まだ具体的な形はないんでしょうか。

教育長 ちょっとすみません。どなたかの御質問の際にお答えをさせていただきましたけれども……（坂本議員「まだ決まっていなくていいということですか」と呼ぶ）はい。もう一度言ったほうがよろしいですか。（坂本議員「まだ具体的には……」と呼ぶ）ええ。具体的にお話をしました。（坂本議員「あ、そうですね。いいです、いいです」と呼ぶ）いいですか。（坂本議員「はい」と呼ぶ）

今年度は特別支援教育に関わってのアドバイザーを配置させていただきました。なかなか、幼児期の段階からやっぱり難しいお子さんがいらっしゃるのを早めに対応してアドバイスできるようにということで、支援員制度の一つかなというふうに思っております。

坂本議員 それでは……

議長 坂本さん、林さんから……。

坂本議員 はい。すみません。ちょっと自分のほうから……。

健康福祉課長 申し訳ございません。

ひきこもり対策の推進のサポーターの関係でございますが、この3月まで、県の事業ということでサポーターの養成講座、それから県のほうへのサポーターの登録ということがされてきております。令和5年度末——今年3月末でございますが、県へのサポーターの登録が33名ございました。それから、その中で実際にひきこもりのお宅への派遣が7件行われたということでございますので、よろしく願いいたします。

坂本議員 今御答弁いただきまして、唐澤さんになったからといって前やっていた制度が大きく変わるということではないと思いますが、引き続きしっかりやっていただきたいと思っております。

ウに行きます。学校に行けない子どもの行きやすい場所の充実をしてはということで、先ほど浜田議員の質問の中で中間教室の話が出てきましたけれども、昨年状況では、結構中間教室に来ている子どもたちが多かったせいで、担当の方が1人だけではなく、地域おこし協力隊の方もいて2人対応だったんですけども、今年度になってどういう形——1人の方は決まった方がやるということになってはいますが、中間教室の個々の子どもたちに対応するとなると——先ほどは、全く学校に来られていない子が数

人いるというお話と、中間教室に来ていた子たちが今現在は教室に普通に帰って授業をしているということですが、人数が増えた場合の対応も考えて、そこら辺はどのように考えているのか、1人で先生が対応できない場合はほかの先生がカバーするのか、ちょっとそこら辺のことをお尋ねしたいと思います。

教育長

以前、坂本議員にもお話をしたかと思うんですが、中間教室の在り方の見直しの中で、中学ですけれども、現在、中学のほうには自習室を設置し、そこに職員を1人配置しています。中間教室を一時的に閉鎖する一つの理由の中にそこをもっと有効的に使えないかっていうこともありました。

ですので、これで一時的な見直しというか、中間教室の在り方について検討していましたので、自習室をもう少し機能させたいってということと、そうなったときには中学の先生方の空き時間等で——自習室だとすぐに2階に上がって対応できますので、その辺の対応をしていただきたい。その中で、今、坂本議員がおっしゃれるように、状況によって困難さが出てくれば、増員については今後検討していかなければならないかなっていうふうに思っております。

坂本議員

中間教室はどういった形にしていくかという基本的な規定みたいな、そういうのはない中でやってきていたのが現状であります。

ですから、中間教室をどういうふうな形にするのかとか、それは、あまりにも締めつけではなく、緩い形の中で、やっぱり教室に行けない子が中間教室に行って楽しかったというか、学校が好きになれるような状況にしていきたいので、規則みたいなをつくるとしても緩い中でつくっていただければと思っております。

それでは、結構まだ残っているんですけど、時間がないのですが、いちいの会のことなんですけれども、マニフェスト中にもいちいの会のない自治会があってそこを増やしていくというお話が入っております。いちいの会をもう少し、各自治会に1つぐらいずつあればいいかなとは思いますが、できない原因とかがあると思うんですけど、そこら辺をどう捉えて、今後はどうやってそれをサポートしていくのか、お聞きしたいと思います。

健康福祉課長

町内では、いちいの会のない自治会におかれましても、いきいきサロンですとかその他の集まり等、それぞれ活動されているところがございます。

いちいの会の規模にまではちょっとできない、人数的な問題ですとか、集まり回数の問題ですとか、それぞれいろいろな御事情があろうとは思いますが、いちいの会というお名前じゃなくても、例えば本郷自治会ではことぶきの会というようなお名前で活動されているようなケースもございます。そういったところにつきましては、参加している皆様、またその周りの方々の互助の力を基本にしなが、活動の活性化につきましては、ほかの事業とも連携する中で、課題、それからニーズの把握を行い研究してまいりたいというふうに考えております。

坂本議員

その次に行きます。

オの文化のミヤマシジミということで、里づくりと掲げているけれども、ミヤマシジミの里をどこにつくるかということになると、農業の減農薬とか無農薬とか、そういう

ことと絡んでくると私は思っております。

それで、給食の低農薬化とか、そういう話も絡んだ中での形になるかと思えますけれども、ミヤマシジミの里づくりというのはどういう形でどういうふうに進めていくという構想はあるのでしょうか。

産業振興課長

通告では、生息地における減農薬、無農薬、また囲い込みというような御質問だったかと思えますけれど、保全区については、里の会の皆様を中心に町内5～10近くの今はサンクチュアリがあります。

それで、町としましては、協議会を立ち上げてまいりまして、こういったところをできるだけ多くの皆様にも分かっていたいただきたい、もっと言うとミヤマシジミというチョウというものも分かってもらいたい、そして、その価値、またそこに住む人々、環境共生、こういった多様性も分かっていたいただきたいということで、保護区を設定しながらお知らせしたり、また場合によっては看板の設置、そして保護区の作業に対する労務費の補助等も今年度は取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議 長

時間です。

坂本議員

終わります。

[坂本議員復席]

議 長

以上をもって本日の日程は終了しました。

これをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

事務局長

御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

散 会

午後3時12分

令和6年6月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

令和6年6月17日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 諸般の報告

日程第2 第1号議案 令和6年度飯島町一般会計補正予算（第2号）

日程第3 第2号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第4 請願・陳情等の処理について

日程第5 議員派遣について

日程第6 議会閉会中の委員会継続調査について

令和6年6月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

令和6年6月17日

- 追加日程第1 発議第5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書
- 追加日程第2 発議第6号 子どもたちが均等に学べる環境を整備することを求める意見書
- 追加日程第3 発議第7号 子どものために教育環境の改善を求める意見書
- 追加日程第4 発議第8号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求めるとともに、速やかな国内法整備を求める旨の意見書
- 追加日程第5 発議第9号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書
- 追加日程第6 発議第10号 野良猫等の避妊去勢手術に係る費用への助成を求める決議
- 追加日程第7 発議第11号 能登半島地震で被災した地域に迅速で強力な支援を行うよう国に求める意見書
- 追加日程第8 発議第12号 飯島町顧問弁護士との契約解除を求める決議

1 町長挨拶

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1 番	伊藤 秀明	2 番	坂井 活広
3 番	折山 誠	4 番	坂本 紀子
5 番	宮脇 寛行	6 番	浜田 稔
7 番	三浦寿美子	8 番	堀内 学
9 番	星野 晃伸	10 番	片桐 剛
11 番	吉川 順平	12 番	久保島 巖

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 唐澤 隆	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松村 和夫 健康福祉課長 林 潤 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 久保田浩克 会計管理者 松澤 京子
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 斉藤 鈴彦

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	那須野一郎
議会事務局書記	松下 知冬

本会議再開

開 議	令和6年6月17日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 町当局並びに議員各位につきましては大変御苦勞さまでございます。 これから本日の会議を開きます。 今定例会も本日をもって最終日となりました。 会期中は、それぞれ本会議をはじめ各委員会において提出された案件につきまして大 変御熱心に審査に当たられ、感謝を申し上げます。 去る6月4日の本会議において補正予算案件2件については本日——最終日に採決す ることとしております。 また、社会文教委員会へ付託いたしました請願・陳情案件5件につきましては、委員 長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書が提出されております。 本日はこれらの案件について審議を願うことになっておりまして、議事運営の諸ルー ルにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされるようお願いいたします。 本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 諸般の報告はありません。
議 長	日程第2 第1号議案 令和6年度飯島町一般会計補正予算(第2号) 日程第3 第2号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 以上2議案を一括議題といたします。 それでは、本議案について一括して質疑を行います。 質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから議案ごとに討論、採決を行います。 最初に第1号議案 令和6年度飯島町一般会計補正予算(第2号)について討論を行 います。 初めに原案に反対討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	次に賛成討論はありませんか。

6 番

浜田議員

本議案に賛成する立場から討論を行います。

全体として巨額な補正ではなかったというふうに認識しておりますし、特別問題という項目も見当たりませんでした。そういう意味で、この補正予算は妥当なものであると考えます。

ただし、審査の中で幾つかの意見が出ました。

1つは、定額減税調整給付金の配布の仕方に関して、やはり、企業もそうですし、町もかなり過剰な負担を配分のために引き受けていると、こういうことが問題になりました。これは町でどうにかできる問題ではありませんけれども、今後のことを考えると、やはり改善を国に対して求めていく必要があるのではなかろうかというふうに思う次第であります。

それ以外に、農業の補助金の、より広範な活用を求める意見があったということも申し添えて、賛成討論といたします。

議 長

ほかに討論はありませんか。

4 番

坂本議員

賛成の立場で討論いたします。

環境衛生費の 2871 なんですけれども、地域おこし協力隊という形で 8 月からという勤務形態なんですけれども、まだ人は決まっていないということですが、それなりに知識のある方が隊員になられると思いますので、ぜひ、生物多様性の環境保全を中心とした条例化の形をきちっと計画的に取っていただけますようお願いいたします。賛成といたします。

議 長

ほかにございませんか。

11 番

吉川議員

資料の 17 ページの 3300 農業振興総合対策事業の 500 万円、その内訳は女性の就農環境改善対策事業 200 万円、未来へつなぐ小規模農家応援事業 300 万円の内容であります。

あ、賛成の立場で討論いたしますけども。

委員会でもこれにつきましては議論をされました。

特に一般質問でやりました修繕の関係やらということではありますが、私の申し上げるのは、賛成なんですけども、やはり基幹産業である農業という形の中で、特に未来へつなぐ小規模農家応援事業につきましては、当初の 150 万円がもういっぱいになりまして、今回は 300 万円ということで補正でありますけども、ぜひとも、もう少し基幹産業であれば上乘せをしながらやる必要があるんじゃないかということをつけ加えまして、賛成の立場としてお話しをしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議 長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第 1 号議案 令和 6 年度飯島町一般会計補正予算（第 2 号）を採決いたしま

す。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に第2号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 次に賛成討論はありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第2号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第4 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。

去る6月4日の本会議におきまして社会文教委員会へ審査を付託いたしました案件5件について、お手元に配付のとおり委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。

各請願・陳情の審査については、一括して委員長より委員会の審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、案件ごとに討論、採決を行います。

これから委員長報告を求めます。

星野社会文教委員長。

〔星野社会文教委員長登壇〕

社会文教委員長 それでは社会文教委員会より報告いたします。

6月10日より審査をまいりました。

請願第1号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書。

賛成討論としまして、僻地手当は低いので待遇改善も考え賛成とする。

採択すべきものと委員会ではなりました。

請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書、参考人として——あ、すみません。先ほども参考人は同じ方でした。長野県教職員組合上伊那支部単組代理として水上氏を

お招きして討論しております。

討論としまして、賛成討論、教育費は大切なもので、教員の確保や教育費確保が大切と考えるので賛成ということで、採択すべきものと委員会ではなりました。

次に、陳情第2号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情、提出者 上伊那地区労働組合会議 北原氏。

採択に賛成という討論の中で、条約が採択されているので批准すべきと思って賛成ということで、採択すべきものと委員会ではなりました。

陳情第3号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書、参考人として長野県社会保障推進協議会 高橋氏をお招きして質疑を行いました。

採択に反対の討論としまして、この制度をそのままにすると医療費が増え現役世代の負担になるので反対ということで、これは趣旨採択との採決を行いまして、趣旨採択に賛成が2、趣旨採択に反対が3ということで不採択となりました。

陳情第4号 餌やり猫及び生活困窮者の猫の避妊去勢手術助成制度の創設を求める陳情、参考人としてハッピーテール 松田氏。

採択に賛成討論で、賛成ですが町の予算はあまり使わないでほしい、移動の手術車などを使い低額でやってほしいという意見で、採択すべきものと委員会ではなりました。

以上です。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番

浜田議員

委員長報告の陳情第3号、介護報酬の引下げの撤回と介護報酬引上げの再改定を早急の求める陳情書という趣旨でありまして、私の理解では、前半の部分、訪問介護報酬が非常に不合理であるということで、これは前議会で採択された内容だと思っております。

それで、今回はそれにもかかわらず介護報酬引上げ全般を見直すべきだということが否定されたのは、介護は必要だけれども国の負担を増やしてはいけないんだと、そういう論理のように委員長説明からは聞こえましたが、そういう趣旨でよろしいのでしょうか。

社会文教委員長

やはり、国からの補助金ばかりじゃなくて、事業者のほうにも事業改善を求めていかないといけないということで、これは一方的に現在の規約どおりで進めていこうということで、若い人たちの負担になるんじゃないかという意見でしたので、こういうふうになりました。

議長

3番

折山議員

ほかに……。

今の委員長の趣旨説明の言葉の中で、訪問介護費の引下げ、それから介護報酬引上げ、これをやると医療費の増になるから反対という説明があったんですが、介護費の費用の増ということでよろしいかどうか1点。

それから、議論の中で——我々が暮らしている田舎ってというのは、今日、訪問介護に

ついで言えば、移動距離が物すごく遠いんですね。それで、今日的な状況でいくと、これだけガソリン価格が高騰して、介護事業者が今回の引下げで事業撤退や事業の縮小を余儀なくされている、そういったことで、我々のこの地域で訪問介護が手薄になってきたら施設へ送らなきゃいけない、あるいは老老介護の片側に物すごい高負担をかける、こういった町民生活へダイレクトな影響があることについての議論がなされたかどうかお聞きします。

以上2点。

社会文教委員長

まず初めに、事業所自体もまず改善をして、自分の企業のスリム化ということをや、やっぱり民間でも考えるので、その方向をまずしていただけないかという話をしましたが、その中で、やはり事業所内でそれに対する職員を充てるのがなかなか困難であるということをお聞きしました。ですので、役員——役員っていうか、事業所にしてみてもやはり努力はしてもらいたいと。

それで、この意見に関しては、引下げに関しては、使っている人たちはいいということで、やっぱり改善を求める上で事業所自体が努力をしてほしいという意見が委員会では出ております。

以上です。

3番

折山議員

私の聞いたことは2点です。

介護事業者が撤退を始めているということは、これは新聞報道、テレビの報道により事実です。それで、縮小しようとしている動きも事実です。それから、その事実に対して町民に及ぼす影響、我々の暮らしに対する影響、老老介護の片側に対する影響、こういうことに対する議論があったのかどうか、あった、なかった、そのことをお聞きしています。

それから、もう1点、医療費の増につながるという話でしたが、どうしたら医療費につながるのか、介護費の増になるんじゃないでしょうか。

この2点をお聞きしました。

社会文教委員長

すみません。

介護費については、介護費自体は町民には上がらないという話がありました。そして、やはり若い世代に負担がかかるという意見の中で反対があったと思います。(折山議員「議長、整理してください」と呼ぶ)

議長

委員長、その前のことについて、あったかなかったかでいいので……。

社会文教委員長

あ、ありました。すみません。

議長

それで、医療費じゃなくて介護費だということでもいいんですか。

社会文教委員長

はい。介護費についても意見はありました。

議長

じゃあ介護費っていうことでよろしいですか。

社会文教委員長

はい。よろしいです。

議長

ほかに……。

[挙手者なし]

議長 質疑なしと認めます。
星野委員長、自席にお戻りください。
〔星野社会文教委員長降壇〕

議長 以上で請願、陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。
これから案件ごとに順次討論、採決を行います。
初めに6請願第1号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書について討論を行います。
本請願についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 4番 坂本議員 次に原案に賛成討論はありませんか。
賛成の立場で討論いたします。
これは、2006年に長野県知事が基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額ということで、近隣の県より引下げを図っております。それを2006年度以前の状況に戻すという内容でありまして、日本全体が物価高騰の中で、僻地手当もその影響を受けておりますので、ぜひこの請願を通して2006年以前の状況に戻していただきたいと思っております。そういう点で賛成といたします。

議長 7番 三浦議員 ほかに討論はありませんか。
賛成の立場で討論をしたいと思っております。
今、教員は大変に不足をしているという状況があるわけですが、そういう中でも僻地手当が本当に低くされていて、僻地に教員としていくことを拒否されるというような状況もあるということで、本当に僻地での教員生活は大変な状況になっていると思っております。
そういう中で、近隣並みの僻地手当に引き上げるということで、やはり安心して僻地でも教員としてしっかり働いていただけるような環境づくりということは大事になっていると思っておりますので、この請願に賛成をいたします。

議長 2番 坂井議員 ほかに討論はありませんか。
賛成の立場で討論をいたします。
今回は僻地手当の支給率は近隣県並みの水準に戻すことということなんですけれども、僻地手当がないことで県境近くでは賃金格差から隣県への人材流出が既に起きているという記載がありましたので、質疑の中で、これは本当に起きているのか、裏づけるものはあるかと聞いたところ、裏づけるものは特になんてないということがありました。
その上で、僻地と町なかの学校で労働時間に差があるのか、裏づけるものは何かあるかというふうに聞いたら、これも特になんてないということで、ちょっと裏づけに弱いなという部分は正直あるんです。

ただ、学校の先生への志願者が本当に毎年どんどんどん減少していて、学校の先生も労働時間が非常に長くて、本当に若い人にとって魅力がない職場になっていっているんだということは事実として感じております。

その上で、僻地手当が加算されることが多少なりともプラスにはなるというふうには考えますので、賛成いたします。

以上です。

議長 ほかにも討論はありませんか。——よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから6請願第1号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書について採決いたします。

お諮りいたします。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

本請願を委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、6請願第1号は採択することに決定いたしました。

次に6請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書について討論を行います。

本請願についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討論はありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 次に原案に賛成討論はありませんか。

10番

片桐議員

賛成の立場から討論をいたします。

2025年から小学校の学級定員は35名というところですが、中学校は40名のままというところでもあります。

昨今は家庭環境が複雑化する中で、多様化する中で、さらに行き届いた教育を行う必要があると考えます。それにはこのような請願の内容のことが必要と考えますので、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長 ほかにも討論はありませんか。

6番

浜田議員

賛成の立場で討論いたします。

今般の議会でもって子どもの権利条約について一般質問を行いました。その中で、やはり教育環境の劣悪さに関して国連の人権委員会から日本は再三にわたる警告を受けているということもお話しいたしました。

それで、教育環境は、まさにその一部だというふうに思います。早急な改善が必要で

あり、その中でも少人数学級によって丁寧な教育が隔々まで行き渡ることを希望しまして、賛成といたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから6請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・
「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書について採決いたします。
お諮りいたします。
本請願に対する委員長報告は採択です。
本請願を委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、6請願第2号は採択することに決定いたしました。
次に6陳情第2号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情について討論を行います。
本陳情についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に原案に賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 よろしいですか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから6陳情第2号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情について採決いたします。
お諮りいたします。
本陳情に対する委員長報告は採択です。
本陳情を委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、6陳情第2号は採択することに決定いたしました。
次に6陳情第3号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書について討論を行います。
本陳情についての委員会審査報告は不採択ですので、初めに原案に賛成の討論はありませんか。

7番
三浦議員 それでは、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書に賛成の立場で討論をしたいと思っております。
3月定例会に飯島町議会は訪問介護報酬削減の撤回を求める意見書を全会一致で衆・

参両議長と関係省庁に提出をいたしました。

今回の陳情は、介護報酬が4月から引き下げられた4月以降から5月にかけて県内の482か所の訪問介護事業所にアンケートを送り、213事業所の回答を受けて提出をされております。9割の事業所が「訪問介護報酬引下げに納得できない」と回答、「経営状況が悪化する」「事業の継続が難しくなる」との回答が7割以上あります。アンケート結果からは早急な対応が求められている実態がよく分かります。

介護報酬の改定に当たり、厚労省の経営実態調査の訪問介護報酬の収支差率の算定の方法に問題があることが明らかになっております。収益の大きい大手訪問介護事業所がある一方、赤字事業所が4割あり、平均値は7.8%でも中央値4.2%から見るとほとんどの事業所が厳しい経営実態にあることが明らかになっております。

6月5日に衆議院厚生労働委員会が介護・障がい福祉事業者の処遇改善に関する決議を全会一致で議決しております。決議では、介護福祉事業者は重要な職責を担っていると指摘し、他産業と比べて給与水準が低い状況であるとして、優れた人材確保、サービス提供体制の整備をするため報酬改定などの影響を介護事業者等の意見も聞き速やかで十分な検証を行い、賃金などの処遇改善に資する施策を検討し、必要があると認めるときは必要な措置を講ずるべきと政府に求めています。

厚労大臣も影響調査の準備を急ぐと表明しております。

介護報酬引上げの中で訪問介護報酬のみの引下げとなった根拠が崩れており、早急に訪問介護報酬引下げを撤回し訪問介護報酬引上げをするために介護報酬引上げの再改定を行う必要があるというふうに考えております。一刻も早い対応が必要なため、採択して関係機関に意見書を上げるべきであると考え、賛成をするものです。

議長
8番
堀内議員

次に原案に反対討論はありませんか。

反対の立場から討論をさせていただきます。

介護報酬の引下げをされる以前から、倒産の件数っていうのはずっと前から継続している状態で、もう、訪問介護事業者の経営状態が悪く、そのまま続けているという現状があるというところもあるかなというふうに考えます。

今まで倒産が続いた原因っていうのは、従業員の報酬がかなり少ないことから人が離れていく、また危険、かなりの重労働の割には給料が低いっていうところがかなり問題にあるのかなという根本的な問題があるので、そこを解決しないと変わらないのではないかとこのところがあります。

また、訪問介護報酬が下がることによって利用者は利用がしやすくなるというメリットがあります。報酬を上げることによってとどまる利用者がある可能性もあるので、そこは利用しやすい環境にするべきだというふうに思います。

それで、調べていく中では、遠隔地に伊南とかは行かなきゃいけないんですけども、そこに対する手当というのもしっかり盛ってあるような改定になっていたというふうに私は把握しております。

また、報酬ではなく、処遇改善加算ということで、介護保険事業者に対して従業員を

しっかり手厚く支援しながら体制を維持しなさいというのが今回数多く盛り込まれている中で、それを利用することによって、より事業者が継続できるという方向になるのではないかという考えも踏まえまして、この引下げというところには私は賛成するところでございますので、原案に反対をいたします。

議長
11番
吉川議員

ほかに討論はありませんか。

賛成の立場で討論を行います。

私の認識の中では、上伊那の中の事業所へアンケートを取ったような経過がございます。1つ、ちょっと御紹介申します。B事業所、人手不足で日々は追われております、訪問介護だけがどうして下げられたのか、収入も減り、辞めたい人がいっぱいいるということ、ヘルパーさんが事故をしても保証がなく、ガソリン価格は上がっているのに10年間ガソリン代は上がっていません、都会はよいですが、中山間地の山奥まで訪問を行っています、冬場は時間もかかり大変であります。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引下げで、訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業者が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になるおそれがあります。既に23年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所であります。

厚生労働省は引下げ理由として訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げられておりますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業者が利益率の平均値を引き上げているものであり、実態からはかけ離れておるといえる考えであります。

したがいまして、訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行っていただきたいと思っております。

議長
1番
伊藤議員

ほかに討論はありませんか。

私は賛成の立場から討論いたします。

そもそも国がこれを考えた基になるのはアンケート調査ですね。介護事業者が三万幾千あるところへのアンケートによってこういうことをしたんですが、アンケートの回答は、長野県でも約半分でしたね、全国でも約半分の回答で、もうかっているところからの回答が多くて、都会——今言ったように都会とか合理的な企業はもうかっているんですよ。

それで、地方でそんなアンケートに回答を出す時間もないし人手もないっていうところは、もうアンケートへ回答を出すどころではない状況で、そのアンケート調査自体に不公平を感じるし——それで、今、一般企業と介護事業の賃金は6万円の差があります。これも徐々には埋まっていますが、誰が考えても6万円の差というのは大き過ぎます。

それで、介護の関係の仕事は大変です。私も介護ヘルパー2級を持っています。これから必要になるかなと思って取ったんですが、今は、その仕事は、やっていません。具体的に言うと、知的障がい者の送り迎えを電車で伊那までということをやりました。

たが、介護という仕事自体が大変なことであります。

ですから、介護の手当を下げるということは、これから、介護事業、大変な事業になっていますので、介護事業者が増えることならいいですけど、これは恐らく潰れたりやめたりという企業が出てくると思われまますので、この陳情に賛成いたします。

議長
2番
坂井議員

ほかに討論はありませんか。

原案に反対の立場で討論をいたします。

介護費ですけれども、これはもう年々増加を続けておりました、介護保険を開始した平成14年度、そのときから一昨年の令和4年度までに介護費というのは2.6倍にまで増加しております。具体的に数字で言いますと、制度開始時は4兆3,700億円、しかしながら令和4年度の時点で11兆1,900億円にまで増加しております。介護費の増加というのは、今後さらに増加をするということは確実になっております。

その上で、訪問介護費の基本報酬は引き下げられますけれども、処遇改善加算の加算率というものをアップいたしますので、一定の手当てはなされていると考えます。

その上で、最後に、私が一番気になったのは、委員会の質疑の中で、制度というのは現状のままでいいと、変更しないでほしいといった答えがあったことです。介護費が増加するのは、先ほど申し述べたとおり、もう増加は、2.6倍にまで増えておりますし、現状のまま制度を全くいじらずに維持するということは、結局のところ、最後には現役世代の我々が負担するということになると考えます。したがって反対です。

以上です。

議長
6番
浜田議員

ほかに討論はありませんか。

賛成の立場から討論いたします。

先ほどからかなり詳細にわたる議論が行われていますので、幾つかのポイントだけに絞りたいと思いますけれども、1つは、訪問介護に限らず、介護に関わる方々は恐らく単独では生計維持できないと、昇給もほとんどないですすね。それで、しかも景気がいいときに辞めていく方々を止めることもできないってことをある介護事業所の責任者の方がおっしゃっておられました。これが、まず介護事業に携わる方の現実なんだと思います。

国の予算が少ないから、あるいは圧迫があるからという理由で高齢者を見捨てるような政策を執ることは、決してあってはならない、これはもう人権の基本だというふうに私は考えます。

それで、ふだんはゴシップ記事しか流さないようなあるインターネットのサイトを見ていたんですけれども、実は訪問介護基本報酬引下げ・事業者から不満や怒りという記事が出ていました。

それで、これと並んで、こういう問題に取り組んでおられた団体のトップが、今回の改定で多少なりとも上乘せされるのであればそれでもいいのかなというふうに最初は考えていたと、しかし、実際の金額の配分の内側を見ていたら実はとんでもないという

ことに気がついて、最初に甘い姿勢を取った自分をうんと恥じたという話もありました。

そういった記事が続いた中で、次のような文章だけ御紹介しておきたいと思います。

ある、本当にごみ屋敷になったところで物忘れの症状を病んだ高齢者の方が寝ておられた、無残な姿と思えるかもしれないけれども、誰かがケアを担わなければいけない、しかし、報酬に見合わないし、ヘルパーに辞められたら困るので、事業所として無理は言えないと、こんな現実が実際にあるんだという話ですね。

それで、もう一つ、効率よく経営すればいいのかという話ですけれども、営利企業ほど要介護度の高い利用者を選ぶとする研究者の指摘もあると、他方、コロナ禍で顕在化したように、NPOなど地域に密着した事業所がほかで断るケースも担ってきていたと、こういう人たちが担って今の介護の仕事っていうのが続いていると。

一方で、求人倍率も非常に厳しいわけですね、介護の仕事に応じる人がいないと。その結果何が起きているかという、かなり無理をして介護の仕事をするために、実際の支払い以上の仕事をなさっている方々がいると、これが見かけ上では安く見えていると、そういう問題もあるということでもあります。

それで、この記事の結論は次のようであります。営利追及の果てに福祉が壊れていくと、倒産と統合で業界が再編成されれば福祉の破壊が広がることが懸念される、これが結論であります。ぜひこのことに議員の皆さんは心を止めていただいて、ぜひこの陳情を採択するよう望んで、発言といたします。

議長
9番
星野議員

ほかに討論はありませんか。

私は反対の立場から討論をいたします。

まず介護報酬が引き下げられるのは利用者の方がいいと思うんですが、やはり事業者側も努力をしないと営業は上がりません。それで、そこら辺から、やはりいい事業者が残って淘汰されていくのは、これは当たり前で、私たちサービス業でもそうです。自分の自社が努力しない限り、その企業は持ちません。やはりそういうことをして、やはりいい業者が残ればいい介護ができると思うので、私は反対といたします。

議長
3番
折山議員

ほかに討論はありませんか。

それじゃあ、大体いろんな意見が出されていると思うんですが、まず1つ考えなきゃいけないのが、介護はもうGDPに関与する1つの産業になっているってことですね。この中では税も生まれます。働く人たちからも税は取り上げています。ですから、一方的に、何か、これが広がっていくと若者負担が増えるっていう発想はなかなか難しいのかなということ。

それから、介護保険制度が出てきたそもそもは何かっていうと、医療費の削減から発想されているんですね。長期入院だとか、在宅でできたら見てもらいたいが医療のほうにという、そういった流れの中で介護っていう一つの制度が起きてきたっていう歴史。

それから、都会の例えば一人の人間が1日に10軒訪問できる短距離エリアで事業を行う事業所と、1日に3軒しか回れない、遠距離で飛び回る、こういった事業所とは、

当然運営に差が生じます。

それで考えなければいけないのは、我々は地方の議員であって、地域の住民の生活を間近に見てきている立場の人間であります。

それで、そうした観点の中で、これから介護の事業所が力を失っていったりするとどうなるかという、施設へ入っていくということが膨らみます。どうなるかっていうと、施設に関わる負担、これは、もう大きいものがあるんです。介護される側の立場でも、介護する側の人の負担を考えても、1日も長く在宅で生きていかれる人生を送ってほしいという姿が望ましいし、事業費の観点からもそれが若者負担を減らす一つの方向になるものであります。

何よりも、我々議員や行政や政府は、弱い側の人間に手を差し伸べることを最優先して政策を考えていかなきゃならない立場にあるものであります。

一般の企業と介護事業所を同一視して、利益の上がる、頑張れば利益が上がるという視点で見られる事業かどうかは、今回、一部の企業が経営の底上げをしてみた結果が報酬の引下げにつながっておるわけです。稼げば稼いで報酬が減る、事業所は困らず運営できる、もうけず、こういったところへ置かれるわけです。

こういう今の国の仕組みを考えた場合、我々は何としても地域で困っている人たちの側でひとつ判断をしていかなきゃならない、その立場にあるんだということで、本来であれば委員会の結論を尊重して採決に加わりたいところなんですけど、そこだけはどうしても許容できないということで、この陳情に賛成する立場で討論を行いました。

議長 ほかに討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから6陳情第3号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書について採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択です。

念のため申し上げますが、委員長報告は不採択でありますけど、議事の運営上、本陳情の採択について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本陳情は原案を採択することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。(賛成者着席)

起立多数です。したがって、6陳情第3号は採択することに決定いたしました。

次に6陳情第4号 餌やり猫及び生活困窮者の猫の避妊去勢手術助成制度の創設を求める陳情について討論を行います。

本陳情についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 次に原案に賛成討論はありませんか。

1 番
伊藤議員

賛成の立場から討論いたします。

餌をやって野良猫を自宅の周りに呼んで、去勢手術をしないで飼っている、その結果、隣近所に猫が1匹や2匹じゃありません。私も訪問したところは、もう五、六匹、毎日のように来て、ふんをしたりして汚したり、非常に迷惑を被っているという事例を聞いております。これは、去勢すれば一番いいんですが、なかなか事情によってできない人もいる、特に独りで住んでいる高齢者の方とかは、そういうことを行っております。

ですから、これは補助をして猫を増やさない——飼っている猫ならいいですけども、よそのところへ行って迷惑なことをすることは非常によくはないと思うので、これは賛成という立場で申します。

議 長
2 番
坂井議員

ほかに討論はありませんか。

原案に賛成の立場で討論をいたします。

猫の殺処分が増加している、多いということは社会問題になっております。

その上で、猫の避妊・去勢手術というものは獣医師の協力があればかなり低額に済むということが明らかになっております。

私は原案に賛成するものではあるんですけども、同じ制度を採用している安曇野市ですけども、ここでは毎年80万円の予算がついているということです。それで、安曇野市の予算規模が大体500億円なんで、飯島町は大体その10分の1なんで、安曇野市を例にすると大体10万円とか20万円くらいになるかなとは思いますが、何が言いたいかという、たくさん予算をかけるということには私は反対です。しかしながら、社会問題になっている以上、一定額の予算をかけるということは賛成です。

以上です。

議 長
8 番
堀内議員

ほかに討論はありませんか。

賛成の立場で討論をさせていただきます。

野良猫はやはり増えてきておまして、それで、飼っている猫につきましても、やっぱり去勢手術をしないままやっていることによってかなり数が増え過ぎて、その人がもう飼えなくなってくるという現状が出て野に放たれているという事情もあるというふうに聞いております。

野良猫を去勢手術に持っていきたいけれども、やっぱり自分の負担があるとなかなかやりたくないという方も多いところではございます。

ただ、やらなければ地域猫のようにかわいがってもらえる猫が減ってしまうということもあって、より野良猫が増えることによって地域の公害につながってくるということもありますので、しっかり手当てをしなければいけないというふうに考えております。

また、町に来た猫についても、町では対処できなくて支援団体のほうがしっかり預かっているというような事情もありますので、そのあたりはしっかり町でもサポートできるような体制を組むべきかというふうに考えまして、賛成といたします。

議 長 ほかにも討論はありませんか。

4 番 賛成の立場で討論いたします。

坂本議員 猫と犬というと、性格的には随分違って、犬はつながれていてもそれほど苦痛を感じないんですが、猫は、もう自由奔放にあちこちと、首に首輪をかけてもそれに動じないという性質があります。

そういった中で、やはり猫を飼うということは、これからは、いろんな地域の中で猫と共に共存共栄というか、人間も猫も一緒に生きていくためには、やはり猫にも避妊を義務づけるというか、そういうことをしていかないとこの文化の中では生きていかれないと思うわけです。

それで、どんどん増えていくのを黙って見過ごすのもよくないし、ということになりますと、やはりこういうある一定の金額をかけて猫と共によい環境の中で暮らすという、ペットとして暮らすという、そういう条件をもう整えていかなければいけない時代に入ってきていると思いますので、ぜひ町でも一定の金額を入れて猫の避妊に協力するべきだと思ひまして、賛成といたします。

議 長 ほかにも討論はありませんか。——ありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから6陳情第4号 餌やり猫及び生活困窮者の猫の避妊去勢手術助成制度の創設を求める陳情について採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

本陳情を委員長の報告のとおり採択とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、6陳情第4号は採択することに決定いたしました。

議 長 日程第5 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第124条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、本件については別紙のとおり議員派遣することに決定いたしました。

議 長 日程第6 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題といたします。

会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について各委員長から申出があります。

お諮りいたします。

申出の事件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、本件については各委員長からの申出のとおり継続調査といたします。

ここで暫時休憩といたします。少々お待ちください。

休 憩 午前10時04分

再 開 午前10時05分

議 長 会議を再開します。

ここで町側より発言を求められていますので、これを許可いたします。

〔宮下副町長登壇〕

副 町 長 すみません。時間を取らせませすけども、先日の一般質問の中で浜田議員のされた弁護士に関する案件につきまして、あの一般質問だけでは事実が明らかではないと思いましたが、その経緯について御説明をさせていただきたいと思ひまして資料を配付させていただきました。

その後、長谷川法律事務所の長谷川先生と話をいたしまして、その関係につきまして整理し、先生の見解とともに示してございますので、それについて御説明をさせていただきます。

資料を御覧いただきたいというふうに思います。

これは私が扱っておりますので、私への報告ということになっておりますけども、倉田工務店との件ということで、赤線に関する件でございますので、よろしく願いをいたします。

これは、頭書の件ということで、対応について経緯と法の見解ということで、報告としていただいております。

まず事実経緯でございます。

1といたしまして、長谷川洋二法律事務所の顧問先——倉田工務店というのは、顧問をしているのは事実でございます、その会長から令和6年1月16日に本件赤線道について障がい者が車椅子で通行するために便利なように補装をしていいのかという質問があったということでございます。

そして、先生のほうで赤線道については市町村が管理しているから飯島町の確認をしてから連絡すると回答したということです。

3に入りますが、その上で、同年1月中旬に別件で飯島町役場に行った際に、私に赤線について舗装することについて町の詳細を得られるかと聞いたところ、私からは町の条例により隣地所有者等の同意がないと許可できないと回答があったということでございまして、次のページへ行きますが、これは実際に訪問されて私と話をした経過でございます。

そして、次のページでございますが、そこで、「当職」って書いてありますが、先生はその旨を倉田会長に伝えたということでございます。この時点では町と倉田工務店の間には具体的な利害の相反関係はないというふうに言っております。

しかし、町から聞いたところによると倉田工務店は町に無断で赤線道に砂利を敷いたとのことであったということで、そこで、顧問弁護士の先生のほうから倉田工務店の会長に対して電話で抗議し、かつ町の代理人として——資料①というのがございます、ちょっとめくっていただきますと4月9日付の長谷川洋二法律事務所から倉田工務店に宛てた文書がございます。

飯島町が管理している赤線道に貴社が町の同意を得ることなく、砂利を敷いたことについて、町からは、4月末までに、貴社が砂利を取り除き、転圧して現状に回復しないと、当職に依頼して貴社に対して、原状回復に要する費用の損害賠償請求をすることを考えています。

これは私が言ったことでございますが、

この場合、当職としては、貴社の顧問弁護士を辞職して対応することになります。

町が、原状回復を求めている以上、貴社としては、これに従うしかないと考えています。

ということが書いてございます。これを4月9日付で倉田工務店へ送ったということでございます。これが書面です。

2ページのほうへ戻っていただきますと、資料①の書面を送付し、倉田工務店が無断で砂利敷きしたことについて、砂利を取り除き転圧して現状に回復するよう請求し、倉田工務店が町の要請に応じない場合は、当職は倉田工務店の顧問弁護士を辞職して町の代理人として倉田工務店に損害賠償請求を行うことを通知したということで、その内容でございます。

この関係につきましては、この通知を受けて倉田工務店は砂利を撤去したということでございます。

それで、2は、これまでの経緯につきまして「以上の事実経緯についての法的見解」ということになっております。

まず、長谷川弁護士は町の代理人として対処していて双方代理はしていない。

さらに、町の代理人として倉田工務店に対して倉田工務店の顧問弁護士を辞職して倉田工務店に対して損害賠償請求を行うと通知し、当職の立場は100%町の代理人として対処している。よって、町と倉田工務店の利害が対立する事実について双方の代理人として関与した事実はない。

むしろ倉田工務店は、当職が町の代理人として倉田工務店の顧問を辞職して倉田工務店に損害賠償請求を行うと強気で対処したことにより、倉田工務店は当職の要求に応じたものであるということです。

なお、本件について当職は町からも倉田工務店からも1円の報酬も受け取っていない。

なお、ちなみに資料②の「弁護士理規定」って書いてありますが、資料をちょっと見てくださいと②という資料がございます。

これは一般質問のときに浜田議員さんがおっしゃって私が答えていた文書かなというふうに思います。

弁護士職務基本規程ということでございまして、その第28条でございます。

一般質問の中では第3号に該当するかなと私が申し上げたら、副町長の解釈が違うというふうに議員さんはおっしゃいましたが、それはそのとおりだというふうに思います。その辺は、あのときは相談しておりませんでしたので、私も私の解釈でお答えをしました。

今回の場合、この見解ですと第28条第2号に該当するのかなという見解でございまして、これは

第2号に掲げる事件についてその依頼者及び相手方が同意した場合並びに第3号に掲げる事件についてその依頼者及び他の依頼者のいずれもが同意した場合は、この限りではない。

ということで、同意すれば別に構わないというのが規程でございます。双方代理でもないということでございますけれども、この件につきまして双方代理はしていないという先生の見解でございますので、そちらを私は信じております。

ということで、次の5に参りますが、なお、ちなみに——第28条に規定されている…。

「この既定は、双方が信頼している特定の弁護士に仲裁的に対応を求めたほうが、解決が早く弁護士費用も掛からないということがあり得るからである。」というふうに書いてございますが、その辺の見解はまたあれでございますけれども、今回の件につきましては双方代理ではないということございまして、一般質問の中でいろいろ質問されて、いろいろなものが出てくるのかなというふうに思いましたんで、私のほうで先生とお話をさせていただいて見解を求めたところでございます。

我々といましては、この地域の弁護士でございますし、行政的なものも詳しい先生でございますので、双方代理をしていないということに対して私は信頼をしております。

この件に関しましても、全部調べてやられたというようなことは——多分、浜田議員さんの一般質問の中では、個別な案件に対してすごく精査をされたということはないというふうに私は理解しておりまして、法律的な解釈の中でやっておられるかなというふうに考えておりますけれども、法的にも一番の法律の民法の第108条のただし書にはその当事者同士が双方代理を了解すればいいというふうに書いてございますので、私といましてはこの見解に従って別に問題はないというふうに理解しますので、よろしくお願いたします。

〔宮下副町長降壇〕

議長 報告がございました。

これから町側の本件に対する報告について質疑を行いたいと思います。

質疑があったらどうぞ。

6 番

浜田議員

まず第一に、一般質問の訂正をこういう形でやるのが可能なのかということが一つあるんですけども、先ほど副町長が認められた弁護士内部規程ですね、内部規程第 28 条ですか、これは、私は間違えだというふうに申し上げたんですけども、今の答弁は副町長が間違えたと認められるという意味でしょうか。もしそうだとすれば、それは議会会議録に残る話ですので、本日中にこの訂正をしないと議会会議録を訂正しないことになるわけですけども、そういう意味も含めて間違えだということを認識されたのかどうかをまず初めにお答えをお願いします。

副町長

弁護士規程の第 28 条の 1 号・2 号・3 号・4 号とございますけども、私はたしか 3 号を引用してやったと思います。それは、浜田議員さんのおっしゃるとおり私の解釈違いだというふうに理解をしていますが、この案件からいきますと第 2 号に該当するというのでございますので、第 2 号の該当件で理解をしているということでございますので、この解釈が、法律の専門家ということで、先生の指示に従って私も第 2 号だということで改めて理解をいたしましたので、その件につきましては、確かにあの件——第 3 号という件につきましては間違いだったということでございますので、よろしくお願いたします。

6 番

浜田議員

まあ第 2 号でもあり得ないと思いますけどね、別の事件というのがここには要件としてついていますので。顧問弁護士の言い分をそのまま反映されたのかなというふうに思います。

それから、2 つ目です。今日突然出された事実関係を私がこの場で調査するだけのいとまはないわけですけども、少なくとも——町がここに関わる町民に提出された書類がありました。その中で長谷川弁護士に最初に相談したっていう事実の記録はなかったんですね。つまり、この工務店のいわば代理人として原状回復を求めたという報告を町にしたという話が最初に書いてありました。それで、副町長がいろんな点で相談したというのは、日程的にはそれよりも後になっていました。

もしそうだとすると、最初から弁護士が町の代理人として——町側の代理人として行動したということにはならないはずで、私の質問の中にはそごはなかったというふうに思っております。

したがって、この説明は、私は受け入れることができません。

ですので、後ほど議決を提案したいと思いますけれども——ここにも日にちは書いてありませんよね。当職は最初から町の代理人として行動していたという事実関係は一体どこにあるのかと、ここにも数字——日には書いてないと思いますので、これ自身はそれを証明することにはなっていないと思います。

私が信じているのは町側が発行した事実経過全体を町民に手渡した資料です。これは、この場で私が出すのが適切かどうか分かりませんので、後に情報公開請求をしたいと思っております。

それで、この情報公開請求の中に日程が記述してあって、その中には副町長が相談し

たという事実は記載されていないはずですから、ですから、最初から長谷川洋二弁護士が町の代理人として行動したという事実はこの書類の中には認められません。

以上、私の見解を述べておきます。

議 長

お答えありますか。

副 町 長

そうおっしゃいましたけども、倉田工務店が先に相談したのかもしれませんが。確かに先生が来られて、これで。聞かれたことは事実でございますし（浜田議員の発言あるも聴取不能）え、（浜田議員「その時点で駄目だって言っているんですけど」と呼ぶ）そういう解釈ではないので、私はそういう解釈はしておりません。

2 番

坂井議員

2点確認したいんですけども、長谷川先生から送られてきた資料の中では弁護士法というのに何も触れられていないんですけど、弁護士職務規程というのはあくまで弁護士が守るべき内部規程なので、弁護士法がその上位にあるんですけど、弁護士法に対しての資料は送られてきていなかったのかというのが1点と、あと、すみません、倉田工務店は法律相談をしていたということが町の作成した事実経過書に記載があるんですけど、改めて確認しますが、これは事実経過書のとおりということでもいいのか、この2点をお願いします。

副 町 長

弁護士法の規定については、記載したものは送られてきておりません。長谷川先生はこれで十分だというふうに理解をされているというふうに理解をいたします。

それから、もう1点は何でしたっけ。（坂井議員「法律相談していたのは事実か」と呼ぶ）

議 長

倉田工務店さんが、はい。

副 町 長

法律相談をしたのは確かだというふうに思います。向こうが先に言ったのだというふうに私は理解しております。

議 長

ほかに質疑はありませんか。

2 番

坂井議員

今の答えを受けて、また浜田議員から意見書が出ると思うんで、そこでまた補足説明したいと思います。

以上です。

3 番

折山議員

それじゃあ確認です。

長谷川弁護士は倉田工務店から相談を受けたっていうのは事実のように今確認をしましたが、相談と弁護士活動を引き受けるかどうかっていうのは、これはまた別物ではないかというふうに思って、相談を受けた内容の案件を精査したところが、これは町の立場を優先してというふうに長谷川弁護士はそこで町の顧問弁護士という立場にきれいに割り切ったと、これから案件として扱うには一方の顧問弁護士を辞退するよと、こういうような申出であったというふうに酌み取りましたが、それでよろしいですか。

副 町 長

そのとおりだと思います。赤線の管理に対しましては条例の中であらかじめ隣接者と周りの同意を得ることになっておりますので、同意を得なくてやったことに対しまして

は、それは違法性があるということで先生は理解されたというふうに思います。
以上です。

3 番

折山議員

どうか今日は私の聞くことにきちっと答えてもらえない答弁が多いんですが、私の聞いたのは、長谷川弁護士は、1つの情報として倉田工務店から受け取ったものに対して、どっちの側に立ってのいわゆる弁護士活動をするかという判断を、そこで聞いた情報をもって私は町の顧問弁護士として活動しようというふうに決断された、時間的な経緯からいくとそういうふうに私は受け取りましたが、それでよろしいかどうかということで、いいか悪いかで言ってくれば。

副 町 長

それでよいと思います。

6 番

浜田議員

これを全部この時間で読み込むのは大変なんですけども、長谷川弁護士からの2ページ目、7、倉田工務店が町に無断で赤線道に砂利を敷いたとのことであったということで、当職は倉田工務店の会長に抗議をして、「倉田工務店の顧問弁護士を辞職して、町の代理人として、倉田工務店に損害賠償請求を行うと通知した。」と書いてあります。この日は一体いつなんでしょう。ここになぜか日にちが書いてないんですね。私が大事にしているのは前後関係なんです。

それで、相談ただけで弁護士は弁護士活動に入りますからね。ですから、この前後関係がはっきりしなければ要点が分からないということで、なぜここに日にちが書かれていないのか、それで、それをそのままなぜ副町長はよしとして提出したのか、この点をお伺いします。

副 町 長

資料①に書いてございますけども、①の倉田工務店に通知した文書、これを先生が私どものところへ送ってこられて、こういうふうに通知しましたということで、私どもは4月11日付で受付をして先生がそういう通知をしたということを理解しておりますので、日付は4月9日だというふうに理解しております。

議 長

よろしいですか。

6 番

浜田議員

はい。

議 長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

それでは、以上で町側の報告は終わりいたします。

ここで休憩を取りたいと思います。再開時刻を10時40分いたします。よろしいですか。休憩。

休 憩

午前10時24分

再 開

午前10時40分

議 長

会議を再開いたします。

初めに、報道機関より写真撮影の許可を求められておりますので、これを許可いたします。

ただいまお手元に配付のとおり、坂本議員から3件、三浦議員から2件、堀内議員、坂井議員、浜田議員からそれぞれ1件、計8件の議案が提出されました。

お諮りいたします。

本案を日程に追加し、追加日程第1～第8として議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕〔議長、動議〕と呼ぶ者あり〕

議長
1番

1番 伊藤議員。

伊藤議員

追加日程第8 発議第12号 飯島町顧問弁護士との契約解除を求める決議は、これは秘密会にすることはできないのでしょうか。報道機関が来ていて、もし、あしたこのことが新聞に載るといようなことがあってもいいかどうか、そこら辺の判断から、議長。

議長

伊藤議員の動議について賛成する方はいらっしゃいますか。

〔挙手者なし〕

議長

賛成なしと認めます。動議については否決、取り上げないことに決定いたしました。それでは8議案を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

議長

追加日程第1 発議第5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

議案朗読（「議長」と呼ぶ者あり）

議長
1番

1番 伊藤議員、何か……。

伊藤議員

今回、日程的に、発議が8つあります。それで、これを事務局のほうで全部読むということは、これ何か規定で読まなければいけないという規定があるのでしょうか。もしなければ、これは議員の方は目を通して、見ていると思います。それで、文面が変わったところがあるならばそこだけ言っていただいて、今日は11時45分から何かお披露目があるということもあるし、そこら辺、これは何か時間の無駄、合理化に反するかなと思って、ちょっと私の意見ですけど、議長、どういうふうに考えますか。

議長

従来、全部読んでいますので、従来どおりやらせていただきたいと思います。もし変更があるのであれば、後ほど議運なり全員協議会で協議して決めていただきたいというふうに思います。（「議長、発言、よろしいですか」と呼ぶ者あり）はい。何か。

2番

坂井議員

すみません。今の点なんですけど、本会議は記録に残るんで、会議録に残るんで、全部読み上げることに意義があるというふうに考えます。時間がかかってしまうのはしょうがないんですけども、今回はたまたまこういうことなんで、納得いただければと思

います。

議長 そのとおりでございます。
 それでは提出者の趣旨説明を求めます。
 4番 坂本議員。
 [坂本議員登壇]

4番 坂本議員 それでは趣旨説明をいたします。
 へき地教育振興法は十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しております。
 また、「へき地手当の月額、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める。」
 としております。

長野県では2006年度より1級地の僻地手当率を下げまして、現在ではそれば基準の3分の1程度まで回復しておりますけれども、以前として長野県の中では——長野県というか、近隣県より手当支給率に大きな差があります。低いということになっております。

それで、県境、特に南のほうが僻地となっておりますけれども、そこから隣の県に教員が流出しているという実態もあると聞いております。

2022年10月の県人事委員会に職員の給与等に関する報告で、ここでも低いことが指摘されております。それで、近隣県との均衡を考慮して検討することが必要ということが2年続けて言及されております。

よって、県は記以下の内容に対してきちっとした対応をしていただきたいということを提案するものです。

多くの議員の皆様方に意見書への賛同をお願いしたいと思います。

議長 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議長 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 提出者は自席にお戻りください。
 [坂本議員降壇]

議長 これから討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議長 討論なしと認めます。
 これで討論を終わります。
 これから発議第5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書を採決いたします。
 お諮りいたします。
 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

議 長 追加日程第2 発議第6号 子どもたちが均等に学べる環境を整備することを求める
意見書
を議題といたします。
事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 議案朗読

議 長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
4番 坂本議員。
[坂本議員登壇]

4番
坂本議員 それでは趣旨説明をいたします。
2025年度から小学校の学級定員数は全学年で35人となりました。しかし中学校は40人のままとなっております。
長野県では2013年度に小中学校全学年で35人学級を実現しております。
現在の教育環境は、非常に子どもたちもなかなか個性的という子どもたちも多く、先生も成り手不足もあって教員の不足も生じている中で、教育現場は進んでおります。
そういった中で、さらなる少人数、全国の中でも35人学級を実現していただきたく、今回の提案をするものでございます。
それから、義務教育費国庫負担制度は、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたままの状況となっておりますので、現在、国の財政状況はいろいろありますけれども、この部分を自治体で加配しているところもあります。
しかし、国の政策として十分な教員配置のための財源を確保することは国がやるべきことだと思っておりますので、憲法上の要請となっております。
記以下、1、2に関して国に求めていると思います。
皆様の御賛同をお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
提出者は自席にお戻りください。
[坂本議員降壇]

議 長 これから討論を行います。
討論はありませんか。——ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから発議第6号 子どもたちが均等に学べる環境を整備することを求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第3 発議第7号 子どものために教育環境の改善を求める意見書を議題といたします。

事務局長 議案朗読

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

8番 堀内議員。〔堀内議員登壇〕

8番 堀内議員 それでは本意見書に対する提案の説明を行います。

発議第6号では国に対して意見書を提出するものとなっております。

こちらは、毎年同じような意見書を出しているんですけども、根本的な改善につながっていないというのが現状です。

そこで、委員会の中で話し合った結果、県に対して加配定数というものをしっかり見直すというところを重点として上げていけばどうかという話がありましたので、今回は、一人一人の子どものために寄り添った対応を行い、豊かな学びを実現するために教育環境を改善するということが大事だということがありまして、今意見書を提出するものです。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

提出者は自席にお戻りください。

〔堀内議員降壇〕

議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号 子どものために教育環境の改善を求める意見書を採決いたしま

す。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第4 発議第8号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求めるとともに、速やかな国内法整備を求める旨の意見書を議題といたします。

事務局長 事務局長に議案を朗読させます。

議長 議案朗読

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

2番 坂井議員。

〔坂井議員登壇〕

2番 坂井議員 それでは趣旨説明を行います。

国連は1979年に女性差別撤廃条約を採択し、日本は1985年に同条約を批准しました。この条約自体は現在189か国が批准しております。

その後、国連は1999年にこの条約の実効性を強化するためにオプション規定である選択議定書というものを国連総会で決議、採択したところ、この議定書は115か国が批准しております。

選択議定書というのは条約本文にプラスして追加される法的な文書のことをいいますが、条約の本文には賛成するけれどもプラスアルファの部分には反対すると、そういったことが認められております。

日本政府は、この議定書をいまだ批准しておりません。

しかしながら、日本はジェンダー平等ランキングで146か国中125位、G7の中でも最下位です。

また、日本政府自体が第5次男女共同参画基本計画において「我が国は国際的に大きく差を上げられている。」こと、「諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める。」と明記しております。

したがって、選択議定書の速やかな批准を求めるものであります。

一方で、同議定書に規定されている国連女性差別撤廃委員会の調査については、国連の職員が対象国の同意を得て対象国の領域内で調査を行うことができるとされているので、司法権との関係で国内法との整合性を図る必要があると言われております。

この点について委員会において質疑をしたところ、女性差別撤廃条約の議定書を日本が批准していないのはなぜかという質問に対して、答えとして国内法の整備が早期に臨まれるという答えがありました。

したがって、この答えを取り入れて女性差別撤廃条約議定書の速やかな批准を求

めるとともに、速やかな国内法整備を求める旨の意見書を提出いたしました。

以上です。

議長　これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
提出者は自席にお戻りください。
〔坂井議員降壇〕

議長　これから討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第8号　女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求めるとともに、速やかな国内法整備を求める旨の意見書を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長　異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

議長　追加日程第5　発議第9号　訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を議題といたします。
事務局長に議案を朗読させます。

事務局長　議案朗読

議長　本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
7番　三浦議員。
〔三浦議員登壇〕

7番
三浦議員　それでは訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書について趣旨説明を行いたいと思います。
4月から介護報酬の改定があり、訪問介護報酬のみが引下げとなりました。厚生労働省は経営実態調査の平均値が7.8%と高いとしましたが、大手事業所の収益が大きいためです。本来は中央値を基準に検討されるべきものであり、明らかに厚生労働省の算定に誤りがあると考えます。
実態は4割の訪問介護事業所が赤字であり、経営が厳しい事業所がほとんどです。訪問介護報酬引下げが実施された4月から5月にかけて長野県内の訪問介護事業所

482 事業所のうち 213 事業所のアンケート回答の結果では、9 割の事業所が訪問介護報酬引下げに怒りを表明しています。

ヘルパーの人材確保が困難なこと、移動に時間がかかり訪問件数は少ない、燃料高騰などが追い打ちをかけている、事業の継続ができない、小規模の事業所は処遇改善加算を受けてもプラスにならない、常勤の職員が少なく加算要件を満たせない、加算を受けるための煩雑な事務は人手がかかり過ぎるなど、地域を支えている小さい事業所ほど加算を受けにくい状況があります。

以前から、ヘルパーは人材不足が深刻であり、賃金が安いと募集をしても応募がないと報酬の引上げを関係団体から求められてきました。常勤のヘルパーの給与であっても全産業平均を月額で約 6 万円下回っていることから、訪問介護報酬を引き上げることが必要だと考えます。

地域介護を支える訪問介護事業所の運営、経営がさらに厳しくなることは、在宅介護を支えることが困難となり、介護崩壊となりかねない事態であります。

6 月 5 日に衆議院厚生労働委員会が介護・障がい福祉事業者の処遇改善に関する決議を全会一致で議決しています。決議では、介護福祉事業者は重要な職責を担っていると指摘、他産業と比べて給与水準が低い状況であるとして、優れた人材の確保、サービス提供体制の整備をするため報酬改定などの影響を介護事業者等の意見も聞き速やかで十分な検証を行い、賃金などの処遇改善に資する施策を検討し、必要があると認めるときは必要な措置を講ずるべきと政府に求めております。

このように介護報酬引下げへの抗議の声は全国から起きており、厚生労働大臣が影響調査実施に向け準備を急ぐと表明しております。

このような実態を踏まえて、早急に訪問介護報酬の引下げを撤回し、経営実態調査の中央値を基準とした根拠ある算定による介護報酬の見直しを行うよう再改定を求めるものです。

今タイミングで関係機関へ意見書を上げることは大変意義のあることと考えております。ぜひ皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

提出者は自席にお戻りください。

〔三浦議員降壇〕

議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第9号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第6 発議第10号 野良猫等の避妊去勢手術に係る費用への助成を求める決議

を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 議案朗読

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

7番 三浦議員。

〔三浦議員登壇〕

7番

三浦議員 それでは野良猫等の避妊去勢手術に係る費用への助成を求める決議について趣旨説明を行います。

野良猫への餌やりや多頭飼育などの飼育崩壊やふん尿の被害などが社会的トラブルとなっているということが、報道でも、またかいわいでも問題となっております。

一方では、野良猫に避妊・去勢手術を行って地域猫として地域の中で保護をする取組も全国的に広がっているところです。

せんだって、保護団体のハッピーテールから上伊那地域の実態をお聞きしました。その中では、やはりおなかをすかせている野良猫をほっておけないという人間の心理や孤独感などから餌やりを続けてしまう、そんな方たちもいる、また経済的な理由として飼い猫の避妊・去勢手術もなかなかできないので多頭飼育となってしまっていて大変な状況になってしまっている、そんなことをお聞きしております。

ハッピーテールの皆さんは、求められれば野良猫を捕獲して避妊、去勢の手術の動物病院に行って処置して返すと、また保護して自宅で保護猫を飼育しているという方もおいでのようです。そういう取組をしていますけれども、その取組の費用はどうなっているのかというふうにお聞きをしましたところ、長野県動物愛護会上伊那支部というところで、どなたかに寄附をいただいたものをずっと出させていただいて費用に充てていたようなんですけれども、令和7年には底をついてきて縮小されるか終了となるというふうにお聞きをしました。

保護活動も、なかなか、そういうことで避妊・去勢手術をするということは費用のかかることですので、幾ら支援団体でも費用がなければできないということになってしまいます。

そういうことから、長野県内でも本当に多くの市町村が助成制度を実施しております。

上伊那にはありませんけれども、伊那保健所くらいしかありませんけれども、下伊那では、泰阜村とか下条村とか、近くは高森町かな、大鹿村もそうですね、そういう制度をつくって助成をしています。県内では多くのところが、金額は大分違いはしますけれども、助成をしています。

それで、そんなことで、そういう状況があるので飯島町としてもぜひ野良猫等の避妊・去勢手術に対する助成制度を構築していただきたいということで委員会として決議をしましたので、求めるものです。

以上です。

ぜひ皆さんの賛同をお願いしたいと思います。

議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

提出者は自席にお戻りください。

〔三浦議員降壇〕

議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第10号 野良猫等の避妊去勢手術に係る費用への助成を求める決議を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第7 発議第11号 能登半島地震で被災した地域に迅速で強力な支援を行うよう国に求める意見書

を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 議案朗読

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

4番 坂本議員。

〔坂本議員登壇〕

4番

坂本議員 それでは、この文面の趣旨説明をいたします。

現在、地震から5か月が過ぎましたが、能登地方では瓦礫の撤去が進んでいません。私は、5月下旬、穴水町と能都町の社協企画の災害ボランティアに参加してきました。

穴水町の高齢化率は49.1%、能都町の高齢化率は50.4%という中で、家屋の倒壊は耐震のない古い建物で、高齢者の一人・二人暮らしの方々が多いようでした。

穴水町では、液状化のため電柱は傾いており、マンホールが飛び出していたり、道路はあちこちで亀裂が入ったようで、現在は生活に支障のあるところは直してありましたが、倒壊のおそれのない程度の電柱はそのまま傾いた状態になっておりました。

全壊の建物は国の補助金が出ますけれども——撤去費用が出ますが、半壊は各自負担で、資金のない方々はどうすることもできないというお話を聞いております。

新聞報道では上下水道の復旧は終わったということになっておりますが、実態は、個人敷地内の通水は本人負担でありました。工事業者が足りない中で1年以上はかかるのではないかという地元の方のお話しでした。

災害ボランティアは石川県に登録してという初めての試みがネックとなり、現在の延べ1万4,500人と、過去の地震のためのボランティア人数からはとても少ない人数となっております。受入れシステムの不備が指摘されております。

このように、被害の深刻さに比べて復旧が遅れています。国へ被災した地域に迅速で強力な支援を行うよう求めるものです。多くの議員の方々の御賛同をお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

提出者は自席にお戻りください。

〔坂本議員降壇〕

議 長 これから討論を行います。

討論はありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第11号 能登半島地震で被災した地域に迅速で強力な支援を行うよう国に求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

議 長 追加日程第8 発議第12号 飯島町顧問弁護士との契約解除を求める決議を議題といたします。

事務局長 事務局長に議案を朗読させます。

議長 議案朗読

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

6番 浜田議員。

〔浜田議員登壇〕

6番 浜田議員 それでは決議案の趣旨説明を行います。

朗読のとおりでありますけれども、この決議の中心的な課題は町の顧問弁護士が不法な工事を行った施工業者の弁護士でもあるというところにあります。

それで、これは弁護士法第25条の禁じる利益相反に相当するっていうふうに考えまして、こういう弁護士を町の顧問弁護士として継続的に契約を行うことは、町行政の公平性を損ねる、それと同時に、場合によっては町の利益を損なう可能性もある、この文書のほうに逆のケースがあった場合のことを書いてありますけれども、そういう可能性があるということで、町としては速やかに顧問契約を解除すべきだということを提案するものであります。

なお、本日冒頭に副町長からせんだっての一般質問での答弁の訂正が行われました。しかしながら、この訂正は、もちろん引用が間違っていたということはあるんですけども、つまり、細かい話になりますけども、弁護士法第25条の第3項を適用したのが間違いだったと、そうではなくて第2項だというふうに書いてあるんですけども、いずれにしても、これは非常に具合の悪い説明でして、いずれにしても両方の立場にある弁護士であったということを副町長の答弁は認めた結果になっています。ですので、利益相反の疑いというのは決して解除されないというふうに解すべきだろうと思っております。

町の名誉を守るためにも、ぜひこの決議に御賛同いただきますよう求めて、説明いたします。

議長 これから質疑を行います。

議長 質疑はありませんか。

8番 堀内議員 それでは質疑を行います。

この事件は1月から始まっているものだというふうに記載がされております。それで、今現在6月の半ばまで来ておりますが、この内容から見ると、利益相反の行為だと強く疑われるということは結構重大な問題だというふうに認識をしておりますが、現状、1月から6月までの間に何かしら民事や刑事で何か罰則のあったようなものはあるんでしょうか。

何か、これが本来表に出てきたら本当は罰則されるようなものだというふうに解されるんですけども、これが1月から6月の間に何かしらそういうものの罰則を受ける方向性のものが出ているのかどうか、外部として、町としてや業者として、そういうものを、何か、本来だったら申合せをするわけじゃないですか、それは罰則ですよとか違反ですよっていうのは、刑事罰とか法罰になるんで、そういうのが、何かしら行為があっ

たのかどうかお聞かせください。

6番
浜田議員 それは分かりません、そこまで私の認識の範囲ではないので。
ただ、少なくとも町のほうから原状回復の要求が出されて、業者は途中までしかけた工事を自分の費用で撤去したというところまでが確認できています。

議長 ほかにも……。

2番
坂井議員 すみません。賛成議員として補足説明を行いたいですけれども、よろしいでしょうか。

議長 今のあれでは、賛成議員の賛成討論は討論の中でしていただくようになっております。ここで補足説明としては、賛成討論は以前からなくしておりますので、御了承ください。ほかにも質疑ありますか。

9番
星野議員 9番 星野です。
この件において、町側から提出された資料においては一切町の損害はないと思いますけど、その点はいかがですか。

6番
浜田議員 私から答弁する立場ではないと思いますが、少なくとも町が管理、所有している赤線で不法な行為が行われたという意味では町に不利益があったと、つまり町の管理権が侵害されたこととなりますから、そういう事態が発生したということになります。
ただ、最終的には撤去されて原状回復したので、それをどう解釈するかというのは、町側と、それから工事を行った事業者との関係だというふうに思います。
単に原状回復だけで済むのかどうかという問題は、ちょっと私の判断の範囲外のことであります。
ただ、現実にかようなことが放置されるのであれば、町の顧問弁護士が利益相反のようなことを今後もある潜在的な可能性があるという意味でこの決議を提出したと、そういうことであります。

議長 ほかにもありますか。

3番
折山議員 今のはちょっと星野議員の質問に対する答えじゃなかったような気がするんで確認ですが、星野議員の言われたのは、今の議題になっているのは顧問弁護士のことで、業者の行為ではないということで、星野議員の質問は顧問弁護士の行為によって何か町に不利益はありましたかという質問だったような気がするんですが、それでよかったです、そのことに対する答えをお願いします。

6番
浜田議員 それはなかったと思います。
ただし、そのことについては、この中に書いてありますけれども、今回はたまたま町の求める方向と顧問弁護士、施工業者の顧問弁護士が求める方向は一致していました。

ただ、そのことは、実は、法律の解釈上、何ら顧問弁護士の正当性を擁護することにはならないんですよ。つまり、ここに書いてあります（星野議員「損害はないということで、そういったことだけで大丈夫です」と呼ぶ）ああ、そうですか。

法的には形で判断するんです。そうしないと、こっちに何割味方したからいいじゃないとか、そうじゃないとかいうことで利益相反を曖昧にすることはできない、もともとそういう形を取ること自体が違法だということがこの論点だというふうに御理解いただきたいと思います。

議長
2番

ほかに質疑ありますか。

坂井議員

確認ですけれども、決議書の一番下に記載されている、仮に今回同弁護士により相手方企業の工事には問題がないとの見解が示されていた場合、同弁護士の顧問先である町の不利益の下、同じく同弁護士の顧問先である相手方企業の利益が図られたことになるということなんですけれども、これは、今回はたまたま町側の意向に沿った見解が示されたけれども、例えばいろいろ法的に争いがある部分で、それで相手方企業の意向に沿った見解が示されていた場合、最終的に町が不利益を被る、町というか、最終的には町民が不利益を被る、こういった抽象的な危険があるということで、顧問契約を今後も続けるということは不利益につながると、そういう理解でよろしいでしょうか。

6番

浜田議員

全くそのとおりです。先ほども言いましたように、ある一人の弁護士が両側の弁護士としての役割を果たせば、それはどういう不利益につながるかは想像がつかないわけですから、今、坂井議員の質問にあったように、町の、町民の不利益になる動きが生じる場合は当然あるということです。ですから、弁護士法はそれを禁じているわけですから、そのとおりだと思います。

議長
6番

浜田議員、指名してから答えてください。

浜田議員

あ、失礼しました。

議長
5番

ほかにありますか。

宮脇議員

すみません。なかなか理解ができなくて、本当に法律のことが分からないもので大変恐縮なんですけれども、イメージとして捉えたときに、ある事業所と顧問弁護士の契約をしている、その事業所の案件に対して——案件っていうか、まあ、そうですね、今回の場合は赤線のところに何か砂利を敷いてしまったという、そのことに対してどこから情報が入ってきて、それで、その弁護士が町側の顧問弁護士であった場合に、そのことについては、この弁護士は一切触れてはいけない、そういう規定だということでしょうか。それに違反しているということでしょうか。

6番

浜田議員

はい。そのとおりです。

議長

発言を求めてください。

6 番

浜田議員

はい。そのとおりです。

議 長

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

以上で質疑を終わります。

提出者は自席にお戻りください。

〔浜田議員降壇〕

議 長

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1 番

伊藤議員

それでは反対の立場から討論をいたします。

まず1点目、顧問弁護士との契約解除を求める決議文書の中に利益相反行為があったと強く疑われるものとありますが、当事者、関係者、全員から聞き取り調査したわけでもない。またこの件の当事者、括弧顧問弁護士が不正を認めたわけではない。認めているならばその資料があれば添付してもらい、なければ納得できない。

2番、「この現状を放置する」とあるが、「この現状」とは何を指すのか不明。もめごととは既に解決されており、また相手会社の顧問弁護士は既に辞職し、問題は全て解決している。

3番、文書の中に最高裁判所判例昭和48年4月24日の判決があるみたいですが、これは何のことを言っているのか具体的に示されていないので判断ができる材料にはならない。分からない、何のことを言っているか分からない。

4番、この決議文は、深刻な問題であり法律の問題であるので慎重に対処すべきと考える。考え過ぎかと思いますが、もし仮に相手弁護士から事実確認、調査もなく名誉棄損で議会が訴えられたとしたらどのように考えるのでしょうか。

5番、この案件は人事の任命に関することであり、人事権、任命権は行政側が決定することであり、議会の越権行為ではないかと思われる。

6番、利益相反が生じる意味とは、対象となる行為の結果、一方にとっては利益となると同時にもう一方にとっては不利益になってしまう行為のことで、今回の件は両者が業務上の手続をしなかったことが原因で、利益行為には当たらないと思う。

それと、メールで来た決議文と議会で来ている決議文の内容が違っているので、私はメールで来た決議文から反対討論をしていますので、内容が幾らか変わるかも分かりません。

それで、新しい決議文の中に「町の不利益のもと、」とか「町民の利益が著しく害された」という文章がありますが、これは、利益は町にとっては何もないし不利益もないし、相手の会社も、まあ工事したところを戻したのは法律に基づいてやっただけのことで、これは当たり前のことで、利益、不利益は全く関係ないと思います。

それで、そういう理由から私は反対といたします。

議 長

ほかに討論はありませんか。

2番

坂井議員

本決議に賛成の立場で討論いたします。

まず初めに伝えておきたいのは、賛成議員として署名しまして、これからちょっと説明もするんですけど、私個人の利益のためにやっているわけじゃないっていうのを最初に言っておきたいです。

仮にこの決議が可決されて、町が今の顧問弁護士との契約を解除したっていうふうになって、それで、その後に私になろうとか、そんな気持ちは（笑声）本当に1%もないんで、ちょっとそうやって思われたらたまらないんで、ちょっとそれだけは、こうやって、先ほどちょっと話がありましたけど、会議録に残る形でこうやってちゃんと誓約しますんで、そこはまずお願いします。

それで、すみません、先ほど資料をお渡ししたんですけど、資料の配付を求めてもよろしいですか。

議長

はい。

配付済みです。

2番

坂井議員

配付されていますか。

議長

はい。

2番

坂井議員

よろしいですか。

議長

よろしいですか。

2番

坂井議員

じゃあ資料に基づいて説明というか、賛成討論を行います。

資料は利益相反について説明した資料一式です。

まず資料1を御覧ください。

資料1は利益相反全体、要するに総論について規定されたものです。ここを一部読み上げますけれども、

新しく相談いただいたり、依頼いただくにあたって、弁護士がまず確認しなければならないことがあります。それは「利益相反」の有無です。たとえば、Aという案件でSさんが弁護士に相談に行きましたが、弁護士はすでにその案件について相手方Tさんから相談を受けていたという場合。あるいは、相手方Tさんが別の案件Bですでにその弁護士に依頼をしていた場合。これらの場合、弁護士はSさんの相談や依頼を受けることはできません。

ということです。

それで、続いて資料2の2ページ目を御覧ください。

これも利益相反について説明したものです。これは弁護士法に基づいて説明したものですけれども、

顧問弁護士は、顧問先の企業の利益を最優先する義務を負います。そのため、顧問先の企業と利害が対立する事件について、依頼を受けたり法律相談に応じたりするこ

とはできません。

それで、下に参考条文で弁護士法第 25 条が書かれております。これはちょっと後で説明しますんで、取りあえず次に行きます。

資料 3 を御覧ください。

資料 3、

弁護士が業務を行う上でとても気を遣うテーマの一つとして、「利益相反」の問題があります。

ざっくり言いますと、「弁護士は、揉めている当事者両方の味方をしてはいけない(=どちらか一方の味方しかできない) という決まりのことで。

(中略)

また、「顧問先同士のもめごと」も、弁護士にとって頭の痛い問題です。A社とB社(中略)が揉めている場合、X弁護士はどちらの味方にもなれないのです。

それで、資料 4 に行きます。

受任ポリシー、この弁護士事務所が受任するに当たって守るべきポリシーを定めたものです。「また、当事務所の顧問先や受任中の依頼者を相手方とする利益相反案件についても依頼をお受けすることはできません。」

続いて資料 5、これもまた別の弁護士事務所です。

依頼できない事件はありますか

利益相反(中略)がある事件(紛争の相手方から小職又は当事務所の弁護士がすでに相談を受けている事件、当事務所の顧問先を相手方とする事件、等)は受任することができません。

続いて資料 6、これもまた別の弁護士事務所です。

法律相談をお受けすることができない場合について

ご相談者様の相手方が、以下に該当する場合、法律相談をおことわりすることがあります。

①ご相談者様の相手方からすでに法律相談を受けている場合

この場合は、当事務所で法律相談をお受けすることが出来ません。

弁護士法と職務基本規程で法律相談を受けることを禁じられております。

あと少しだけ、資料 7 の 2 ページ目を御覧ください。

「2 個別事件のご依頼」というところです。

なお、相手方が当事務所の顧問先であったり、すでに相手方からの相談を受けているなどの場合、法律相談や事件のご依頼をお受けできないことがございます。あらかじめご了承ください。

続いて別の事務所、「事業者の方からの御質問」、Q&A ですね。

「従業員個人の法律問題についても相談することができますか。」、答え「可能です。」
「但し、顧問会社を相手とする労使紛争などについては会社との利益が相反しますのでご相談に応じることはできません。」

最後、これはアンダーソン・毛利・友常という大きい事務所ですけども、この利

益相反の扱いについてという規定です。

当事務所は、多種多様な案件を取り扱う総合法律事務所として、クライアントの皆様との関係で生じ得る利益相反(中略)の確認とその回避につき、最大限の配慮を行っております。

「当事務所では、コンフリクト」——利益相反ですね、利益相反「処理に関する所内規程・マニュアルなどの整備、情報セキュリティ体制の構築、所員に対する教育・啓蒙活動に継続的に取り組んでおり、」「弁護士法、弁護士職務基本規程などの適用法令にしたがい、職務の公正を保ち得る態勢を確立しております。」と、これが世間の弁護士が利益相反に対してどう考えているかということに関しての一般的な意見になります。

この問題を私のほうで長野県弁護士会伊那支部のほうにちょっとこういう問題があるんだけどどう思いますかというふうに聞いたら、そこで出た多数意見は弁護士の常識としてはあり得ないというのが多数意見です。それで、それに対して反対意見はゼロでした。

その上で、先ほどの資料1～9を見ていただくとおり、普通はしないです、ざっくばらんに言うと。普通はしないです、今回の行為。

では、最後に法令の説明をします。

資料10を御覧ください。

資料10の左に「198」と書いてあるもの、2ページ目ですね。

これが弁護士法の規定です。

先ほど長谷川弁護士が弁護士職務基本規程っていうのを出していますけど、これはあくまでも弁護士の内部規程なので、弁護士法が上にあって、それに基づいて内部規程の弁護士職務基本規程っていうのはできているので、弁護士法が上位になっております。

その上で、第25条にはこう書かれております。

弁護士は、次に掲げる事件については、その職務を行ってはならない。ただし、第3号及び第9号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

今回問題となっているのは第1号です。「1 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件」、「相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件」については、弁護士はその職務を行ってはならないということになっております。

より詳しく説明します。もう少しだけ時間をください。

201ページと書かれているところをお出しくください。

まず本条の趣旨ですね、本条の趣旨なんですけど、一般に当事者の利益保護、弁護士の職務執行の公正の確保及び弁護士の品位保持にあるといわれ、続いて、判例は本条各号の趣旨が1から3までのいずれかに該当すると述べている。

そこから少し下に行きまして、

1号についてその職務行為を禁止する趣旨は、弁護士が同号所定の事件について職務を行うことが、さきに当該弁護士を信頼して協議又は依頼した相手方の信頼を裏切ることになり、このような行為は弁護士の品位を失墜させるのでこれを未然に防止す

ることある

と、このように趣旨が規定されております。

それで、続いて左上に 204 ページと書かれているものを御覧ください。

先ほどの第 25 条第 1 号について「相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件」というのがありましたけど、その説明です。

それで、相手方とは誰かということなんですけれども、「同一案件における事実関係において利害の対立する状態にある当事者をいう」ということです。

今回のケースですと、相手方の工務店は既に工事を行っておりまして、町は許可なく工事はできないという見解ですので、明らかに利害が対立していると考えます。

それで、続いて右上に「211」と書かれているページを見てください。

その一番下、「協議を受けて」の意義、協議を受けてとは、法律相談を受けることをいうと記載されております。

それで、さらに次に行っていただいて、212 ページと左上に記載されている場所です。これは「賛助」の意義です。

「賛助」とは、協議を受けた当該具体的事件について、相談者が希望する一定の結論（中略）を擁護するため具体的な見解を示したり、法律的手段を教示し、あるいは助言することをいう。

と、そこから別の段落に行っていただいて、弁護士が依頼者から法律事件の協議を受けた場合、何らかの理由で途中からその協議を謝絶し、または終わりまで協議を受けたがこれに対しなんら意見を述べなかった場合は、右法条における相手方の協議を受け賛助しに該当しないというべきものである、だが、法律事件の協議に対し事情を聴取した結果、具体的な法律的手段を教示する段階に達すれば、一般的にいつて右法条の賛助しに該当するものと認めるを相当とすると、これが裁判所の考え方です。

続いて 214 ページに行ってください。

賛助したと認めるためには、依頼者と弁護士との間に具体的な信頼関係は必要ではないと記載されております。

続いて一番大事な部分です。

右上に「219」と書かれているところを見てください。

これは非常に重要です。

先ほども双方代理の話が出ていまして、それで長谷川弁護士は双方代理に当たらないってことを言っているんですけども、今回は、そもそも双方代理の問題じゃないんですよ。双方から法律相談を受けた、それ自体が問題となっているということです。

それで、この弁護士法の解説にどう書いてあるかっていうと、

弁護士が、当事者双方の代理人としてした行為は、原則として本人に対して効力を生じない（中略）。当該弁護士の行為が委任義務違反となること、ひいては法 1 条に規定する誠実義務違反となることは明らかである。

これが双方代理の規定です。

それで、その後が重要なんです。

本号において相手方の「協議を受けて賛助し、又は依頼を承諾した事件」について職務を行うことを禁じたのは、上記のような双方代理に至らない場合であっても、一方当事者の事件依頼を承諾しておきながら他方当事者のために職務を行うことは、先に依頼を承諾した当事者の利益を害するとともに、弁護士信用、品位を汚すことになるから、これを防止するためである。

ということで、双方代理の問題じゃないんです。もう双方代理は、もう当然、もう言うまでもなく駄目で、両方から相談を受けるというのも駄目なんですよというのがここに書かれております。

最後に少しだけ、第25条第3号で依頼者の承諾があればというのがありますが、それはあくまで別事件なので、今回は赤線工事の許可の必要、不要をめぐっているのも、明らかに同事件なので、それは同意があっても禁止は解除されないと考えます。

その上で、ちょっと、今日、長谷川弁護士から書面が来たんで、それに対して私の法的見解を述べた上で、最後に賛成の結論を述べたいと思います。

2ページ目の「以上の事実経過についての法的見解」というところで「1、まず、当職は、町の代理人として対処していて、双方代理はしていない。」ということですけど、先ほど伝えたとおり、今回は双方代理の問題ではないです。双方から法律相談を受けたことが問題となっております。

2、さらに、町の代理人として、倉田工務店に対して、倉田工務店の顧問弁護士を辞職して、倉田工務店に対して、損害賠償請求を行うと通知し、当職の立場は100%、町の代理人として対処している。

ということなんですけど、どっちの代理人とかじゃなくて、両方から法律相談を受けた、それ自体が問題だということを先ほどから述べております。

続いて「4、なお、本件事案について、当職は町からも倉田工務店からも一円の報酬も受け取っていない。」ということですが、これは、顧問弁護士なんで、毎月顧問料はもらっていると思います。一定の顧問料をもらって一定の決められた時間の法律相談に応じるというのが顧問契約なので、顧問料をもらっているということを私は考えております。なので顧問弁護士と名乗っているというふうに思っております。

なお、ちなみに、資料②の弁護士理規定においては、第28条において、当事者の利害が相反する場合にも、その当事者双方から同意を得ている場合には、事件を受任していいと規定されている。

この既定は、双方が信頼している特定の弁護士に仲裁的に対応を求めたほうが、解決が早く弁護士費用も掛からないということがあり得るからである。

ということなんですけれども、これは対立が表面化していない場合です。

それで、先ほどから言っているとおり、今回の事実経過を見ると、まず1月10日に工務店の人が役場に書類を受け取りに来庁、それで、その際に町は町の許可がなければ赤線の工事はできないことを伝えるとあります。しかしながら、その翌日、隣接する赤線工事が突然始まるということになっております。

それで、その後——これは町が作った事実経過書ですけども——1月17日、その相

手方の家へ訪問したところ、許可がないまま工事が進んでおり、町から赤線部分の工事は行わないように数回業者に指導したが進捗していたのはなぜかということに対してその工事をした当事者は、工務店に全て一任しており、私たちに言われても困る、工務店の会長にも確認し、大丈夫だと言われていた。

そこからさらに時系列は進んで、1月24日、工務店の顧問弁護士が来庁し、今回の赤線の件について聞き取りあり、1月16日に工務店会長から今回の工事について相談を受けた。

続いて2月22日、原状回復の動きがないため工務店に確認する、工務店担当者、会長、弁護士に再度確認する。

2月26日、工務店の担当者に確認、担当者から工務店の会長と弁護士が協議し町の指示する内容で原状回復することで確認したと、こういった事実経過をたどっております。

その上で、さきの一般質問において、町側は法律相談をしたんですかという浜田議員の問いに対して、副町長は相談をしましたというふうに回答しております。

この事実経過書とさきの一般質問の答えを照らし合わせると、明らかに両方から相談を受けていたということは明らかだと思っております。

その上で、先ほどの話ですけど、対立がもう既に表面化しているんですよ、これは。工事ができると思ってもう工事を始めちゃっている業者とできないというふうに言うという町側なんで、これはもう対立が表面化しているので、仲裁的な解決というのは今回の事案では適切じゃないと考えております。

では結論に行きます。

決議文にもありますけれども、今回はたまたま町に不利益が起きなかった、この事実を確認していただきたいと思えます。

両方の顧問弁護士をやっているということは、これは、もう自分がこちら側につきたい、こちら側につきたいというのを自分で決められるんですよ、A社とB社のどっちにつきたいかというのを。それでは弁護士に対する信頼が確保できないので、なので弁護士法は両方から相談を受けることを禁じております。

なので、今回はたまたま町には不利益が起きなかったですけども、このような行動を取る顧問弁護士との契約を続けるということは、町、ひいては町民の利益が著しく害されると私は考えております。

したがいまして、同弁護士との顧問契約を直ちに破棄するよう町長に求める旨の本決議には強く賛成いたします。

以上です。

議 長
6 番
堀内議員

ほかに討論ありますか。

反対の立場から討論をさせていただきます。

先ほど質問をさせていただいたんですけども、現状、1月～6月に関しては、特に何も弁護士法の中でも懲戒を受けているとか、そういう話は確認をできていないということなので、疑わしくは罰せずという意味もありまして、現状、町に特に影響を受け

ているものではないというものに対して議会から一方的に何かを言うっていうのはちょっと違うのではないかなと私のほうでは考えておまして、何か町に損害を受けて、何か問題が起きたっていうところでしっかり判断をして対処すべきかと思っておりますので、反対の立場とさせていただきます。

議長 ほかに……。

4番

坂本議員

私はこの決議案に賛成の立場で討論いたします。

今説明のあった利益相反ということ、それはもう弁護士法の中できちっと定められたものであって、これに照らし合わせれば、長谷川弁護士は、両方の——工務店でも町のあれでも、両方辞退して彼が知っている別の弁護士に頼むべきだというのが弁護士としての良識だと思います。それをしないで、時系列では両方の相談を受けているわけですから、既に弁護士法に抵触していると思っておりますので、町の顧問弁護士という立ち位置はよくないと思っております。

この決議案に賛成といたします。

議長 ほかに……。

3番

折山議員

伊藤さんは一度やっておりますので。

この決議に反対の立場で討論します。

まず、利益相反で法律の知識が——今、弁護士同士が争っている事実がありますね。1人の弁護士、また当事者の弁護士が見解の違うものを述べています。

そこに対して、よく法律の知識をお持ちの議員もいて断じることができるんですが、私はとても断じることではできません。

それで、先ほどから相談の有無について議論が交わされているわけですが、私は、相談っていうのは、例えば、今度の事業者が自分の弁護士にこういうことをやっちゃったと、このまま通したいんだけど相談に乗ってくれんかと、これが相談だと思うんですね。情報を伝えたっていうのは、こういうことが起きてしまった、これは情報を伝えただけで、それに対しておい何とかしてくれないかっていうのが、これは相談であって、よし分かったっていうのが相談に応じたっていうやり方、これは素人が考えると相談ってそういうもんなんだろうなっていうふうに感じるものであります。

まあ、これは、素人判断でこういうことを言いながら議論するっていうのはちょっと危険かなということと、同僚議員の発言のとおり、飯島町にどのような利益相反による不都合があったのかどうか、この点をきちっと認証しなきゃいけないね。

それから、この方が未来にわたって就任されていると飯島町に不都合が起きる危険性があるというふうに断じる根拠がどこにあるのか。お互いの弁護士が利益相反に関与しているしていないって、今は法律家同士が言い合っている中で、我々にこの結論を出せというのは酷ではないかな。

もう1点心配するのが、議会でこれを採決で可決するという事態に至ると、一人の弁護士の適格性をこの議会が否定したことにつながるおそれがあります。そうすると、そ

の弁護士が将来事業を継続していく上の損害は地域に物すごく大きく広がるはずで
す。当然出てくるのは、損害賠償請求という行為が出てきます。罷免するのは町か
もしれませんが、そこに応じる道筋をつくった、認めた議会がこれからその場
に引き出されるおそれがあることを私は心配いたします。

なぜこれを言うかっていうと、この陳情書の後段には仮にこういうことがあ
つたら町民益に反するからという文言がありますので、私も仮にこの議会がそ
の方の不適格性を認定する形を取った上で損害賠償を求められたときには、起
因だけではない、この議会の信用性そのものがこれから裁判で問われていく
っていう事態に持ち込むことが町民益につながるかどうかの心配をするもの
であります。

以上の理由により本決議は不採択と決するように求めて、反対の討論といた
します。

議長 ほかにも討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 12 号 飯島町顧問弁護士との契約解除を求める決議を採
決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議長 お座りください。(起立者着席)

起立少数です。したがって、発議第 12 号は否決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会の御挨拶をいただきます。

〔唐澤町長登壇〕

町長 6 月議会定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

今月 4 日から本日まで 14 日間に会期をもって開催されました 6 月議会定
例会ですが、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、上程いたしま
した各案件の全てを原案のとおり御議決いただきまして、誠にありがとうございました。

また、今議会の議案審議や一般質問を通じて数々の貴重な御意見や御提
案をいただきました。いずれも十分に胸に留め、今後の町政運営に生かして
まいりたいと思います。

また、ただいまは、弁護士の利益相反に関する討論をいただきました。

私がこの案件に携わったのは 2 月からでございますけれども、それまでも
職員が当事者とのこの課題について相談を受けて対応してきたところであり
ます。この 5 月までに約 70 回近く、私も 2 月に 2 回、3 月に 2 回、当事者
と懇談をしまして相談に乗ってきたところであります。

弁護士の利益相反に関する事項につきましては、また違う場所で論じてい
ただく必要があるかなと思いますけれども、私は、この問題に関しては、当
事者——相對するお二

人の方の間に入ってしっかりと双方の意見を聞きながら対応してきたところでございます。その点を御理解いただきたいと思っております。

また、解決はいたしましたけれども、今後も地元に出向いて説明を申し上げながら、今回のようなことが起きないように再発防止に努めていきたいと考えております。これまで同様、議員各位をはじめ町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げるところでございます。

さて、政府は、先週、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針 2024 を示しました。

デフレから完全に脱却する千載一遇のチャンスを迎えているとして、33年ぶりの高い水準となっております賃上げの動きを定着させ成長型の新たなステージに移行するため、デフレからの完全脱却に向けてあらゆる政策を総動員すると強調した一方、財政健全化をめぐるっては、基礎的財政収支を 2025 年度に黒字化する目標を堅持するとして、取組を後戻りさせないとしているところでございます。

主な骨子としましては、経済財政では、人口減少が深刻化する中で、実質国内総生産——GDPでありますけれども、の成長率が 1% を安定して上回る経済をあるべき姿として提示しております。

また、地方創生では、女性や若者に魅力的な地域づくりを後押しし、地方創生の新展開を図るとしてまいります。

そのほか、最低賃金の引上げ、下請法の運用厳格化や改正、教員の処遇の見直し等が示されているところでございます。

また、女性活躍・男女共同参画の重点方針——女性版骨太の方針 2024 もまとまった発表があったところであります。これらは、男女間の賃金格差の解消を行うため、企業で非正規で働く人を正社員に登用するよう促すとともに、学び直しの支援など人材育成を強化し、いわゆる年収の壁にとらわれない働き方の実現に向けて制度の見直しに取り組むとしております。

町といたしましても、人口減少対策や男女共同参画などの施策に対しまして、また経済動向による各種施策に対する影響もありますので、国の方針や動向を注視しながら、全ての人が生きがいを感じられ、多様性を尊重される持続的な社会実現のため、町政の推進と重要課題への取組を進めてまいります。

さて、今年は梅雨入りが遅れております。平年では 6 月 7 日頃に梅雨入りとなっておりますが、振り返ってみますと、1967 年と 2007 年、このときは 6 月 22 日で、最も遅い梅雨入りとなっております。それ以来の遅い梅雨入りが予想されているところであります。

2007 年は雪が少なく、渇水もありました。また 8 月には記録的な高温になったと記憶しております。ただし、7 月は大雨が降ったというようなことで、渇水も解消されたということでございます。

近年では長雨や大雨で土砂災害などの被害が全国各地で起きております。飯島町でも災害が起きることを前提に、平時の備えは最も重要だとの認識の下、早めの対策を取

てまいりたいと思います。

町民の皆様におかれましても、自ら身を守り、被害を少なくするため、日頃から御家族の皆様と避難場所の確認や防災備品、非常食の備蓄など、災害への備えの御確認をお願い申し上げるところでございます。

終わりに、今後1か月ほどの梅雨の時期が終わりますと、いよいよ暑い夏の季節がやっ
てまいります。飯島町でも既に25度を上回る夏日が何日かありました。熱中症の心配も
されておりますので、対策を十分取っていただくようお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、健康には十分御留意いただき、一層の御活躍を心からお
祈り申し上げ、6月議会定例会の閉会に当たりましての挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

〔唐澤町長降壇〕

議 長

以上をもって令和6年6月飯島町議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

事務局長

御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

閉 会

午後0時22分

上記の議事録は事務局長 那須野一郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員